

協同のあゆみ

第30回通常総代会

- 令和4年度（第30期）事業報告書 ●

[令和4年4月1日から令和5年3月31日まで]

- 令和5年度（第31期）事業計画書 ●

[令和5年4月1日から令和6年3月31日まで]



目次

第30回 通常総代会 次第	1
第30回 通常総代会上程議案	2

報告事項並びに第1号議案 別紙

令和4年度 事業報告	4
1. 組合の事業活動の概況に関する事項	4
(1) 事業の全般的概況	4
①当該事業年度末日における主要な事業活動の内容と成果	4
②事業の経過報告	5
③当期における重要事項	7
④財務・事業成績の推移	7
⑤組合が対処すべき重要な課題	7
⑥その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項	8
2. 組合の運営組織の状況に関する事項	9
(1) 総代会の開催状況及び重要な事項の決議状況	9
(2) 組合員の状況	10
①組合員の数及びその増減	10
②出資口数とその増減、その他の出資の状況	10
(3) 役員の状況	11
(4) 職員の状況	12
①職員数の増減、その他職員の状況	12
(5) 組織の構成	13
①組合の機構	13
②組合員組織	15
(6) 施設の設置状況	16
①組合の施設の状況	16
②共済事業の委託施設の状況	17
ア. 代理業者数の推移	17
令和4年度 事業報告の附属明細書	18
1. 役員に対する報酬等の明細	18
2. 役員等の兼職又は兼業の明細	18
3. 役員との間の取引等の明細	18
令和4年度 貸借対照表	19
令和4年度 損益計算書	20

注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	22
2. 会計方針の変更に関する注記	24
3. 会計上の見積りに関する注記	24
4. 貸借対照表に関する注記	25
5. 金融商品に関する注記	25
6. 有価証券に関する注記	28
7. 退職給付に関する注記	29

8. 税効果会計に関する注記	30
9. 収益認識に関する注記	30
令和4年度 附属明細書	31
貸借対照表等の附属明細書	31
1. 組合員資本の明細	31
2. 有形固定資産及び無形固定資産の明細	32
3. 外部出資の明細	33
4. 引当金の明細	34
5. 事業管理費の明細	35
令和4年度 剰余金処分案	36
独立監査人の監査報告書謄本	37
監事の監査報告書謄本	39
令和4年度 部門別損益計算書	40

第2号議案 別紙

令和5年度 事業計画	41
営農	42
店舗	49
信用	51
共済	53
生活	55
組織・管理	59
自己改革工程表	61
令和5年度 総合財務計画	63
令和5年度 総合損益計画	64
令和5年度 年間スケジュール	65
支店を核とした取組み	66

第3号議案 別紙

定款及び定款附属書総代選挙規定の一部変更について	68
--------------------------	----

第4号議案 別紙

農地利用調整に関する事業規程の一部変更について	71
-------------------------	----

第5号議案 別紙

役員を選任について	77
-----------	----

第7号議案 別紙

退任役員に対する役員退職慰労金の支給について	81
------------------------	----

報告事項2

J Aバンク基本方針の一部変更について	82
J Aの組合員意思反映ルート	99

と き：令和5年6月24日(土) 午前10時～
ところ：新城文化会館 小ホール

次 第

1. 開会のことば
1. J A 綱領唱和
1. 組合長あいさつ
1. 議長選任
1. 議事
1. 来賓祝辞
1. 閉会のことば

J A 綱領

わたしたち J A の目指すもの

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

報告事項1 令和4年度の貸借対照表、損益計算書、注記表の内容及び附属明細書並びに会計監査人の監査報告及び監事の監査報告について
別紙のとおり報告する。

決議事項

第1号議案 令和4年度の事業報告及び剰余金処分案について
令和4年度の事業報告及び剰余金処分案を確定させるために、別紙のとおり承認を求める。

第2号議案 令和5年度事業計画の設定について
令和5年度事業計画を設定するために、別紙のとおり承認を求める。

第3号議案 定款及び定款附属書総代選挙規程の一部変更について
別紙のとおり承認を求める。

第4号議案 農地利用調整に関する事業規程の一部変更について
別紙のとおり承認を求める。

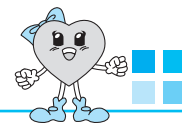
第5号議案 役員の選任について
本総代会の終結をもって現役員全員が任期満了となることに伴い、理事26名、監事5名を別紙のとおり選任したい。なお、監事の議案については、監事の過半数の同意を得ている。

第6号議案 令和5年度における理事及び監事の報酬額について
次のとおり承認を求める。

- ① 昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、令和5年度における理事の報酬については総額6,000万円以内とし、各理事の報酬額、支払方法等についてはその範囲内において理事会に一任する。
なお、理事は26名である。
- ② 昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、令和5年度における監事の報酬については総額1,500万円以内とし、各監事の報酬額、支払方法等についてはその範囲内において監事の協議に一任する。
なお、監事は5名（うち員外監事は1名）である。

第7号議案 退任役員に対する役員退職慰労金の支給について
別紙に記載する役員13名は本総代会の終結の時をもって退任する。それぞれの在任中の労に報いるため、役員退職慰労金を支給することについて、次のとおり承認を求める。
退任役員各氏の略歴は別紙のとおり。

- ① 理事経験がある退任役員に対し、役員退職慰労金規程に基づき、理事在任期間に応じて総額1,391万円以内で退職慰労金を支給することとしたい。なお、具体的金額、



支給時期及び方法等については、理事会に一任する。

- ② 監事経験がある退任役員に対し、役員退職慰労金規程に基づき、監事在任期間に応じて総額98万円以内で退職慰労金を支給することとしたい。なお、具体的金額、支給時期及び方法等については、監事の協議に一任する。

また、役員退職慰労金規程を、総代会の終結までの間、本店に備え置きしている。

第8号議案 農産物の受検及び代金等の受領手続きの委任について

次の権限をこの組合に委任することについて承認を求める。

- ① 令和4年産及び令和5年産米麦並びに大豆等農産物の受検に関する一切の権限
- ② 令和4年産及び令和5年産米麦並びに大豆等農産物の売渡し等に関して、政府並びに米穀安定供給確保支援機構等からの売渡代金、補助金等の交付申請、請求、受領及び返還に関する一切の権限
- ③ 市町村からの補助金の交付申請、請求、受領及び返還に関する一切の権限

附帯決議(案) この総代会において決議した事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の指示等により補正変更を必要とする場合には、その主旨に反しない範囲内においてその変更を理事会に一任する。

報告事項2 JAバンク基本方針の一部変更について

別紙のとおり報告する。

令和4年度 事業報告 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

1. 組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 事業の全般的概況

①当該事業年度末日における主要な事業活動の内容と成果

当年度は、ロシア・ウクライナ情勢等の影響により生産、生活に関わる物の物価高が進み、組合員または地域住民の生活へ大きな影響を与え、特に農業者にとっては、資材価格の高騰により収益を生み出しにくい年度になりました。そのような情勢の中、第10次中期3か年計画の初年度として、経営理念である「未来に残そう水と緑」を念頭に、3つの基本方針である「活気と魅力ある奥三河農業の発展」「協同の力で支え合う豊かな暮らしを組合員と共に創造する」「地域農業の発展を支える持続可能なJA経営を組合員と共に実現」に基づき計画達成に向けて事業活動をスタートいたしました。

営農事業面では、自己改革の柱である「オンリーワン戦略」に基づき、「米の独自販売強化」「栽培環境の改善による集荷量の増加」「高品質の見える化による販売単価の向上」などに取り組み、生産部会と話し合い課題を共有し、生産者と共に目標達成に向けて取り組みました。また、今年度は2年ぶりに中山間米の「ミネアサヒ」が特Aを取得、資材高騰対策支援、しんしろ茶の「リニューアル」によるお茶の販売強化、新規就農者6名の就農など農家所得向上へ向け邁進いたしました。

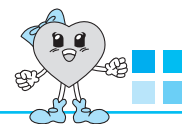
生活事業面では、燃料事業において設楽ダム工事の延長を受け、北設地区の燃料事業体制を再度見直すとともに、名倉地区の地元ガス販売店の閉店に伴い事業基盤を引き継ぐなど、地域のライフラインの維持に向け事業を進めてまいりました。また、葬祭事業では、家族葬など小規模葬が増える中、地域で生活してきた故人に対し、組・地域など所縁のある地域住民にも参加していただく「地域葬」もご提案させていただき喪家目線に寄り添った確実な葬儀施行に取り組んでまいりました。店舗事業においては、令和5年4月からのAコープ事業の帰還に向け、Aコープしんしろ店の全面改装を図りました。グリーンセンターしんしろ店を12月末に一時閉店とし、新たな農業資材及び産直店舗として、令和6年3月オープン「グリーンファームしんしろ」の建設準備を進めてまいりました。

金融事業面では、多様化する利用者ニーズに対応した利便性の向上と金融サービス充実の強化へ向け、モバイルサービス強化としてスマホ教室、相談会による利用者へのさらなる金融サービスの充実、営農部との連携を強化し農業融資による農業者支援をしてまいりました。また、「地域農業の発展を支える持続可能なJA経営を組合員と共に実現」のため、令和5年実施の支店再編についての地域説明会を全12支店で実施いたしました。共済事業面では、組合員および利用者との絆の強化を図り、将来にわたり「安心」と「満足」を提供するため、幅広い提案活動と広報活動を通じて、健康で安心して暮らせる地域社会への貢献、農業支援に取り組んでまいりました。

組織面では、正組合員と准組合員が一体となったJA運営を実現するため、「やまびこ大学」「准組合員大学の開催」「支店運営委員会モニターの実施」「女性組織との意見交換の開催」などに取り組みました。また、より多くの組合員が参加できる体制づくりとして、「准組合員大学」「やまびこ大学」にて、YouTube配信を行いました。

経営基盤づくりでは、組合員、地域から必要とされ、農業支援が可能なJA経営を維持するため、組合員への説明を行いながら、支店再編計画、経済事業再編計画を進めさせて頂きました。より組合員、地域から信頼される強いJA経営を目指してまいります。

令和4年度の事業活動の成果につきましては、総組合員数14,537人の協同の力により、販売品販売総取扱高4,864,507千円、購買品供給総取扱高4,641,677千円の取扱高となっています。信用事業については、貯金・定期積金残高178,975,158千円、貸出金残高24,671,930千円となり、共済事業については、長期共済新契約高23,731,171千円の契約をいただく事ができました。これもひとえに組合員の皆様による協同活動に対するご理解と積極的な参画の賜ものであり、深く感謝を申し上げるとともに、ここに令和4年度の事業概況を報告させていただきます。



②事業の経過報告

年	月	日	名称・処理事項	備考	
R4	4	13	みのり監査法人期末監査	第一会議室	
		17	こども農学校開校式	ドキュメンタリー映画の鑑賞等	
		18, 19, 21, 25	期末監事監査		
		20	年金友の会グラウンドゴルフ大会	桜淵公園	
		28	定例理事会 監事監査講評	本店3階ホール 本店3階ホール	
		30	組合長杯少年軟式野球大会	新城総合公園 野球場	
	5	1, 7	みのり監査法人期末監査		
		2, 6, 9, 10	中央会期末業務監査		
		7	こども農学校	四谷千枚田で田植え 三遠ネオフェニックス鹿毛氏参加	
		17	J A文化講座	本店3階ホール 講師：高田 孝典 氏	
		20	女性部総会	本店3階ホール	
		24	監事会	西館小会議室	
		28	こども農学校	動植物講話、サツマイモのつる挿し	
		30	定例理事会 監事会	本店3階ホール 西館小会議室	
		6	3	営農共同利用施設運営委員会	新城営農センター
			4	J Aアグリラリー	八名支店管内
	11		総代懇談会	各会場	
	15		営農購買取引委員会	新城営農センター	
	16		きわめびと伝承講座	本店3階ホール 講師：河口 幸子 氏	
	21		金融共済委員会	役員会議室	
	23		第29回通常総代会 定例理事会 監事会	新城文化会館小ホール 本店3階ホール 西館小会議室	
	28		フレミズ「さくら」開校式	本店3階ホール	
	25		フレンズ 開校式	本店3階ホール	
	7		2	年金友の会 総会	新城文化会館
			9	こども農学校	カレーライス、アイスキャンディー作り
			11	愛知県条例検査	
			12	J A文化講座	本店3階ホール 講師：伊東 文弘 氏
		13	みのり監査法人期中監査	第一会議室	
		15, 20, 21	支店運営委員会	12支店	
		22	中央会期中監査予備調査	第一会議室	
		25	生活店舗委員会・建設委員会	役員会議室	
		27	監事会 定例理事会	西館小会議室 本店3階ホール	
		8	3	支店再編総代説明会（中央支店・東郷支店）	本店3階ホール
			9	支店再編組合員説明会（中央支店・東郷支店西地区）	本店3階ホール
	12		支店再編組合員説明会（東郷支店東地区）	長篠支店	
	19		新城設楽広域農政連絡協議会 幹事会	本店3階ホール	
	22, 23, 24, 25, 26		みのり監査法人期中監査		
	22, 23, 24		中央会期中監査		
	27		こども農学校	ウィンナー作り、レクリエーション	
	29		監事会 定例理事会 総務委員会	西館小会議室 本店3階ホール 西館小会議室	
	9		1	支店再編組合員説明会（大野支店）	鳳来中央集会所
			6	支店再編組合員説明会（鳳来寺支店玖老勢地区）	玖老勢コミュニティプラザ
		7	営農共同利用施設運営委員会	新城営農センター	
		8	支店再編組合員説明会（鳳来寺支店海老地区）	海老構造改善センター	
		9	中央会監査講評	役員会議室	
		13	J A文化講座	本店3階ホール 講師：小林 芳春 氏	
		14	支店再編組合員説明会（鳳来寺支店布里地区）	布里コミュニティーセンター	
		15, 16, 26, 27	愛知県条例検査		
		15	支店再編組合員説明会（津具支店）	津具支店	
		20	建設委員会 総務委員会	役員会議室 西館小会議室	
		21	きわめびと伝承講座 支店再編組合員説明会（津具支店豊根地区）	新城市内 講師：高田 孝典 氏 豊根村民ホール	
		23	Aコープしんしろ店リニューアルオープンセレモニー 生活・店舗委員会	Aコープしんしろ店 役員会議室	
		28	監事会 定例理事会	西館小会議室 本店3階ホール	
		30	期央棚卸監査	各事業所	

年	月	日	名称・処理事項	備考		
R4	10	5	年金友の会 グランドゴルフ大会 支店再編組員説明会（本店・ちさと支店）	桜淵公園 本店3階ホール		
		8	こども農学校	四谷千枚田で脱穀、弁当の日		
		18, 19, 20, 25	期央監事監査			
		19	支店再編組員説明会（八名支店）	八名支店		
		20	きわめびと伝承講座	東栄町内 講師：金田 新也		
		22	こども農学校	販売体験「こども八百屋さん」 （グリーンセンターしんしろ）		
		25	監事会	西館小会議室		
		26	中央会経営動向監査 支店再編組員説明会（作手支店）	作手支店		
		27	定例理事会 監事監査講評	本店3階ホール 本店3階ホール		
		11	2	支店再編組員説明会（長篠支店）	長篠支店	
	9		北設地区 クッキングフェスタ	津具基幹集落センター		
	10		支店再編組員説明会（設楽支店）	設楽支店		
	14		J A文化講座	本店3階ホール 講師：加藤 博俊 氏		
	16		農業・農政講演会	本店3階ホール		
	17		支店再編組員説明会（東栄支店）	東栄支店		
	19		家の光クッキングフェスタ	本店3階ホール		
	21, 22, 24		支店運営委員会	12支店		
	28		監事会 定例理事会	西館小会議室 本店3階ホール		
	12		4	こども農学校 修了式 三遠ネオフェニックス公式戦 観戦 （こども農学校招待）	思い出上映会、思い出の発表 豊橋総合体育館	
		8, 9	みのり監査法人期中監査			
		10	組合長旗争奪親善ゲートボール大会	桜淵公園		
		15	地区役員推薦会議 組織代表役員推薦会議	本店3階ホール 本店3階ホール		
		16	きわめびと伝承講座	新城市内 講師：加藤 博俊 氏		
		27	定例理事会 購買取引委員会	本店3階ホール 新城営農センター		
		R5	1	17	J A文化講座	本店3階ホール 講師：加藤 貞享 氏
				23, 24, 25	みのり監査法人 期中監査	
	26			新春農政懇談会	本店3階ホール	
	27			監事会 定例理事会	本店西館小会議室 本店3階ホール	
	28			J A愛知東女性大会	本店3階ホール	
	2		29	組合長杯ソフトバレー大会 レディース・メンズの部	新城中学校	
			5	組合長杯ソフトバレー大会 トリムの部	新城中学校	
26			組合長杯少年サッカー大会	鳳来ふれあいパーク		
27			監事会 定例理事会	本店西館小会議室 本店西館役員会議室		
28			准組員大学	本店3階ホール		
3	2	フレミズさくら修了式	本店3階ホール			
	4	J Aアグリラリー	大野支店管内			
	5	組合長杯ソフトバレー大会 小学生・ファミリーの部	ちさと小学校			
	8, 9, 10	みのり監査法人資産自己査定監査				
	8, 9	中央会資産自己査定監査				
	9	金融共済委員会	本店西館役員会議室			
		生活・店舗委員会	本店西館役員会議室			
	10	営農委員会 総務委員会	本店西館役員会議室 本店西館役員会議室			
	19	組合長杯中学生バレーボール大会	新城中学校			
	23, 24, 27	支店運営委員会	12支店			
	24	やまびこ大学組員組織集会	本店3階ホール			
29	監事会 定例理事会	本店西館小会議室 本店西館役員会議室				
31	棚卸監査	各事業所				



③当期における重要事項

- ・Aコープしんしろ店リニューアル（令和4年9月）

④財務・事業成績の推移

（単位：千円）

区 分	項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (当期)
財 務	事 業 利 益	455,285	409,536	398,890	313,130
	経 常 利 益	664,076	597,849	601,250	489,196
	当 期 剰 余 金	469,834	466,191	469,657	357,289
	総 資 産	199,324,584	202,150,122	202,338,371	201,153,779
	純 資 産	18,628,394	18,976,996	19,261,401	19,293,740
	単体自己資本比率	24.29%	24.48%	24.90%	25.41%
信 用 事 業	貯 金	177,698,377	180,062,931	180,173,552	178,975,158
	預 金	158,961,730	160,941,464	159,601,361	155,076,010
	貸 出 金	24,978,969	24,928,144	24,547,421	24,671,930
	有 価 証 券	2,292,839	3,116,440	4,795,480	7,846,170
	国 債	942,620	1,224,960	2,063,030	4,258,920
	そ の 他	1,350,219	1,891,480	2,732,450	3,587,250
共 済 事 業	長 期 共 済 保 有 高	403,735,111	392,701,238	377,116,765	362,953,722
	短 期 共 済 新 契 約 掛 金	924,740	894,785	861,776	851,034
購 買 事 業	購 買 品 供 給 総 取 扱 高	4,863,487	4,351,338	4,618,524	4,641,677
販 売 事 業	販 売 品 販 売 総 取 扱 高	4,858,309	4,898,426	4,856,590	4,864,507

⑤組合が対処すべき重要な課題

当組合では、地域人口の減少及び高齢化による正組合員（農業者）の減少、令和5年度より、Aコープ事業の帰還に伴う員外利用率対策など、次世代へと繋ぐ組合員組織基盤の強化が急務であると課題認識しております。また、JA経営に対しては、持続可能な経営基盤の確立を目指し、支店再編・経済事業再編などの検討・実施を進めていますが、物価の高騰、マイナス金利政策の長期化など外的要因による影響により、JAを取り巻く情勢は極めて厳しいものとなっています。特に金融情勢の影響は収益の約6割を占める信用・共済事業の収益低下を招き、総合事業であるJA経営に与える影響は大きなものがあると認識しております。この厳しい状況を踏まえ、安定的なJA経営を持続するために、JA全体の事業再編を踏まえた経営刷新に取組み、地域農業・社会へ貢献できる経営基盤を確立してまいります。

なお、本事業年度における農業所得の増大に関する事項並びに組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する事項については、別添「自己改革工程表」に記載しております。

⑥その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

ア 業務の適正を確保するための体制

当組合では、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

J A 愛知東 内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部門等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 組合における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理に関する各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。



2. 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 総代会の開催状況及び重要な事項の決議状況

通常総代会（令和4年6月23日 午前10時開催）

総代会日現在の総代数		496名
出席総代数	実際に出席した総代	98名
	代理人	—
	書面	286名
	計	384名
重要な議事及び決議事項		
報告事項1	令和3年度の貸借対照表、損益計算書、注記表の内容及び附属明細書並びに会計監査人の監査報告及び監事の監査報告について	
第1号議案	令和3年度の事業報告及び剰余金処分案について	
第2号議案	第10次中期3か年計画の設定について	
第3号議案	令和4年度事業計画の設定について	
第4号議案	定款の一部変更について	
第5号議案	宅地等供給事業実施規程の一部変更について	
第6号議案	令和4年度における理事及び監事の報酬額について	
第7号議案	農産物の受検及び代金等の受領手続きの委任について	
附帯決議(案)	総代会の決議事項補正変更について	
報告事項2	JAバンク基本方針の一部変更について	
上記の議案については、原案のとおり承認可決されました。		

(2) 組合員の状況

①組合員の数及びその増減

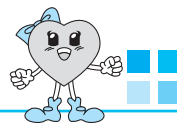
(単位：組合員数)

資格区分	前期末	当 期 入 加	当 期 脱 退					当 期 末	増 減	
			持分全部 の譲渡	資 格 喪 失	死亡又 は解散	除 名	合 計			
正 組 合 員	個 人	7,566	105	11	4	258	—	273	7,398	△ 168
	法 人	7	—	—	—	—	—	—	7	—
	その他の法人	19	1	—	—	—	—	—	20	1
准 組 合 員	個 人	6,850	299	25	18	127	—	170	6,979	129
	農 事 組 合 法 人	1	—	—	—	—	—	—	1	—
	そ の 他 の 団 体	131	3	1	—	1	—	2	132	1
合 計	14,574	408	37	22	386	—	445	14,537	△ 37	
摘要：(1) 当期末正組合員戸数				6,950戸						
(2) 当期末准組合員戸数				5,513戸						

②出資口数とその増減、その他の出資の状況

(単位：口)

資格区分	前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末	
正 組 合 員	個 人	695,761	11,031	26,931	679,861
	法 人	355	—	—	355
	その他の法人	612	10	—	622
	計	696,728	11,041	26,931	680,838
准 組 合 員	個 人	208,507	8,599	7,371	209,735
	農 事 組 合 法 人	60	—	—	60
	そ の 他 の 団 体	16,534	21	18	16,537
	計	225,101	8,620	7,389	226,332
処 分 未 済 持 分	2,669	1,504	1,921	2,252	
合 計	924,498	21,165	36,241	909,422	
摘要：(1) 出資1口金額		1,000円			
(2) 当期末払込済出資総額		909,422,000円			
(3) 1正組合員当たり出資金額		91,695円			
(4) 1組合員の持口最高限度		1,000口			



(3) 役員の状況

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他	農協法第30条第12項に基づく要件
代表理事組合長	海野文貴	常勤	有		実践的能力者
専務理事	竹下武重	常勤	無	企画・管理	実践的能力者
常務理事	河合司	常勤	無	経済担当	実践的能力者
常務理事	鈴木廣一	常勤	無	信用・共済担当（農協法第30条第3項の信用事業を担当する理事）	実践的能力者
理事	青山丈子	非常勤	無	総務委員、女性役員	
理事	森富夫	非常勤	無	総務委員長	認定農業者
理事	白井秀和	非常勤	無	金融共済委員長	
理事	下山康人	非常勤	無	生活・店舗副委員	
理事	松下恒雄	非常勤	無	総務委員	実践的能力者
理事	矢田勉	非常勤	無	営農委員、担保査定委員	実践的能力者
理事	坂口和男	非常勤	無	金融共済委員、建設委員長	実践的能力者
理事	伊藤愛子	非常勤	無	生活・店舗委員、女性役員	実践的能力者
理事	伊藤靖彦	非常勤	無	総務委員、建設委員	認定農業者
理事	小西永人	非常勤	無	金融共済副委員長、担保査定委員	実践的能力者
理事	平松敏治	非常勤	無	営農委員、担保査定委員	認定農業者
理事	今村守博	非常勤	無	生活・店舗委員長、担保査定委員	認定農業者
理事	上村光	非常勤	無	営農委員、担保査定委員	認定農業者
理事	佐々木富子	非常勤	無	総務委員、女性役員	
理事	今泉伸一	非常勤	無	総務副委員長、建設副委員長	認定農業者
理事	井原正亘	非常勤	無	生活・店舗委員	認定農業者
理事	宮本泰男	非常勤	無	営農委員	認定農業者
理事	加藤博俊	非常勤	無	金融共済委員、建設委員	実践的能力者
理事	夏目保夫	非常勤	無	営農委員長、建設委員	実践的能力者
理事	原隆文	非常勤	無	生活・店舗委員	実践的能力者
理事	齊藤茂	非常勤	無	金融共済委員、建設委員	実践的能力者
理事	小林哲次	非常勤	無	営農副委員長、担保査定委員	実践的能力者
代表監事	河野祥章	非常勤	／		
常勤監事	栗田保幸	常勤	／	農協法第30条第15項の常勤監事	
監事	伊藤弘美	非常勤	／	農協法第30条第14項の員外監事 女性役員	
監事	牧野純久	非常勤	／		
監事	大山満子	非常勤	／	女性役員	

- (注) 1. 農業経営基盤強化促進法第13条第1項に定める認定農業者8名、農業協同組合法（以下、「農協法」という。）第30条第12項第2号で定める実践的能力者14名の計22名により、農協法第30条第12項の要件を満たしております。
2. 理事のうち、農協法第30条第12項第2号の規定に該当する者（実践的能力者）は次のとおりです。当該理事については、経験や実績等から、当組合の行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有すると判断しております。
- ① J A 愛知東生産部会部会員及びOB・OG
 - ② J A ・連合会役職員の役員及び管理職（課長職以上）の経験者
 - ③ 国・地方公共団体の農業関連部門の経験者
 - ④ 国・地方公共団体の課長職以上の経験者
 - ⑤ 企業役員及び管理職（課長職以上）の経験者
 - ⑥ J A 愛知東助け合い組織の役員及びOG
 - ⑦ 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士、宅地建物取引主任者、介護福祉士の資格を有する者
3. 当組合では、当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を補填するものです。

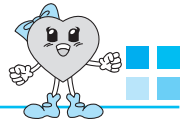
(4) 職員の状況

①職員数の増減、その他職員の状況

(単位：人)

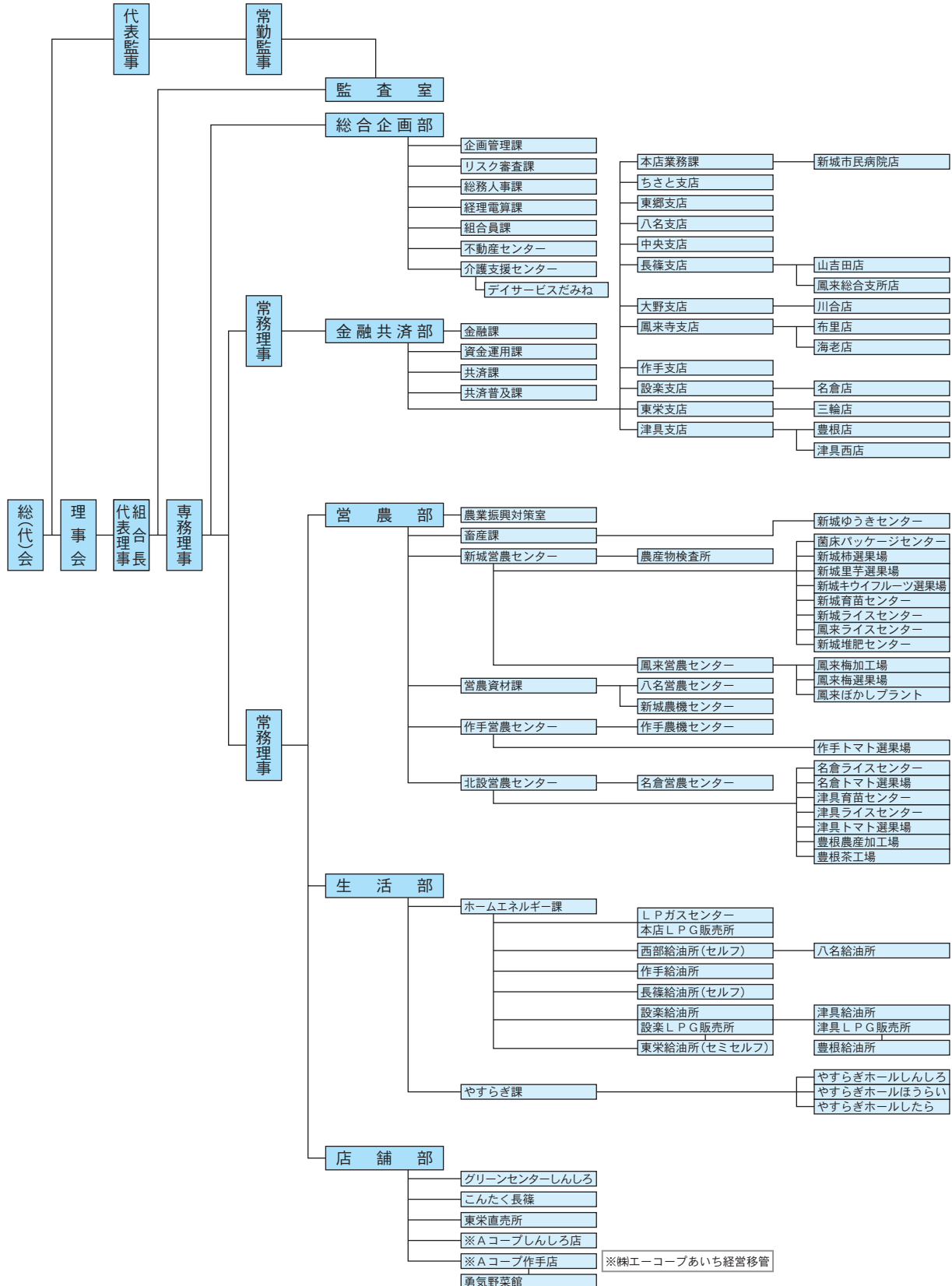
区 分		前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	計
職 員 数	一 般 職 員	272	14	17	269
	営 農 指 導 員	17	1	1	17
	生 活 指 導 員	1	—	1	—
合 計		290	15	19	286
うち常勤嘱託		84	7	13	78
うち出向者		10	1	4	7

(注) 職員数は出向者、退職者及び常勤嘱託等を含んでおり、被出向者及び臨時的又は季節的雇用者を含んでいません。

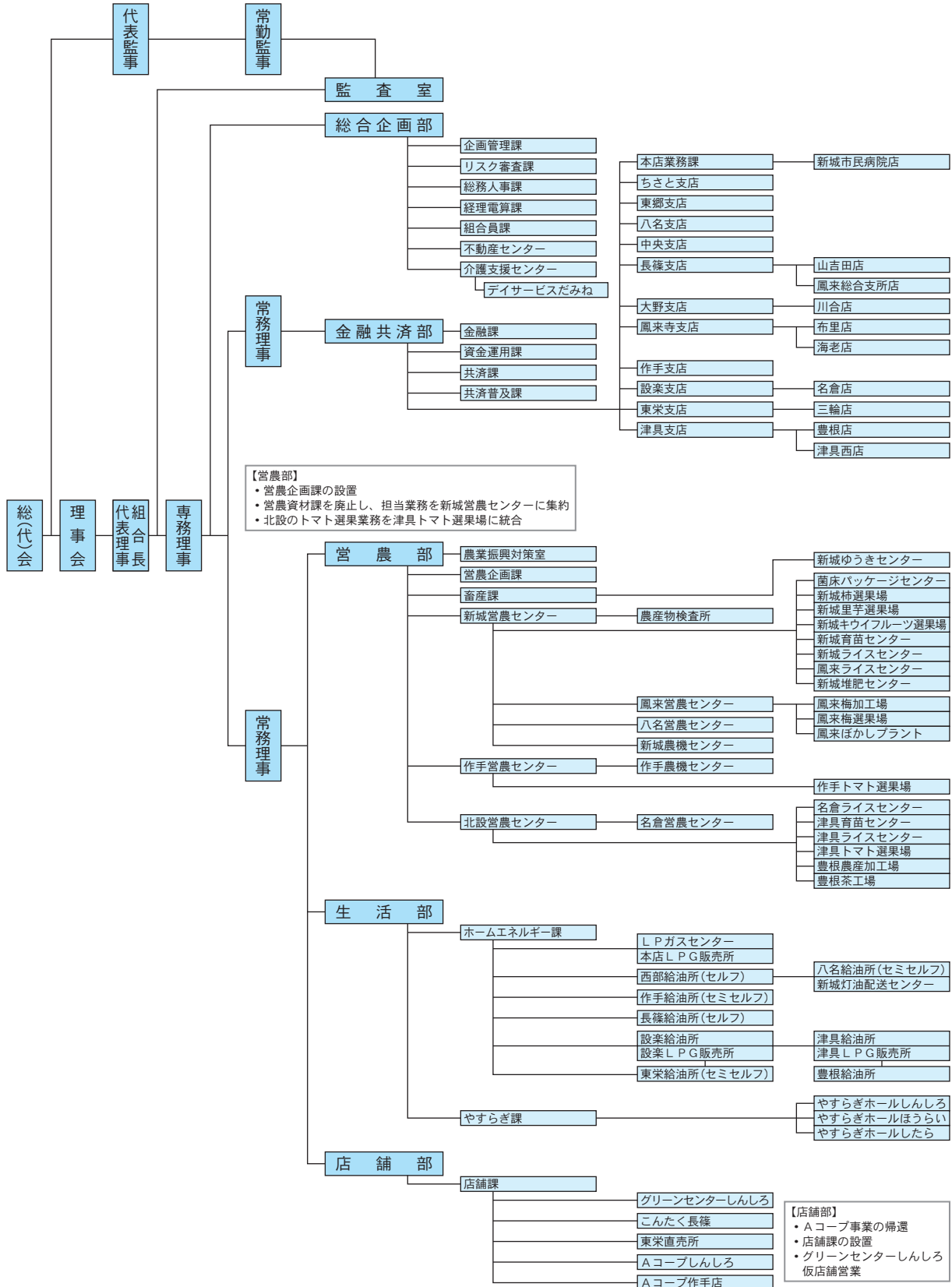


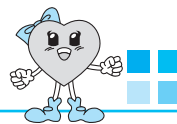
(5) 組織の構成

①組合の機構 (令和5年3月31日現在)



(令和5年4月1日現在)





②組合員組織

(令和5年3月31日現在)

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
茶 業 部 会※	10名	作手花き園芸組合	9名
イチゴ部会※	33名	作手受託営農部会	8名
なす部会※	20名	作手稲採種部会	6名
梅部会※	28名	東栄わかどり生産部会	3名
トマト部会※	59名	北設お茶部会	16名
肉牛部会※	5名	やまびこミニトマト生産部	20名
酪農部会※	6名	夢山水生産部会	10名
和牛部会※	31名	北設受託部会(津具)	6名
つまもの部会※	34名	北設受託部会(設楽)	5名
巨峰部会	29名	菌床しいたけ部会	17名
柿部会	73名	女性部	436名
新城受託営農部会	5名	資産管理部会	42名
青壮年部会	18名	年金友の会	11,130名
八名丸さといも部会	81名	新城地区産直部会	623名
鳳来自然薯部会	11名	鳳来地区産直部会	243名
鳳来花卉花木部会	44名	作手地区産直部会	197名
作手自然薯部会	25名	北設地区産直部会	193名

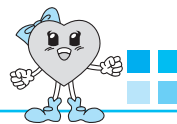
※ 統一部会

当組合の組合員組織を記載しています。

(6) 施設の設置状況

①組合の施設の状況（主な事務所について記載しています）

種別	名称	構造及び面積等	所在地	摘要
事務所	本店	コンクリート造 1,788㎡	新城市平井字中田6-1	
	西館	鉄骨造 576㎡	新城市平井字中田6-1	
	電算センター	鉄骨造 177㎡	新城市平井字藪前18-5	
	ちさと支店	鉄骨造 249㎡	新城市豊栄字鳥居前222-8	
	東郷支店	鉄骨造 294㎡	新城市川路字連吾24-2	
	八名支店・八名営農センター	鉄骨造 607㎡	新城市黒田字萩平野33-1	
	中央支店	コンクリート造 325㎡	新城市町並221	
	長篠支店・鳳来営農センター	鉄骨造 771㎡	新城市長篠字西野々24-2	
	山吉田店	鉄骨造 361㎡	新城市下吉田字五反田32-1	
	大野支店	鉄骨造 307㎡	新城市大野字中野7-3	
	介護支援センター	鉄骨造 293㎡	新城市長篠字日焼7-1	
	サービスだみね	鉄骨造 156㎡	設楽町田峯字竹桑田5-22	
	鳳来寺支店	鉄骨造 254㎡	新城市玖老勢字追分下6-1	
	作手支店・作手営農センター	鉄骨造 988㎡	新城市作手高里字縄手下54-1	
	作手農機センター	鉄骨造 233㎡	新城市作手高里字縄手下26-2	
	新城営農センター	鉄骨造 540㎡	新城市平井字藪前22-1・23-1	国庫補助金
	新城農機センター	鉄骨造 512㎡	新城市平井字地官35	
	生活総合センター	鉄骨造 499㎡	新城市豊栄字鳥居前222-8	
	設楽支店	鉄骨造 551㎡	設楽町田口字向木屋1	
	名倉店・名倉営農センター	鉄骨造 403㎡	設楽町東納庫字若林21-2	
	東栄支店	鉄骨造 476㎡	東栄町大字本郷字東万場33-1	
津具支店・北設営農センター	鉄骨造 1,037㎡	設楽町津具字本間7	国庫補助金	
豊根店	鉄骨造 204㎡	豊根村下黒川字中西4-2・5-2		
加工場	豊根農産加工場	鉄骨造 275㎡	豊根村下黒川字中西14-3	
集荷場	本店営農センター集荷場	鉄骨造 472㎡	新城市平井字藪前18-5・22-1・22-2	国庫補助金
	作手営農センター集荷場	鉄骨造 292㎡	新城市作手高里字縄手下54-1	
選果場	柿選果場	鉄骨造 1,322㎡	新城市字二本松4-1	国庫補助金
	作手トマト選果場	鉄骨造 620㎡	新城市作手高里字縄手下53-1	
	津具トマト選果場	鉄骨造 187㎡	設楽町津具字麓道下11	国庫補助金
	名倉トマト選果場	鉄骨造 395㎡	設楽町東納庫字丸根3-16	国庫補助金



種別	名称	構造及び面積等	所在地	摘要
農業倉庫	富岡低温倉庫	鉄骨造 726㎡	新城市富岡字東門沢85-5	
	高里低温倉庫	鉄骨造 221㎡	新城市作手高里字繩手上117	
	津具低温倉庫	鉄骨造 216㎡	設楽町津具字本間7	
	名倉常温倉庫	鉄骨造 194㎡	設楽町川向字庄之古呂7-4	
給油所	Jセルフ新城西部	鉄骨造 95㎡	新城市杉山字荒井40-1	
	八名給油所	鉄骨造 607㎡	新城市黒田字萩平野109-38	
	Jセルフ長篠	鉄骨造 426㎡	新城市長篠字西野々34-2	
	作手給油所	鉄骨造 503㎡	新城市作手高里字繩手下17-1	
	設楽給油所	鉄骨造 157㎡	設楽町田口字小西15-3	
	津具給油所	鉄骨造 779㎡	設楽町津具字町尻2-1	
	東栄給油所	鉄骨造 154㎡	東栄町大字本郷字上岡本3-5	
豊根給油所	鉄骨造 138㎡	豊根村下黒川字中西4-2・5-2		
店舗	グリーンセンターしんしろ	プレハブ 376㎡	新城市字鳥居前219	
	こんたく長篠	鉄骨造 760㎡	新城市長篠字西野々30	国庫補助金
	東栄直売所	鉄骨造 223㎡	東栄町大字字中奈根82	
	Aコープしんしろ店	鉄骨造 1,406㎡	新城市平井字中田6-1	
	Aコープ作手店 勇氣野菜館	鉄骨造 839㎡	新城市作手高里字繩手下25-1	
葬祭	やすらぎホールしんしろ	鉄骨造 595㎡	新城市平井字中田5-2	
	やすらぎホールほうらい	鉄骨造 772㎡	新城市長篠字樋詰7-1	
	やすらぎホールしたら	鉄骨造 307㎡	設楽町田口字向木屋1	
合計			49箇所	

② 共済事業の委託施設の状況

ア. 代理業者数の推移

項目	前期末	当期増加	当期減少	当期末
共済代理店数	53	—	1	52

令和4年度 事業報告の附属明細書 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

1. 役員に対する報酬等の明細

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた報酬等限度額
理 事	56,522	60,000
監 事	12,781	15,000
合 計	69,303	75,000

2. 役員等の兼職又は兼業の明細 (当期末現在)

区 分 役 職 名	常 勤・ 非常勤の別	代表権の 有 無	氏 名	兼 職 先 名 又 は 兼 業 事 業 名	兼 職 等 先 での 役 職 名
専 務 理 事	常 勤	無	竹 下 武 重	農 業	
常 務 理 事	常 勤	無	河 合 司	財団公益法人 農林業公社しんしろ (株)エーコープあいち (株)東三河食肉流通センター 他 3 先 農 業	監 事 取 締 役 取 締 役
常 務 理 事	常 勤	無	鈴 木 廣 一	農 業	—
常 勤 監 事	常 勤		栗 田 保 幸	—	—

3. 役員との間の取引等の明細

(単位：千円)

役 職 等	取 引 内 容 及 び 金 額		摘 要
	取引の種類	取 引 金 額	
理 事 (4名)	金 銭 の 貸 付	令和4年度実行額 16,490 令和4年度期首残高 93,664 令和4年度期末残高 96,116 ※当期増減額 2,452	・期中に新規取引あり
監 事 (1名)	金 銭 の 貸 付	令和4年度実行額 — 令和4年度期首残高 25,250 令和4年度期末残高 24,439 ※当期増減額 △ 810	・期中に新規取引なし

令和4年度 貸借対照表 (令和5年3月31日現在)

愛知東農業協同組合

(単位：千円)

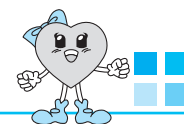
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
1 信用事業資産	188,890,659	1 信用事業負債	179,778,494
(1) 現金	443,930	(1) 貯 金	178,975,158
(2) 預 金	155,076,010	(2) 借 入 金	336,341
系統預金	155,032,090	(3) その他の信用事業負債	466,994
系統外預金	43,920	未払費用	21,711
(3) 有価証券	7,846,170	その他の負債	445,282
国債	4,258,920	2 共済事業負債	611,048
地方債	371,320	(1) 共済資金	386,809
政府保証債	371,440	(2) 未経過共済付加収入	218,304
社債	2,205,180	(3) 共済未払費用	5,934
受益証券	639,310	3 経済事業負債	539,904
(4) 貸出金	24,671,930	(1) 経済事業未払金	226,187
(5) その他の信用事業資産	876,519	(2) 経済受託債務	295,533
未収収益	859,541	(3) その他の経済事業負債	18,183
その他の資産	16,977	4 雑 負 債	253,162
(6) 貸倒引当金	△ 23,901	(1) 未払法人税等	49,925
2 共済事業資産	7,791	(2) リース債務	24,716
(1) その他の共済事業資産	7,791	(3) その他の負債	178,519
3 経済事業資産	990,530	5 諸 引 当 金	677,429
(1) 経済事業未収金	552,160	(1) 賞与引当金	82,272
(2) 経済受託債権	134,096	(2) 退職給付引当金	334,509
(3) 棚卸資産	274,567	(3) 役員退職慰労引当金	43,950
購買品	240,027	(4) ポイント引当金	16,935
その他の棚卸資産	34,540	(5) 特例業務負担金引当金	199,762
(4) その他の経済事業資産	75,072	負債の部合計	181,860,038
(5) 貸倒引当金	△ 45,365	(純 資 産 の 部)	
4 雑 資 産	336,301	1 組合員資本	19,642,768
5 固定資産	2,766,859	(1) 出 資 金	909,422
(1) 有形固定資産	2,758,964	(2) 利益剰余金	18,735,598
建物	3,733,939	利益準備金	4,049,688
機械装置	1,044,630	その他利益剰余金	14,685,910
土地	1,311,759	特別積立金	6,876,194
リース資産	126,202	農業農村振興基金	2,650,000
建設仮勘定	2,011	施設投資積立金	2,070,358
その他の有形固定資産	1,515,659	リスク対策積立金	1,650,000
減価償却累計額	△ 4,975,237	情報システム対策積立金	187,030
(2) 無形固定資産	7,895	組合員教育文化振興基金	300,000
6 外部出資	7,948,710	税効果調整積立金	212,926
(1) 系統出資	7,904,220	当期末処分剰余金	739,399
(2) 系統外出資	44,490	(うち当期剰余金)	357,289
7 繰延税金資産	212,926	(3) 処分未済持分	△ 2,252
		2 評価・換算差額等	△ 349,027
		(1) その他有価証券評価差額金	△ 349,027
		純資産の部合計	19,293,740
資産の部合計	201,153,779	負債及び純資産の部合計	201,153,779

令和4年度 損益計算書 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

愛知東農業協同組合

(単位：千円)

科 目	金 額	
1 事業総利益		3,097,753
事業収益	7,005,492	
事業費用	3,907,739	
(1) 信用事業収益	1,321,073	
資金運用収益	1,227,528	
(うち預金利息)	(835,309)	
(うち有価証券利息)	(42,172)	
(うち貸出金利息)	(257,910)	
(うちその他受入利息)	(92,136)	
役務取引等収益	59,152	
その他経常収益	34,392	
(2) 信用事業費用	102,563	
資金調達費用	20,052	
(うち貯金利息)	(16,919)	
(うち給付補填備金繰入)	(949)	
(うち借入金利息)	(650)	
(うちその他支払利息)	(1,532)	
役務取引等費用	28,188	
その他経常費用	54,322	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 3,471)	
信用事業総利益		1,218,509
(3) 共済事業収益	710,499	
共済付加収入	670,731	
その他の収益	39,768	
(4) 共済事業費用	44,829	
共済推進費	2,416	
共済保全費	42,275	
その他の費用	137	
共済事業総利益		665,670
(5) 購買事業収益	3,769,581	
購買品供給高	3,525,795	
購買手数料	202,938	
その他の収益	40,847	
(6) 購買事業費用	3,106,856	
購買品供給原価	2,949,541	
購買品供給費	105,099	
その他の費用	52,215	
(うち貸倒引当金繰入額)	(4,588)	
購買事業総利益		662,724
(7) 販売事業収益	435,120	
販売手数料	135,052	
販売品販売高(買取)	243,115	
その他の収益	56,952	
(8) 販売事業費用	244,369	
販売品販売原価(買取)	194,528	
販売費	49,532	
その他の費用	308	
(うち貸倒引当金繰入額)	(47)	
販売事業総利益		190,751



科 目	金 額	
(9) 保管事業収益		9,163
(10) 保管事業費用		3,838
保管事業総利益		5,324
(11) 利用・加工事業収益		752,326
(12) 利用・加工事業費用		403,450
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,509)	
利用・加工事業総利益		348,875
(13) 宅地等供給事業収益		24,865
(14) 宅地等供給事業費用		1,988
宅地等供給事業総利益		22,876
(15) 指導事業収入		20,965
(16) 指導事業支出		37,945
指導事業収支差額		△ 16,980
2 事業管理費		2,784,623
(1) 人件費		1,916,754
(2) 業務費		239,669
(3) 諸税負担金		92,841
(4) 施設費		531,417
(5) その他事業管理費		3,940
事業利益		313,130
3 事業外収益		207,999
(1) 受取雑利息		2,439
(2) 受取出資配当金		125,484
(3) 賃貸料		31,182
(4) 商権利用料		27,240
(5) 雑収入		21,653
4 事業外費用		31,933
(1) 寄付金		245
(2) 賃貸費用		31,400
(3) 雑損失		287
経常利益		489,196
5 特別利益		4,979
(1) 固定資産処分益		
(2) 一般補助金		4,979
6 特別損失		32,029
(1) 固定資産処分損		27,050
(2) 固定資産圧縮損		4,979
(3) 減損損失		
税引前当期利益		462,145
法人税・住民税及び事業税		76,496
法人税等調整額		28,360
法人税等合計		104,856
当期剰余金		357,289
当期首繰越剰余金		211,139
税効果調整積立金取崩		28,360
施設投資積立金取崩額		129,641
情報システム対策積立金取崩額		12,970
当期末処分剰余金		739,399

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。

- その他有価証券

時価のあるもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購入品（店舗在庫） …… 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

- 購入品（店舗在庫以外） …… 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法により償却しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。

主な耐用年数は以下の通りです。

- 建物 10年～50年
- 機械装置 5年～15年

②無形固定資産

定額法によっています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。

個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額を計上しています。また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する



額を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ポイント引当金

組合員・利用者の事業利用促進等を目的とする総合ポイント奨励制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

①リース取引関連

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

供給高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっています。

②収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。

ア 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

イ 販売事業

i) 委託販売取引

組合員が生産した農畜産物の販売を受託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農畜産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農畜産物の卸売市場等への売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ウ 利用・加工事業

●営農利用事業

ライスセンター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

●葬祭事業

組合員のニーズに基づき葬儀を提案・実施する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬儀が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

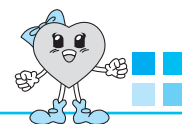
- (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、当期の費用に計上しています。
- (6) 決算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。
- (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。
- ②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
- ・購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。
 - ・販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

- (1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 貸出金の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正
- ①当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金：23,589（千円）
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
貸出金の一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当JAの貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積もっています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。
- (2) 繰延税金資産の回収可能性
- ①当事業年度の計算書類に計上した金額（純額）：212,926（千円）
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として計上しています。
翌年度以降の課税所得の見積りについては、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画を



基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は、717,610千円であり、その内訳は次のとおりです。

機械装置	231,906千円	建物	44,869千円
その他の有形固定資産	440,834千円		

(2) 担保に供している資産

東栄町公金出納事務取扱に係る担保として、定期預金10,000千円を供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額

- 理事及び監事に対する金銭債権の総額 120,555千円
- 理事及び監事に対する金銭債務の総額 — 千円

(4) 農協法等開示債権の状況

(単位：千円)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,042
危険債権	110,992
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合計	112,035

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。（上記1及び2の債権を除きます。）
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。（上記1、2の債権及び3の貸出金を除きます。）
5. なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預った貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

〈市場リスクに係る定量的情報〉

（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品は、すべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、投資信託、貯金並びに借入金です。

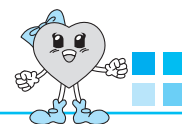
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が204,455千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。



(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	155,076,010	155,067,148	△ 8,862
有 価 証 券			
その他有価証券	7,846,170	7,846,170	—
貸 出 金	24,671,930		
貸倒引当金(注)	△ 23,901		
貸倒引当金控除後	24,648,029	24,988,026	339,997
資 産 計	187,570,209	187,901,344	331,135
貯 金	178,975,158	178,944,007	△ 31,150
負 債 計	178,975,158	178,944,007	△ 31,150

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資 産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap、以下、「O I S」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負 債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	7,948,710
合計	7,948,710

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	153,276,010	1,800,000	—	—	—	—
有価証券	100,000	—	200,000	291,480	283,710	7,264,120
その他有価証券のうち満期のあるもの	100,000	—	200,000	291,480	283,710	7,264,120
貸出金(注1, 2, 3)	3,053,066	1,779,103	1,622,120	1,430,924	1,287,493	15,400,131
合計	156,429,077	3,579,103	1,822,120	1,722,404	1,571,203	22,664,251

(注1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)652,970千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等72,687千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部のみが実行されている案件26,403千円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	167,771,107	4,143,037	6,526,754	153,232	248,809	132,216
合計	167,771,107	4,143,037	6,526,754	153,232	248,809	132,216

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

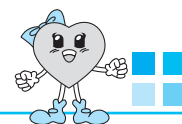
6. 有価証券に関する注記

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価、又は償却原価を超えるもの	国債	613,880	598,649	15,230
	地方債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	社債	302,940	300,000	2,940
	受益証券	—	—	—
	小計	916,820	898,649	18,170
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	3,645,040	3,796,826	△ 151,786
	地方債	371,320	400,000	△ 28,680
	政府保証債	371,440	398,936	△ 27,496
	社債	1,902,240	2,000,784	△ 98,544
	受益証券	639,310	700,000	△ 60,690
	小計	6,929,350	7,296,547	△ 367,197
合計	7,846,170	8,195,197	△ 349,027	



- (2) 当事業年度中に売却したその他有価証券
当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	337,481千円
退職給付費用	76,859千円
退職給付の支払額	△21,262千円
特定退職金共済制度への拠出金	△58,569千円

期末における退職給付引当金	334,509千円
---------------	-----------

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,326,215千円
年金資産	△991,706千円
特定退職金共済制度	△991,706千円

退職給付引当金	334,509千円
---------	-----------

④退職給付に関連する損益

勤務費用	76,859千円
------	----------

退職給付費用	76,859千円
--------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は21,340千円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。なお、同共済組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込み額は、191,034千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

特例業務負担金引当金	55,533千円
退職給付引当金	92,993千円
賞与引当金	22,871千円
役員退職慰労引当金	12,218千円
固定資産減損損失	17,776千円
ポイント引当金	4,708千円
未払事業税等	4,837千円
その他有価証券評価差額金	97,029千円
その他	24,299千円
繰延税金資産小計	332,268千円
評価性引当額	△119,341千円
繰延税金資産合計	212,926千円
繰延税金資産の純額	212,926千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.8%
事業分量配当	△2.4%
法人税額の特別控除	△0.1%
評価性引当額の増減	0.9%
住民税均等割額	0.2%
その他	△0.2%
税効果適用後の法人税等負担率	22.7%

9. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和4年度 附属明細書 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

貸借対照表等の附属明細書

1. 組合員資本の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出 資 金	924,498	21,165	36,241	909,422
利 益 剰 余 金	18,445,923	1,028,260	738,585	18,735,598
利 益 準 備 金	4,049,688	—	—	4,049,688
そ の 他 利 益 剰 余 金	14,396,235	1,028,260	738,585	14,685,910
特 別 積 立 金	6,876,194	—	—	6,876,194
農 業 農 村 振 興 基 金	2,600,000	50,000	—	2,650,000
施 設 投 資 積 立 金	1,900,000	300,000	129,641	2,070,358
リ ス ク 対 策 積 立 金	1,600,000	50,000	—	1,650,000
情 報 シ ス テ ム 対 策 積 立 金	100,000	100,000	12,970	187,030
組 合 員 教 育 文 化 振 興 基 金	300,000	—	—	300,000
税 効 果 調 整 積 立 金	241,287	—	28,360	212,926
当 期 未 処 分 剰 余 金	778,753	528,260	567,613	739,399
処 分 未 済 持 分	△ 2,669	△ 1,504	△ 1,921	△ 2,252
合 計	19,367,752	1,047,921	772,905	19,642,768
摘要：出資1口金額 1,000円				

(注) 令和3年度の剰余金処分にに基づき、農業農村振興基金50,000千円、施設投資積立金300,000千円、リスク対策積立金50,000千円、情報システム対策積立金100,000千円が増加しています。

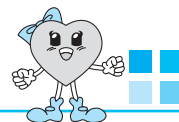
2. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円、%)

種 類		当 期 首 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 高	当 期 償 却 額	減 価 償 却 累 計 額	償 却 累 計 率
有 形 固 定 資 産	建 物	3,964,809	78,941	309,811	3,733,939	63,935	2,723,700	73
	構 築 物	905,925	4,000	89,243	820,682	21,958	614,636	75
	機 械 装 置	1,151,698	8,877	115,945	1,044,630	26,228	965,083	92
	車 輛 運 搬 具	49,241	—	—	49,241	3,070	44,940	91
	器 具 備 品	647,955	116,023	118,243	645,735	46,885	527,980	82
	土 地	1,282,952	28,806	—	1,311,759			
	リ ー ス 資 産	126,202	—	—	126,202	23,188	98,897	78
	建 設 仮 勘 定	1,365	646	—	2,011			
	計	8,130,151	237,295	633,244	7,734,202	185,267	4,975,237	
無 形 固 定 資 産	ソ フ ト ウ ェ ア	3,484	6,862	2,457	7,888	2,457		
	水 道 利 用 権	13	—	6	6	6		
	計	3,497	6,862	2,464	7,895	2,464		
合 計		8,133,648	244,157	635,708	7,742,097	187,731	4,975,237	

(注1) 当期償却額には、事業外費用に計上している県域共同出資会社への賃貸資産償却31,026千円が含まれています。

(注2) 建物、器具備品の主な増加は、Aコープしんしろ店改装によるものです。



3. 外部出資の明細

(単位：千円)

出 資 先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	
系 統 出 資	愛知県信用農業協同組合連合会	6,125,050	271,400	—	6,396,450	
	愛知県経済農業協同組合連合会	229,770	—	—	229,770	
	愛知県厚生農業協同組合連合会	800	—	—	800	
	全国共済農業協同組合連合会	1,262,300	—	—	1,262,300	
	農 林 中 央 金 庫	14,000	—	—	14,000	
	全国農業協同組合連合会	800	—	—	800	
	愛知県酪農農業協同組合	100	—	—	100	
	計	7,632,820	271,400	—	7,904,220	
系 統 外 出 資	株 式	㈱東三河食肉流通センター	9,350	—	—	9,350
		㈱ 農 協 観 光	0	—	—	0
		㈱エーコープあいち	3,000	—	3,000	—
		㈱日本農業新聞	100	—	—	100
		㈱JAハートホームサポート	3,000	—	—	3,000
	その他	愛知県農業信用基金協会	32,040	—	—	32,040
計	47,490	0	3,000	44,490		
合 計	7,680,310	271,400	3,000	7,948,710		

4. 引当金の明細

(単位：千円)

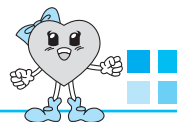
種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	69,361	69,267	2,768	66,593	69,267
一般貸倒引当金	34,085	28,883	—	34,085	28,883
うち信用事業	26,821	23,589	—	26,821	23,589
うち購買事業	6,756	5,041	—	6,756	5,041
うち販売事業	321	118	—	321	118
うち利用事業	185	133	—	185	133
個別貸倒引当金	35,276	40,384	2,768	32,508	40,384
うち信用事業	1,674	311	1,123	551	311
うち購買事業	23,729	28,388	1,645	22,084	28,388
うち販売事業	—	250	—	—	250
うち利用事業	9,872	11,434	—	9,872	11,434
賞与引当金	82,090	82,272	82,090	—	82,272
退職給付引当金	337,481	76,859	79,831	—	334,509
役員退職慰労引当金	37,220	6,730	—	—	43,950
ポイント引当金	4,885	16,935	—	4,885	16,935
特例業務負担金引当金	233,511	—	21,340	12,409	199,762

(注1) 引当金の計上理由及び算定方法は、重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しています。

(注2) 貸倒引当金の当期減少額その他は、洗替処理による戻入額です。なお、損益計算書の表示上、繰入額と戻入額を相殺した額で表示しています。

(注3) ポイント引当金の当期減少額その他は、洗替処理による戻入額です。

(注4) 特例業務負担金引当金の当期減少額その他は、当期末時点の計算による戻入額です。



5. 事業管理費の明細

(単位：千円)

損益計算書科目	内 訳 科 目	金 額
人 件 費	役 員 報 酬	69,303
	給 料 手 当	1,086,455
	うち賞与引当金繰入	82,272
	雑 給	427,037
	福 利 厚 生 費	262,778
	退 職 給 付 費 用	76,859
	役員退職慰労引当金繰入	6,730
	特例業務負担金引当金戻入	△12,409
	計	1,916,754
業 務 費	会 議 費	10,433
	接 待 交 際 費	237
	宣 伝 広 告 費	15,672
	通 信 費	30,213
	印 刷 ・ 消 耗 品 費	22,736
	函 書 ・ 研 修 費	8,818
	業 務 委 託 費	148,391
	旅 費	3,165
計	239,669	
諸 税 負 担 金	租 税 公 課	65,843
	支 払 賦 課 金	12,786
	分 担 金	14,211
	計	92,841
施 設 費	減 価 償 却 費	156,705
	長 期 前 払 費 用 償 却 費	7,715
	保 守 修 繕 費	58,332
	保 険 料	12,611
	水 道 光 熱 費	87,411
	賃 借 料	128,944
	車 輜 費	21,917
	消 耗 備 品 費	9,003
	施 設 管 理 費	39,374
	資産除却債務利息費用	380
	資産除却債務履行差額	9,019
計	531,417	
その他事業管理費	そ の 他 事 業 管 理 費	3,940
合 計	計	2,784,623

令和4年度 剰余金処分量案

(単位：円)

科 目	金 額
1. 当 期 未 処 分 剰 余 金	739,399,951
2. 剰 余 金 処 分 額	417,182,801
(1) 任 意 積 立 金	350,000,000
施 設 投 資 積 立 金	300,000,000
リ ス ク 対 策 積 立 金	50,000,000
(2) 出 資 配 当 金	27,182,801
(3) 事 業 分 量 配 当 金	40,000,000
3. 次 期 繰 越 剰 余 金	322,217,150

- 出資配当は年3%の割合です。
- 事業分量配当金の基準は次のとおりです。
 - 信用事業 貯金、融資、資金振替決済の各業務の利用状況に対して配当します。
 - 共済事業 長期共済保有高に対して配当します。
 - 営農販売事業 販売精算額（産直含む）に対して配当します。
- 任意積立金のうち、目的積立金の種類、積立目的、積立基準、取崩基準、積立目標額及び剰余金処分後積立額は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	目的、積立基準及び取崩基準	積 立 目 標 額	剰余金処分後積立額
農業農村振興基金	農協法第10条第1項第1号及び第13号の事業に要する費用に充てるために基金造成を行う。積立目的事由の発生又は積立金の目標額に達した時は、理事会に付議したうえで取崩することができる。	3,000,000	2,650,000
施設投資積立金	中長期的に予定する施設取得の資金準備のために積立を行い、取得した年度において自己資金相当額を取崩す。	3,000,000	2,370,358
リスク対策積立金	経済動向の悪化に伴う債権の貸倒や有価証券の減損等、地震・台風等の大規模自然災害、感染症等、法令改正、会計基準の変更等による多額の損失の発生に備えて相当額を積み立てる。多額の損失が発生した場合には相当額以内で理事会の決議を経て取崩す。	2,000,000	1,700,000
情報システム対策積立金	中長期的に予定する情報システムに関する開発、更新、利用および機器取得などの投資に備え積立を行う。取崩は投資年度より行うこととし、取得した年度において自己資金相当額を取崩す。	200,000	187,030
組合員教育文化振興基金	組合員・組合員家族への協同組合に関する教育その他目的達成に必要な事項を行う経費に充てる為に積み立てる。積立目的事由が発生した場合には経費相当額以内で取崩す。	300,000	300,000
税効果調整積立金	繰延税金資産（法人税等の前払部分）の剰余金処分を保留するために積立を行う。取崩は法人税等の前払金額が回収された年度において回収した金額を取崩す。		212,926

- 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるため繰越額50,000千円が含まれています。

独立監査人の監査報告書

令和5年5月9日

愛知東農業協同組合
理 事 会 御 中

みのり監査法人

東京都港区

指定社員 公認会計士 葛西利彦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 乗松敏隆
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、愛知東農業協同組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに部門別損益計算書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある

場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜剰余金処分案に対する意見＞

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、愛知東農業協同組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

謄 本

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する理事会決議の内容について、理事会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 みのり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月16日

愛 知 東 農 業 協 同 組 合

代表監事	河 野 祥 章 ㊟
常勤監事	栗 田 保 幸 ㊟
監 事	伊 藤 弘 美 ㊟
監 事	牧 野 純 久 ㊟
監 事	大 山 満 子 ㊟

監事 伊藤弘美は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

令和4年度 部門別損益計算書 (令和4年4月1日から令和5年3月31日)

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共 通 管理費等
事業収益①	7,043,594	1,321,073	710,499	2,090,753	2,908,644	12,623	
事業費用②	3,945,840	102,563	44,829	1,531,094	2,248,326	19,026	
事業総利益③ (①-②)	3,097,753	1,218,509	665,670	559,658	660,318	△ 6,403	
事業管理費④	2,784,623	837,321	437,742	700,368	659,282	149,908	
(うち減価償却費⑤)	156,705	39,204	15,556	43,130	46,455	12,358	
(うち人件費⑤')	1,916,754	534,647	349,802	468,886	450,172	113,245	
※うち共通管理費⑥		170,915	84,862	108,473	112,038	16,564	△ 492,855
(うち減価償却費⑦)		6,772	3,362	4,298	4,439	656	△ 19,529
(うち人件費⑦')		85,961	42,681	54,556	56,349	8,331	△ 247,880
事業利益⑧ (③-④)	313,130	381,188	227,927	△ 140,710	1,035	△ 156,311	
事業外収益⑨	207,999	69,222	34,366	49,292	48,364	6,753	
※うち共通分⑩		69,134	34,326	43,876	45,318	6,700	△ 199,356
事業外費用⑪	31,933	11,045	5,436	7,002	7,388	1,061	
※うち共通分⑫		10,949	5,436	6,949	7,177	1,061	△ 31,573
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	489,196	439,365	256,857	△ 98,419	42,012	△ 150,618	
特別利益⑭	4,979	1,726	857	1,095	1,131	167	
※うち共通分⑮		1,726	857	1,095	1,131	167	△ 4,979
特別損失⑯	32,029	8,887	4,390	10,787	7,108	856	
※うち共通分⑰		8,842	4,390	5,611	5,796	856	△ 25,497
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	462,145	432,205	253,324	△ 108,111	36,036	△ 151,308	
営農指導事業分配賦額⑲		59,394	32,447	27,279	32,186	△ 151,308	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	462,145	372,810	220,876	△ 135,391	3,849		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注) 農協法施行規則の改正により、損益計算書には各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を表示しておりますが、部門別損益計算書の「事業収益」「事業費用」については、各事業相互間の内部損益を除去していないため、金額は一致しません。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(配置人員構成比+人件費を除いた事業管理費構成比+事業総利益構成比) / 3

(2) 営農指導事業

各事業総利益構成比

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	合 計
共通管理費等	34.68%	17.22%	22.01%	22.73%	3.36%	100.00%
営農指導事業	39.25%	21.44%	18.03%	21.28%		100.00%

第 31 期

令和5年度 事業計画

◆事業方針

世界が、ウィズコロナに向けて動き始めた中、国際的な食料需給のひっ迫は、ロシア・ウクライナ情勢による飼料、肥料、資材、燃料価格等の上昇などによる物価高騰をはじめ大きな社会問題となっています。また、持続可能な地域・経済において今後は、カーボンニュートラルをはじめ地球環境における関心も更に高まり、農業・地域に直接影響を及ぼすことから、避けては通れない課題になります。

このような状況の中、JA愛知東は中山間地の組合員の営農とくらしを守るため、基本理念である「未来に残そう水と緑」を念頭に、農業の振興と生活インフラを含む地域活力の維持拡大と、環境保全を推し進めていくことが重要であると考えています。

当年は合併30周年の節目を迎え「感謝から繋げる未来へ」のスローガンのもと、未来に向けて更なる躍進を目指し、中期3か年計画の中間年度として基本方針である【I. 活気と魅力ある奥三河農業の発展を目指します。II. 協同の力で支え合う豊かなくらしを組合員とともに創造します。III. 地域農業の発展を支える持続可能なJA経営を組合員とともに実現します。】の着実な実行に取り組んでまいります。

営農事業につきましては、生産者の所得向上を図るためオンリーワン戦略による販売力の強化と、ICTツールを活用した新技術の導入や情報の共通化を図り産地の成長を進めてまいります。また、生産基盤確保のため生産部会と共に新規就農者を確保育成し、農業メインバンク機能を強化することで、起業と投資の支援を行います。金融事業は営農部署との連携強化による農業メインバンク機能の発揮、相談センター新設による農業融資、住宅ローン、相続（遺言信託）、資産活用等の相談機能強化により「くらし・地域」を支える金融機関機能の充実を図ってまいります。共済事業は利用者ニーズと地域特性に合った密着型普及活動と相談機能を強化し、組合員・利用者に安心と満足を提供してまいります。また生活事業は管内の環境が大きく変わりゆく時代の中で、この地域の生活インフラを担う事業体として、管内地域ごとのそれぞれ異なったニーズを捉えて、身近で安心でき、組合員に寄り添える事業を展開します。店舗事業はAコープ事業の帰還により、収益性のある成長戦略事業として位置づけ、生産者・利用者へ魅力ある店舗運営に取り組んでまいります。

組織・経営面については組合員との徹底した対話を継続し、組合員の評価と意向を踏まえ、更なる自己改革に取り組んでまいります。また、「持続可能なJA経営基盤の確立・強化」に向けて農業生産基盤の維持と農家所得向上に向けた地域農業ビジョンの実践、地域農業を支える准組合員等との関係づくりの拡大・強化、損益改善策の策定・実践に取り組む、10年後も持続可能なJAであり続けるために事業の効率化、組合員との結びつき強化、計画的な人材育成、リスク管理体制の強化をはじめとした取組を実施してまいります。

協同組合は組合員の営農とくらしを守り、安全・安心な農畜産物を持続的に供給する農業生産基盤を維持し、豊かな地域社会を築く社会的役割を担っています。そのためには、組合員、地域住民との対話に基づいて、地域農業の振興や、農家所得の向上、組合員のJA事業利用・活動参加・運営参画の拡大など、多くの課題を乗り越え、不断の自己改革の実践により、持続可能なJA経営基盤を確立させてまいります。

組合員の皆さんから「農業者の所得向上に積極的に取組み成果を挙げている」或いは、「JA組織は無くてはならない存在である」と評価していただくためにも、役職員一丸となって農業協同組合としての価値の発揮を第一義とする活動を推し進めてまいります。令和5年度も皆様の組合運動への積極的な参画とご理解をお願いいたします。

営農

◆事業方針

3つの担い手（水田、基幹品目、産直・直販）対策、畜産振興を柱とし、地域営農の生産基盤維持強化と、オンリーワン戦略に基づき販売力・指導力強化を図り農家所得向上を目指します。

- 地域農業の生産基盤維持強化を図るため、関係機関と連携し「人・農地プラン」の実質化及び新規就農者の確保・就農者への経営サポート強化を図ります。
- 品目別にターゲティングを明確化させ、指導力と販売力強化を進め、オンリーワン戦略の確実な実践を行います。
- スマート農業化へ向けICTツールを活用した新技術の導入や情報の共有化を図り産地の成長を進めます。
- 営農部門、金融部門が連携し営農資金支援、及び経営指導体制の強化に取り組めます。
- 畜産事業については、畜産物の高付加価値と飼料高騰対策に取り組めます。
- 将来を見据えた農業・農村基本計画（10年計画）の策定に取り組めます。

3つの担い手づくり

1. 水田農業の担い手づくり

(1) 水稲・部会員への対応

施策		実践取組	目標値
経営の安定化	独自販売強化による精算単価維持対策（独自販売目標：10,462俵）	生産地区の特色を活かした販売対策強化（直接取引強化） あいちのかおり 目標値 数量 1,200俵 精算単価11,111円以上 ミネアサヒ 目標値 数量 2,600俵 精算単価16,000円以上	
		実需把握による生産計画策定（卸売業者への直接取引拡大） 酒造好適米 山田錦 : 目標値 数量 221俵 精算単価17,000円以上 夢吟香 : 目標値 数量 120俵 精算単価17,000円以上 夢山水 : 目標値 数量 2,279俵 精算単価20,000円以上 うるち米 みねはるか : 目標値 数量 316俵 精算単価17,000円以上 加工用米（地域流通加工米含む） チヨニシキ : 目標値 数量 2,423俵 精算単価15,000円以上 ヒヨクモチ十五夜糯 : 目標値 数量1,500俵 精算単価12,000円以上	
	稲作指導の強化	水稲現地指導会（適切な情報提供と作柄に合わせた指導）	新城・鳳来12会場、作手5会場、北設22会場
		病害虫発生の早期情報発信（HP、無線、かわら版）病害虫予防対策指導	早期対応による病害虫被害減少
	コスト削減に向けた取り組み	省力化技術（ICT・スマート農業）導入検討（Z-GISとAgriLook）	導入提案会の実施
		直播・疎植栽培の実施検討	生産部会との検討会実施
		省力化肥料の適正試験	施肥検討会実施
	特A評価の継続取得食味向上と収量増加に向けた取り組み	土壌診断による施肥設計の提案（鉄、ケイ酸対策）	土壌診断実施 各地区50点以上
		食味値分析・土壌分析結果による施肥設計、栽培暦の見直し	食味向上検討会 年5回
	水田の維持	人・農地プランの実質化	新城市・設楽町と、実質化に向けた取組方針内容を検討
水田活用の取組み（高収益作物の試験栽培）		耕作放棄地解消に向けた大豆試験栽培	関係機関との検討会 2回開催
		イチジク栽培の拡大	作付け圃場の検証 20a 栽培者2名の増加
水田活用の取組み（新規需要米[WCS等]の品質と収量の向上）		圃場選定見直しと関係機関との連携	稲WCS作付面積 34ha



2. 基幹品目の担い手づくり

品目	施策	実践取組	目標値
トマト	新規就農者の栽培管理指導	重点的に適期・適正管理を指導	出荷量：部会平均以上
	秋季安定出荷 (夏季の高温対策)	高温対策 着果性・肥大性の良い品種の試験栽培 シルバーマルチ、白黒マルチの検証	秋季出荷量15%増 (9月出荷量265t：R4. 230t)
	環境測定機器導入による 栽培管理	炭酸ガス局所施用による花落ち軽減 ・着果促進検証	
	選果基準の遵守	定期的な選果基準の確認 (作手・津具担当者の目揃え確認)	出荷規格確認会：毎月1回
いちご	新城地区 生産量の安定化	栽培環境の改良 環境測定装置の収集、活用	環境測定値を活用した学習会 年間2回開催(1月、2月)
	定植苗の委託、購入先の充実	委託生産苗、購入苗の要望数確保	苗の要望数：75,670株
	新規就農者の支援	栽培・経営指導の徹底	新規就農者平均反収以上 販売金額：650万/10a以上
	作手地区 出荷量の確保 販促期(1月～2月)	適期管理作業の指導、高品質出荷への指導	出荷量 5万パック 販売金額650万円/10a以上
	高品質(食味と棚持ち性)	適期管理作業・高品質出荷への指導 着果促進と、適正な施設環境管理	
ほうれん草	荷造り作業の効率化、省力化	自動包装機導入検討	導入検討会実施：毎月1回
	周年作への品種検討	野菜優良品種選定試作協会への参加	品種検討会開催：2回開催 (7月・2月)
	高単価販売	品質分析・市場・販売店リサーチ 高単価販売先の開拓	高単価販売数 20万袋
ミニトマト	秋季の生産安定を狙った 資材、品種の導入	高温耐性、裂果耐性のある品種の検討 高温対策 (ビニール遮熱塗布材の散布) (シルバーマルチ、白黒マルチの検証)	試験品種の試作と検証 前年単収の3%以上向上 ：6,342kg
	出荷作業の省力化	経済連パッケージセンターへの出荷 (継続)	出荷量：1,470コンテナ
	菌床しいたけ	高温障害対策による 安定出荷	栽培測定機器導入(あぐりログ・ヒートポンプ)による温度管理の徹底
小菊	需要期に合わせた出荷量 調整(需要期12月下旬)	11月、12月巡回時菌床状態確認後刺激指導	12月発生量：10%UP
	出荷量の安定	新規規格(新アイテム)販路開拓 規格、良品の販売強化	単価：10%UP
	高品質生産と安定出荷	需要期間の安定出荷に向けた生産体制の強化、指導(病虫害防除と湿害対策)	出荷量：363,200本 A品出荷率85%
お茶	販売強化	生協へ商品提案、利用者確保	新規企画の提案・採用
	奥三河茶の販売強化	J A支店茶販売、T B商品店舗販売	商品の開発・販売開始
茄子	作業の省力化で所得確保	経済連東三河P Cの利用促進	取扱量：36,500kg
八名丸里芋	秀品・大玉率の向上	優良系統選抜した種芋(メリクロン株)の作付拡大、病虫害防除の徹底	種芋選果(出荷)：400kg 栽培講習会実施(7月)
	販売強化	契約販売強化 年未需要販売強化	目標値 数量5,000kg 平均単価：@320/kg 目標値 数量1,000kg 平均単価：@300/kg
自然薯	収穫量の増大	ウイルス対策の徹底(全量種芋更新)	出荷量10%UP
	産地規模維持・拡大	新規栽培者の確保	新規栽培者：1名

営農

品目	施策	実践取組	目標値
つまもの	年末需要に向けた販売強化	うらじろ圃場確保と夏場管理の徹底	年間販売額30万円 (週間3ケース出荷)
	市場出荷の通年化	市場販売で新規販売先を開拓	年間500ケース
柿	各品種の安定出荷	病害虫防除、整枝技術指導	早秋出荷量：700ケース 次郎出荷量：15,000ケース 富有出荷量：5,500ケース
巨峰	栽培技術継承、園地維持	講習会実施(優良栽培技術継承)	開催回数：3回 (4月～6月、12月)
いちじく	新規栽培面積の拡大に向けた誘致活動	幅広い募集活動(広報、農業塾、産直講習会)と栽培説明会の実施	新規栽培者：1名
	出荷量の確保	アザミウマ被害の減少	防除指導巡回：3回
梅	大玉生産への取組み強化	大玉生産技術の平準化	剪定講習会、現地圃場巡回 ：各1回の開催
	市場外販売強化	大玉規格の安定出荷 (東海コープ、経済連店舗向け)	3L・2Lの販売単価：310円/kg
鉢花	かがり弁菊の販売強化	かがり弁菊のPR	3寸鉢単価：10%UP
	早期予約率の向上	生産・出荷計画の共有 (市場への生産状況の情報提供)	予約品単価：10%UP
シキミ	物日出荷量の確保	栽培講習会の開催(整枝・防除)	講習会：各1回開催
		新規苗購入者への栽培指導	圃場巡回：年2回

3. 産直・直販の担い手づくり

品目	施策	実践取組	目標値
産直	多品目生産体系の確立	生産体制の整備(品目でのグループ化誘導)	
	学校給食への食材提供	計画生産、計画出荷の指導体制整備	栽培カレンダーの作成・適地、適作の確認
市場外	とうがらしエ 出荷ロスの軽減	巡回指導(生育状況確認)	収穫量1,500g/1株
	新規栽培者の確保	産直講習会の開催	新規栽培者：3名増
	部会員の増員(母の野菜)	産直会員へ直接勧誘、講習会開催、チラシ配布	新規会員：3名
	作付け面積増加(加工トマト)		面積：10a増

4. 畜産事業の振興

	施策	実践取組	目標値
飼養頭羽数の維持	新規就農者の確保と既存農家の規模拡大	令和6年度JA畜産経営継承支援事業実施に向けた事業推進会議を開催	事業推進会議：年6回
		親子間継承に関わるJA畜産経営継承支援事業の活用に対する検討会開催	検討会：年6回
		新規就農育成総合対策の活用を検討 新規就農希望者のフォロー体制整備	関係団体を含め 検討会：月1回
肉牛	鳳来牛の脂肪酸向上によるブランド力強化	関係団体と連携しゲノミック評価値と枝肉成績との相関関係分析・検討	分析検討会 年4回
		分析結果に基づいた農家への提案	脂肪酸向上提案：年4回
		新城商工会と連携した販促資材の作成	年2回
	交雑種の瑕疵改善	東三河枝肉成績優良農家との情報交換	他産地視察：年1回
主要枝肉取引先との情報交換		情報交換会：年2回	



施 策		実 践 取 組	目 標 値
和牛繁殖	計 画 的 な 優良繁殖雌子牛の生産と 自家保留牛の推進	交配選定計画に沿った交配指導	計画交配達成率：70%
		基準を超える優良な雌牛を自家保留	自家保留頭数：40頭
		管内外の酪農家の借腹可能頭数調査 借腹移植計画を策定及び必要受精卵 個数の算出	借腹用受精卵移植頭数：70頭
		効率的なE T活用の推進	採卵頭数：12頭
酪農	生産者の遣り甲斐醸成と、 高付加価値子牛増産に よる副産物収入の向上	交流活動の実施 協同乳業との連携（牧場見学会等）	農協牛乳を通じた活動：年2回
		和牛受精卵集中移植の実施及び移植 頭数の確保	集中移植頭数：144頭
		受胎率向上への取組み 繁殖成績向上研修会開催	研修会：年1回
		素牛市場への和牛出荷フォローア ップ体制構築への取組み	フォローアップ巡回：年9回
東栄チキン	問題提起と関係者による 情報共有・意見交換の 場を提 供	東栄チキン・東栄町・県等との情報 交換会の開催	開催数：年1回
		食鶏事業方針に関わる検討会の開催 （東栄チキン・マルトグループ等）	開催数：年2回
自給飼料	輸 入 粗 飼 料 へ の 依存度軽減に向けた 仕組み作りと、 国内産粗飼料の確保	行政・県酪協・経済連等との連携強化 国内産粗飼料生産者への視察等による 情報収集と農家提案	農家提案：年2回
		コントラクター機械保全強化	機械整備講習会：年2回 械導入検討会開催：年2回
強耕畜連携 化	耕 畜 連 携 の 活 用 と 堆 肥 の 確 保	耕畜連携による堆肥散布実施	J Aによる堆肥散布面積：12ha

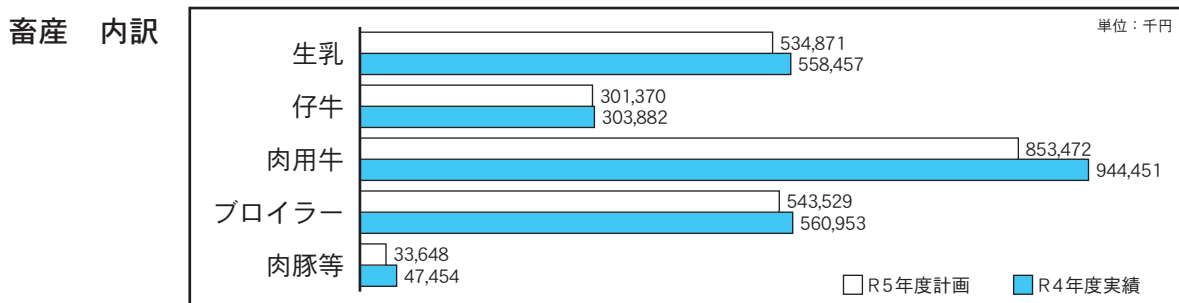
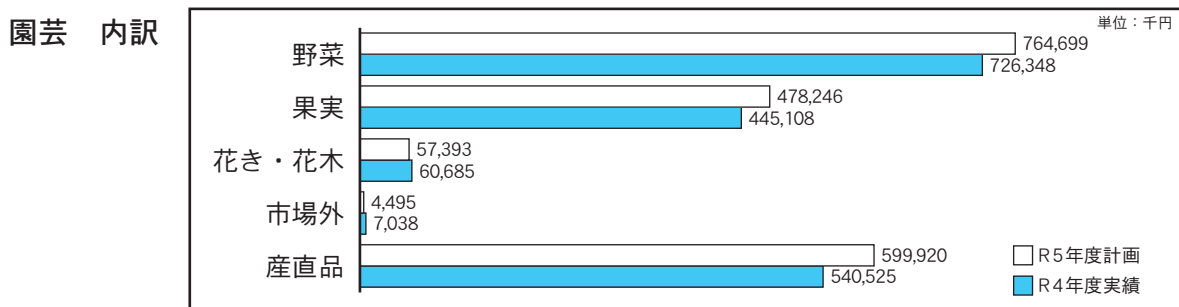
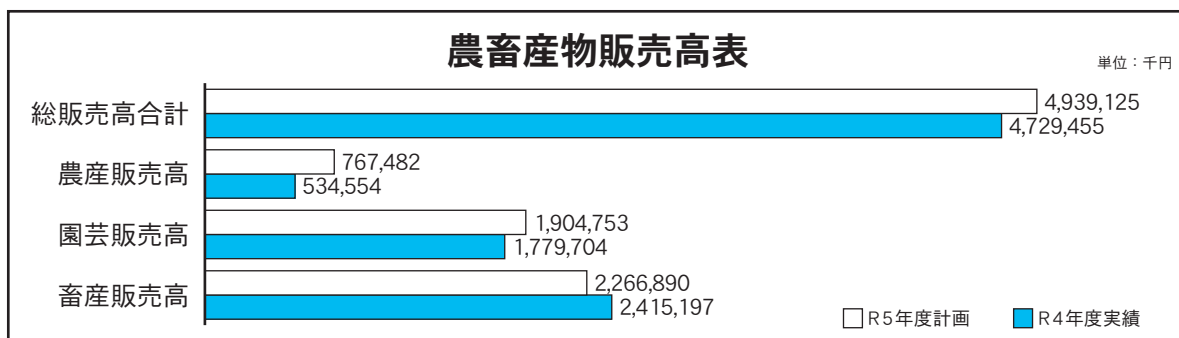
販売事業への取組み

施 策	実 践 取 組
独自販売戦略による 販売力の向上	販売に特化する販売体制の検討
販売戦略を軸とした 栽培指導の展開の実践	品目別販売戦略の強化（オンリーワン戦略の実践） <ul style="list-style-type: none"> 品目ごとに差別化のターゲティングを確認し取組拡大する。 他が追随できない優位性を確立する。（独自能力の発掘） 商品の独自性を確認し、それを発揮する販売を実施。 （ポジショニングの確認） 強みを発揮できる販売先の選定（対象市場群の絞り込み） 実需に対応した生産計画策定（酒米、契約米など）

営農指導事業への取組み

施 策	実 践 取 組	目 標 値
販売戦略を軸とした 栽培指導の展開の実践 各営農センターを 拠点とした 指導強化体制の整備	栽培指導強化体制の構築検討 <ul style="list-style-type: none"> 栽培指導専門員の設置検討 攻め、こだわり品目の指導の集中化体制検討 産直・直販の指導体制分担整理の検討 栽培指導、販売、利用施設運営の業務調整の検討 I C Tを活用した新たな指導方法の確立 	検討会：4回実施

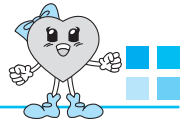
営農



営農指導収支計画

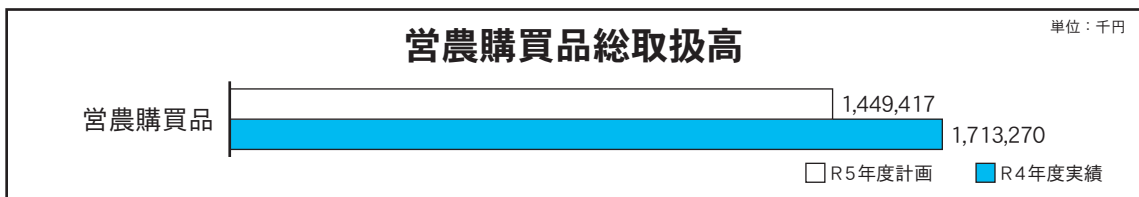
単位：千円

R5年度 収入計画	収入合計 8,299			他部門負担金—10,453—	
明細	指導補助金 2,519	指導実費収入 2,668	指導雑収入 3,112		
R5年度 費用計画	費用合計 18,752				
明細	営農改善費 7,237		教育情報費 5,079	組織育成費 2,351	指導雑費 4,085
R4年度 収入実績	収入合計 12,623			他部門負担金 6,403	
明細	指導補助金 2,227	指導実費収入 4,266	指導雑収入 6,130		
R4年度 費用実績	費用合計 19,026				
明細	営農改善費 7,358		教育情報費 4,705	組織育成費 1,521	指導雑費 5,442

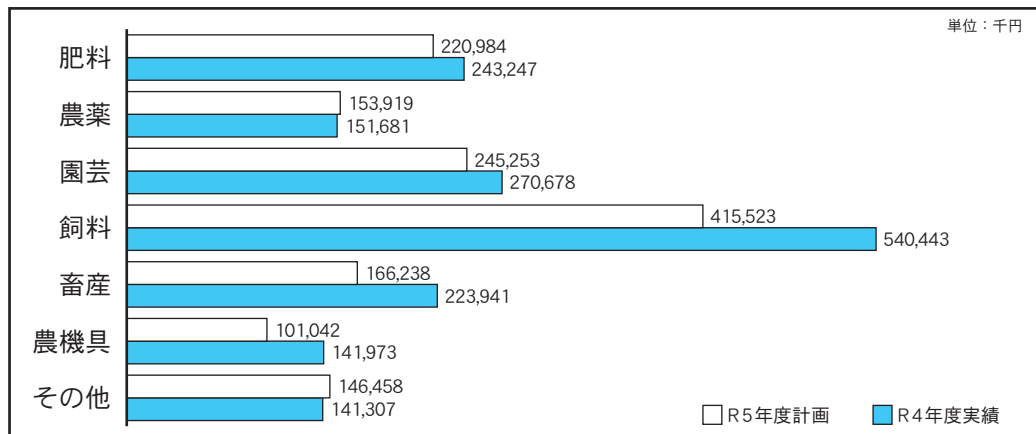


購買事業の取組み

施策	実践取組	目標値
購買品のコスト削減	予約購買の浸透(取り纏め時期、値引きからポイントへ変更)	予約率：前年対比5%増
指導購買の強化	分析データ(土壌診断結果、病害虫予察等)に基づいた栽培計画の支援	
農業資材コスト削減対策	低コスト肥料の取扱い品目の増加	1銘柄増加
機農 械業	低価格農機の普及拡大	低コスト農機の紹介・省力化機械の提案
	農作業事故防止周知	安全作業の周知徹底(展示会・安全講習会の実施)
		点検訪問：年間100件以上 講習会：年2回以上



内訳



新規就農者斡旋と支援対応

施策	実践取組	目標値
新規就農者確保による 産地の規模拡大	県内外・地元就農希望者募集活動強化 (就農林相談会、親元就農、学卒就農相談の実施)	就農林相談会：1回 現地説明会：各2回 就農イベントへ参加：2回
	就農関連情報発信力強化 (SNSによる情報発信による広報活動)	
新規就農者 支援体制強化	地域関係機関との連携による支援体制強化 (就農検討会、助成金活用支援、農地住居支援、遊休施設の活用)	
	新規就農資金支援体制強化 (普及課、金融部門と連携した資金融通)	

労働力確保

施策	実践取組	目標値
農業労働力の確保	無料職業紹介所の強化 規模拡大農家への被雇用者の紹介 幅広い広報活動の実施	紹介件数：7件 広報誌掲載：年4回
	特定地域づくり事業協同組合制度の検討	検討会：年2回開催

III 営農

総合事業力の発揮

施策	実践取組	目標値
経営指導による 農家経営基盤強化支援 (金融部・各支店 との連携)	農業資金融資の強化 (先進技術導入・経営維持拡大に向けた設備投資等の提案) 金融課、支店との情報意見交換 JAバンク農業所得向上等支援の活用	情報意見交換会 年6回 生産部会は随時
	個別農家経営状況の把握と融資相談の実施	同行訪問：年150件

鳥獣害対策

施策	実践取組	目標値
鳥獣害対策の強化	新城・北設広域鳥獣害対策協議会による実質的な活動の実践 講習会を開催(支店単位) 侵入防護柵の設置	講習会開催：各1回 侵入防止柵設置要望 距離7,480m

安心・安全対策

施策	実践取組	目標値
安心・安全対策の徹底	指導会等での栽培指導と記帳の徹底	栽培履歴提出100%
	定期的な残留農薬検査(農薬取締法違反件数0件)	残留検査：50件/年間

新たな食料戦略への取組み

施策	実践取組
みどりの食料戦略	農業に由来する環境負荷の低減を行うことで、農業の持続的な発展が可能か調査を行い、将来的な愛知東農協が目指す方向性の検討を行う。 (化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減検証)

保管事業の取組み

保管マニュアルに基づき、安心・安全で信頼できる保管管理に取り組めます。

営農利用・加工事業への取組み

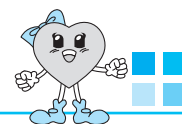
利用加工施設等の適正運用を行い収支均衡を図ります。【利用】

利用加工施設等による品質・作業事故の無い安心・安全で信頼できる運営を目指します。【利用】
適切な事業運営と、安定した品質及び商品力と販売強化を図ります。【加工】

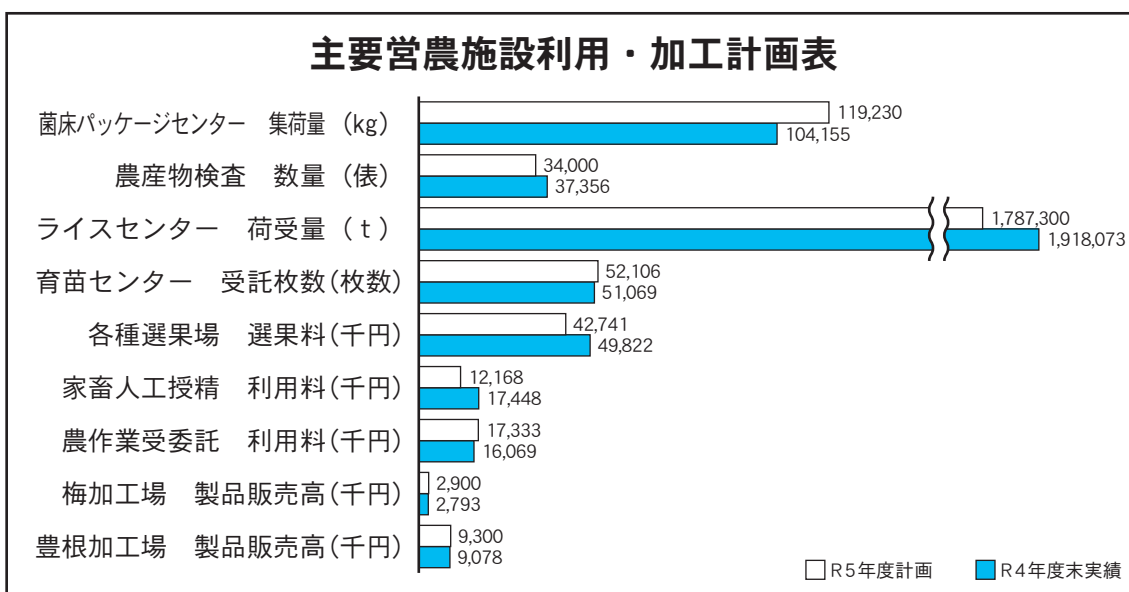
(共同利用施設、加工事業)

重点施策	具体策
共同利用施設の収支均衡	営農共同利用施設運営委員会の開催
選果場集約による業務の合理化	雇用の確保による作業効率化 津具・名倉選果場集約による業務効率化 他JAと将来を見据えた共同選果場設立へ向けた協議
北設地区水稻施設の拠点化準備	ライスセンターの最低費用での利用施設集約と効率的運営の検討
加工施設の適正管理	HACCPに沿った衛生管理の対応
豊根農産加工場の運営見直し	豊根村との運営協議会(年3回以上開催)

※HACCP……原材料の受け入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する工程管理システム。



主要営農施設利用・加工計画表



III 店舗

◆事業方針

「変革と挑戦」をスローガンに魅力と活気ある店舗運営を行い、組合員・地域利用者から選ばれる店舗を構築します。

● J Aの総合力で地産地消を強力に推進し、管内農業の振興を勧めて参ります。

1. Aコープしんしろ店を基軸とした店舗運営の展開による地元特産品、農畜産物の拡販

施策	実践取組	目標値
産地PR強化による地元農畜産物の販売強化と特産品が彩る店舗づくり	広報を活用した地元特産品PR サイネージ、ホームページ、SNSなどを利用した情報の配信	サイネージ・ホームページ：月1回以上 SNS：週1回以上
	店舗間流通の実施による産直売場の充実	産直(販売高) 363,646千円
	店舗連携による月次企画(イベント)の開催(統一企画)	月1回以上
	食育教育の推進を進め管内地産地消の推進活動の展開 学校給食へ地産地消利用増加の取組み 安心・安全・新鮮な地元産直品の継続納入	産直(販売高)：15,000千円
	Aコープしんしろ店 売り場管理による産直コーナーの拡充 総合ポイントカードを活用したイベント開催	産直販売高：140,600千円 毎月開催
	Aコープ作手店 定期的な店頭販売の実施 店舗間転送による多品目の商品販売	毎月1回開催 対象商品：精肉・鮮魚
	グリーンセンターしんしろ(仮店舗) シーズン別の必要生産資材を中心した販売 切花・苗物の販売強化	資材供給高：43,050千円 産直販売高：12,070千円
	こんたく長篠 鳳来牛のブランド力向上 ・SNSを使用し情報発信による集客拡大 ・新たな鳳来牛関連メニューの提供 ・贈答用の取扱高拡大 地元農家を応援する店・直通バス利用者へ特別企画の提供	レストラン客数：46,000名 年2品(上期1、下期1) 畜産物：300個 1,800千円 年2回 開催

店舗

施策	実践取組		目標値
産地PR強化による 地元農畜産物の 販売強化と 特産品が彩る 店舗づくり	東栄 直売所	東栄チキンのPRと販売強化 ・「お中元」、「お歳暮」に対応したチラシ の作成 ・セット商品の販売	7月 50セット以上 12月 50セット以上
	もつくる 新城	産直商品の充実 JA仕入品による売場管理	販売事業：54,432千円 購買事業：25,200千円
地元加工商品 販売強化(弱)	JA店舗での取扱量の増加及び販促活動の強化実践		年間販売数： 70,450個袋以上

2. 産直事業拡大へ向けた基盤づくり

施策	実践取組		目標値
産直事業充実 に向けた出荷者指導 及び担い手づくり	新規産直会員確保への広報活動強化 ・農業塾生への加入促進(産直部会の説明会実施) ・広報(広報誌・折込チラシ・電子掲示板)を活用 した産直会員募集		説明会：1回実施 広報掲載：4回 新規会員：20名
	産直事業の拡大に向けた出荷者指導及び育成体制 の確立		産直栽培指導員の配置 栽培相談体制の構築
	時期の栽培講習並びに関係団体と連携した栽培指 導・相談会実施(GC)		各種講習会、相談会の 企画数 月最低 1企画
	荷づくりの指導および適正表示への対応 店舗職員による指導巡回、外部の食品表示指導員 による指導点検		店舗職員：12回 外部：各店舗1回
	販売ルールの徹底(出荷者及び従業員共通)		勉強会：4回開催

3. 組合員・利用者に必要とされる店舗

施策	実践取組		目標値
必要とされる 店づくり	店舗利用者懇談会の開催		年1回開催
	J笑門運営継続的運用		2車体制維持
	各種法令に沿った研修会の開催		随時開催
	食品表示自主点検の実施		年4回以上
	インボイス制度対応(生産者及び利用者への周知)		研修会：8月上旬 開催1回
	ネット販売及び多様な決済システムの検討		

4. 総合的な店舗事業運営体制の確立

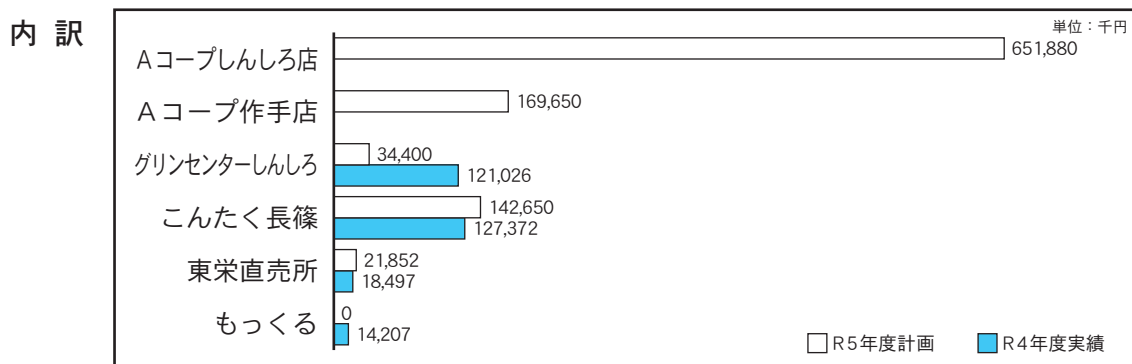
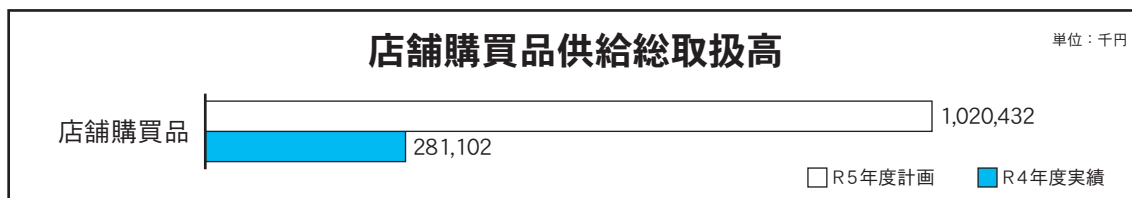
施策	実践取組		目標値
店舗事業運営体制の 確立	本部機能強化による各店舗統一運営体制の実施(店舗課新設)		
商品物流対応	店舗間流通ルートの運行体制強化及び管外店舗とのルート検討 産直集荷体制を含む配送体制の再構築		
JA愛知東ブランド 商品販売強化 (加工商品等)	一元管理による販売強化活動の展開 広報活動の実施 各種イベント参加		
業務効率化による商品 安定供給体制づくり	セントラルパッケージセンターの検討		
店舗事業再編	グリーンファームしんしろ新装オープンへの準備(R6.3月) 東栄直売所の事業継続の検討		
経営分析による 成長事業戦略の実践	各店舗売上管理及び労務管理の分析 (市場調査、経営分析、商品構成、広報分析)		粗利益額 全店合計(購買・販売) 購買事業利益：341,760千円 販売事業利益：61,549千円



店舗

5. 職員研修の徹底

施策	実践取組	目標値
接客対応の向上	技能・接客力の向上	内外部研修：年2回以上
提案力の強化	商品知識の向上（商品のPRや食べ方等の提案）	講習会・勉強会実施：4回



信用

◆事業方針

「農業・暮らし・地域」を支え、地域により信頼される金融機関を目指します。

- 農業者との信頼関係の確立、資金対応力の強化、コンサルティング機能の強化等により、地域農業の発展を支援します。
- デジタル機能をメインとした次世代への対応強化と利便性の確保を図り、組合員・利用者に寄り添える渉外、窓口対応による良好な取引関係・信頼関係の構築を図ります。

1. 農業メインバンク機能強化の充実及び提案・相談機能の充実

施策	実践取組	目標値
農業所得向上に向けた支援施策の展開	提案・相談業務の充実による農業融資支援強化 営農指導との事業間連携の強化 営農部との研修、情報意見交換会の開催 部会からの意向調査の実施 営農担当者と信用貸付担当者との同行訪問の実施	意見交換会：年2回以上 意向調査：部会開催時 同行訪問：150件 農業融資新規実行額：209百万円

2. 地域利用者ニーズへの対応と信頼できる金融業務の提供と相談機能強化

施策	実践取組	目標値
相談機能体制の充実	「相談センター」の新設による相談機能強化（農業融資、新規住宅ローン資金、相続相談等）	R5. 12月 オープン
	相続（遺言信託）、資産活用等の相談機能強化（相続・遺言信託の個別相談実施）	毎月 1件以上
	休日ローン相談会の開催	毎週土曜日開催
	支店再編による利用者対応 統括支店による遠隔相談の開始（Web活用した遠隔相談）	R 6. 1以降随時開始

信用

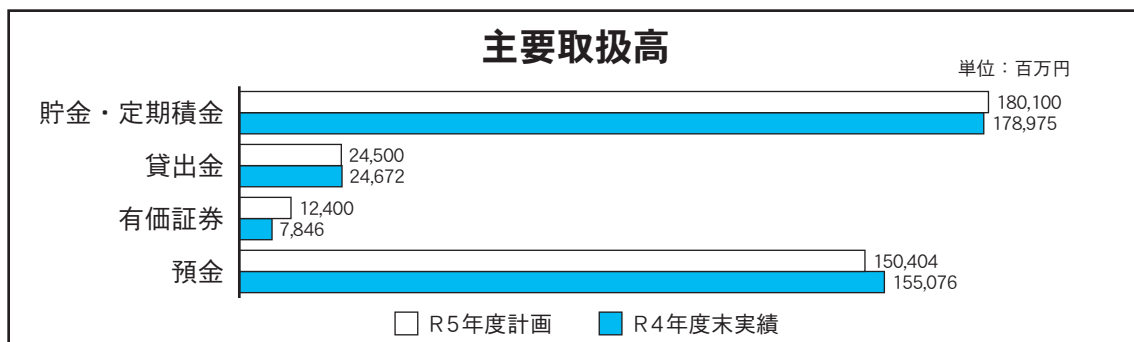
施策	実践取組	目標値
デジタル機能をメインとした次世代、若年層へのアプローチ強化	J Aバンクアプリの活用による利便性の向上（スマホ教室の開催）	各地区：年2回開催
	キャッシュレス普及拡大によるI B機能・情報の提供（I B=インターネットバンク）	I B年間獲得件数 目標：400件
	若年層等を対象とした推進策を提案し実施（つみたてNISA、iDeCo、投資信託の情報提供）	渉外窓口での獲得件数： 24件
年金受給者への対応力の充実	年金振込対象者への情報提供と拡大 年金相談会の開催及び個別対応強化（金融渉外対応）	年2回開催 金融渉外対応
年金友の会活動の活性化	友の会会員増進運動の展開	30周年記念総会開催・ 記念公演開催
金融機能の不正利用防止等の徹底	利用者保護強化による利用者満足度の一層の向上 ・窓口での声掛け等、被害防止の徹底 ・広報誌を使用した利用者への周知	不正利用案件0件

3. 健全な事業運営に向けた体制強化

施策	実践取組	目標値
営業体制	本店業務課へ統合 「東郷支店」→ R5. 7月閉鎖 「中央支店」→ R5. 10月閉鎖 相談センター新設オープン	
	小規模店への移行 「大野支店」「鳳来寺支店」「津具支店」→ R6. 1月より	
	A T M再編の実行 「鳳来総合支所店A T M」→ 閉鎖（※長篠支店へ移設） 「津具西店・三輪店A T M」→ 閉鎖	
	支店再編実施への周知と対応 対象者へのDM発送 支店再編実施の掲示（機関紙への掲載等） 支店再編後の機能周知	
各地区ブロック化による業務体制の構築	ブロック会議開催	毎月（年12回）
人材育成の充実による営業力の強化	知識習得による利用者対応力の強化・育成 顧客満足度向上を図るため、専門的な知識を持つ職員を育成	マネロンオフィサー ：10名以上上合格 農業融資プランナー ：各支店1名配置 F P 2級：係長以上取得

4. 内部統制、事務管理体制、コンプライアンス意識の向上、内部管理体制の強化

施策	実践取組
不祥事未然防止に資する事務管理体制の構築と支店巡回指導による事務管理態勢の整備・強化	目標管理会議および係長会議等各担当別会議において事務指導を実施
	金融課による事務指導巡回
	管理職の管理能力の向上《金融渉外担当者の行動管理》
	監査室、リスク審査課との連携による内部統制の強化
マネロン対応態勢の強化	AMLオフィサーの資格取得
	金融機関不正利用防止研修会の開催





共 済

◆事業方針

「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じて、組合員・利用者に「安心と満足」を提供し、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりに貢献します。

1. 3Q活動の確実な実践による「安心」と「満足」の提供による新たなファンづくり

施 策	実 践 取 組	目 標 値
3 Q 活 動 に よ る 全戸訪問とあんしん チェックの実施・強化	一人ひとりに寄り添った対面・非対面を組み合わせた3Q活動展開 (請求忘れの確認、家族構成の確認、お役立ち情報の提供を実践)	3Q活動あんしんチェック(保障点検)実施数 : 基準契約者数23,963人の 33.3% : 7,980人
	WebマイページとJA共済アプリの登録促進活動 ※Webマイページ: パソコン・スマホで契約内容の確認や情報提供、住所変更などの異動手続きが可能。	Webマイページ登録者数 : 2,500人以上 Web約款選択率: 70%以上 スマホ教室開催: 各地区年2回
次世代との繋がり	3Q活動から加入世帯内未加入者との接点づくりを強化し、次世代・次々世代層との繋がりを図る	ニューパートナー: 306人
早期対応による 不安解消	契約者・利用者の立場・気持ちに立った対応で不安を解消し、安心と満足を提供することにより一層の信頼関係を深める	事故連絡時の対応満足度 95%以上
	事故直後の契約者・利用者の不安をいち早く解消するため、事故受付時に安心サポーターによる平日日中現場急行を案内、実施	現場急行実施率15%以上
	有事の際、契約者・利用者がいち早く安心できる支払処理力の強化に向けた指導を実施	入院支払処理5日以内完結率 : 99%以上 死亡支払処理5日以内完結率 : 96%以上 建物支払処理20日以内完結率 : 99%以上

2. 農業・地域に密着した更なるサービス・利便性の向上に向けた取組み

施 策	実 践 取 組	目 標 値
保障点検活動を通じた農家支援(農業リスク)	農業リスク診断活動の活動 保障点検や農業リスク診断を実施し、ニーズに応じた保障提案	農業リスク診断 540件
Webマイページ、JA共済アプリの普及活動及び活用提案	スマホ教室の開催	各地区年2回開催 合計年8回
利便性の向上に向けた取組み	ペーパーレス・キャッシュレス手続きの標準化	ペーパーレス: 長期共済 90% 自動車共済 98% キャッシュレス: 長期共済 97% 自動車共済 94%
事務処理対応の向上	契約者・利用者が満足できる事務処理能力の強化(事務インストラクターによる支店巡回指導)	7日以内引受処理完結率 生命 : 90% 建物 : 90% 自動車: 90%
	支店の事務統一と事務管理徹底	スマイルサポーター会議 開催 月1回
健全な地域社会づくりに向けた貢献活動の実施	交通安全啓発活動の実施	交通安全教室の支援

※スマイルサポーター: 共済窓口担当者

※事務インストラクター: 事務指導担当者

共済

3. 安心して任せられるプロフェッショナルとしての人材育成強化と活動管理強化

施策	実践取組	目標値
専門的知識のレベルアップ	組合員・利用者に対しての情報提供を目的としたカウンターセールス強化	研修会開催 年4回
	審査員資格の取得により「ライフプラン設計」のプロとして専門的かつ高度な知識・スキルの習得	審査員資格 生命2名、建物3名、 自動車4名取得
大規模災害に備えた体制	ラブレッツ（タブレット共済端末）を活用し、速やかで正確な損害調査を行う	損害調査割合：95%以上
	安心して暮らせる環境づくりのため自然災害損害調査業務体制の充実・強化	自然災害損害調査員資格 新規5名取得
幅広い利用者ニーズへの対応	J A共済では補完できない保険商品の販売資格取得	保険募集人資格 ：各支店1名以上
共済代理店強化	契約者・利用者の信頼確保のため共済代理店の知識向上に向けた研修会の実施	代理店研修会開催 年2回

4. 安定的な健全経営に向けた強固な事業基盤の確保

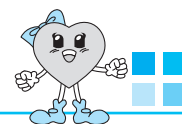
施策	実践取組	目標値
共済普及基盤の確立	3Q活動の確実な実践により、組合員・利用者との信頼関係の構築と「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供	基盤（新規）ポイント 293万ポイント以上 推進総合ポイント 943万ポイント以上
	地域に密着したきめ細やかな相談・提案・フォローによる保全活動の実施	満期継続率 40%以上 解除保障金額 120億円以内 解約・失効率 ：生命2.06%以下 ：建物1.69%以下
	安定的な普及基盤確立に向け、生存保障の普及拡大に取組む	生存保障基盤ポイント ：545,000Pt以上 （基盤ポイント共済連目標 指標占率15%以上）
	幅広い利用者ニーズに応えるため、J A共済では補完できない保険商品を案内・提供	J A安心倶楽部の加入 ：60件

5. コンプライアンス態勢の強化と内部統制・リスク管理体制の強化

施策	実践取組	目標値
コンプライアンス態勢・内部統制・リスク管理態勢の強化に向けた取組み	コンプライアンス研修会／コンプライアンス点検の実施	コンプライアンス研修会実施 ：月1回 コンプライアンス点検 ：年1回
	L A拠点巡回点検を実施・検証	毎月実施
	事務リスク点検活動の実施	四半期毎：年間4回実施
	共済代理店に対する月次・年次点検の実施	月次点検 月1回 年次点検 年1回

長期共済取扱計画表

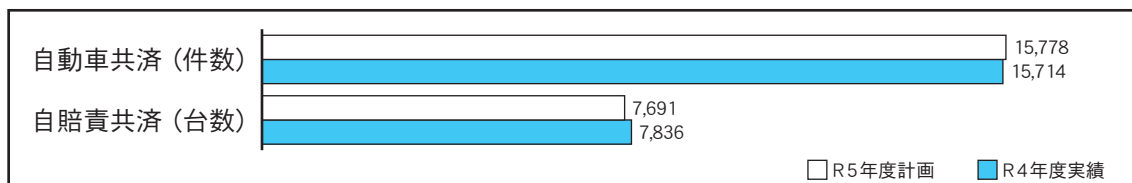




共済



短期共済取扱計画表



生活

◆事業方針

環境が大きく変わりゆく時代の中で、この地域の生活インフラを担う事業者として、地域ごとにそれぞれ異なったニーズを捉え、身近で安心な組合員に寄り添える事業を展開します。

生活購買事業

環境と高齢化に配慮した生活関連商品の情報提供
リフォーム・ハウスクリーニングなど住まいの相談窓口

施策	実践取組	目標値
高齢化に配慮した生活関連商品の情報提供	生活施設の情報提供（代行推進含む）を行い、利用者に喜ばれる事業提案	シロアリ駆除取扱高 35,000千円
	生活その他リフォーム記事を広報誌に定期掲載 日常の営業活動でのPRによる周知	リフォーム関連取扱高 16,000千円

自然購買事業

各種法令を遵守し迅速な点検及び確実な整備と安心・安全で信頼される業務の充実に努め、地域ごとに異なるニーズへの対応を図り、生活インフラの維持に取組みます。

1. LPガス

訪問による接点強化と利用者の維持・拡大

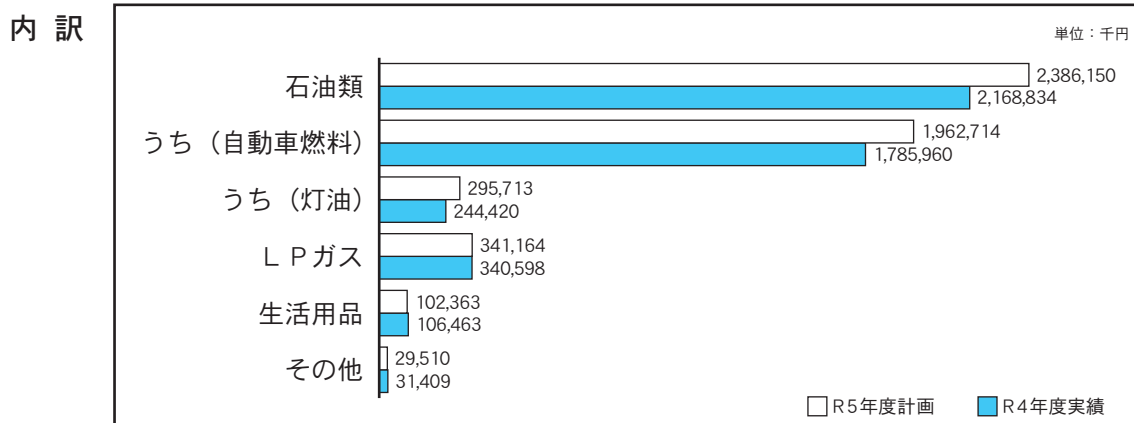
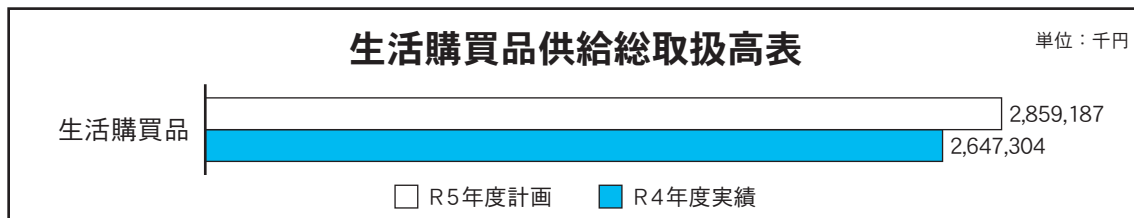
施策	実践取組	目標値
法令遵守の徹底	保安点検 訪問点検の実施	定期点検実施件数：939件
離反防止と利用者の維持・拡大	工務店訪問・アパートオーナー訪問	工務店訪問件数 20軒 アパートオーナー訪問 24軒
	J A管理アパートのガス給湯器無償交換（経年15年を目途）	28台
	ガス器具展示会やチラシ折込配布により器具販売の拡大	供給高 24,000千円 新規顧客 40件
	LPガスを機軸とした省エネ商材との組み合わせによる提案と促進 灯油給湯器設置先訪問と燃転（灯油→ガス）推進、ファンヒーター推進を行い従量増加を図る	燃転件数 15件

生活

2. 給油所

安心・安全で信頼される業務の充実と、地域ごとに異なるニーズへの対応

施策	実践取組	目標値
揮発油取扱数量の維持 利用者拡大活動	各種キャンペーンの充実による利用促進 金融共済部との連携によるJ Aカード促進 総合ポイントカードを活用した利用促進 QRコードを活用した利用促進 広報の充実 SNS等を活用した新たな告知の実践 店内表示・新聞折込チラシ etc.	J Aカード発券 45枚 総合ポイントカード 40枚 揮発油販売数量 10,108KL 店頭灯油販売数量 261KL
油外収益向上活動	各種キャンペーンの強化 安全点検作業の実施 カーケア商品の提案・見積 広報の充実 店内表示・新聞折込チラシ etc.	オイル : 3,490L タイヤ : 730本 バッテリー : 92個 ワイパー : 330本 D T洗車 : 1,410千円
長篠給油所を拠点とした 車検取次活動	車検取次 : S S 窓口で車検取次内容の説明と引渡し 軽整備 : コーティング業務の充実 委託先モータースとの整備確認	車検取次 248件 コーティング 23台
配送業務の効率化	配達灯油早期取りまとめ 新城地区の灯油定期配送の検討	配達灯油取りまとめ 数量 80KL 件数 360件
L P ガス 販売所との連携	灯油ボイラーの経年調査からガス給湯器への燃料転換活動	燃転件数 15件
業務体制・営業体制の整備	八名・作手給油所セミセルフ化の運営検証実施 北設地区給油所運営体制の再検討	



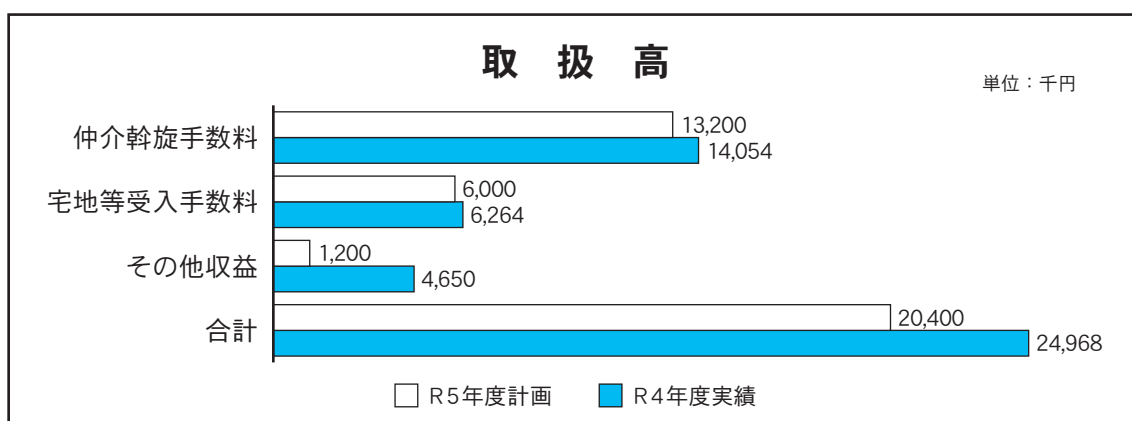
資産管理事業

相談業務を中心に、資産活用などニーズに合った情報を提供し、組合員・地域とのつながりを強化します。



生活

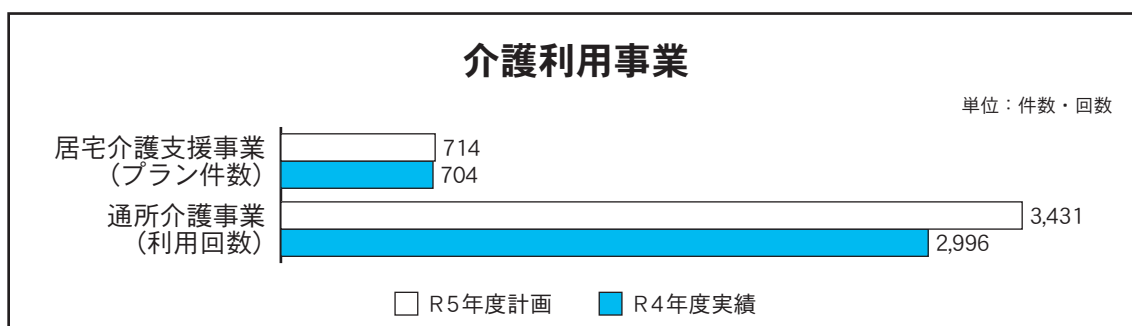
施策	実践取組	目標値
身近な相談窓口の充実	相続・税務・資産活用等の相談業務	個別相談会の開催 年4回 参加者 毎回4名
	専門知識の習得と向上	
宅建業務の充実	物件情報の収集と情報発信ツールの整備、利用者満足度の向上	仲介斡旋手数料 13,200千円
	J A管理賃貸住宅（ハートホーム）の入居者管理対策・経営支援	目標入居率 90%以上



介護支援事業

北設地区の利用者受け入れ定員増加によるデイサービス事業の充実を図ります。

施策	実践取組	目標値
居宅介護支援事業の充実	医療・介護事業への総合的取組み ・初回加算 ・医療連携と退院・退所加算の取得	初回加算40件 医療連携と退院・退所加算30件
	介護相談会の実施による利用者確保 ・丁寧な介護相談からのプラン獲得	ケアプラン件数 714件 相談受付 60件
	介護支援専門員の増員による体制の充実	ケアマネ1名増員
通所介護事業の充実	各事業所のケアマネジャーとの連携	施設稼働率 90%以上 入浴利用率 80%以上
	サービス利用拡充（機能訓練強化）による利用者の確保	
	資質向上の為の研修会参加	研修参加 5回以上
助け合い組織の充実	いきいきサロンの充実	利用者参加人数 1会場 10人
	協力会員の充実（声掛け・募集）	協力会員増員人数 年間1～2名

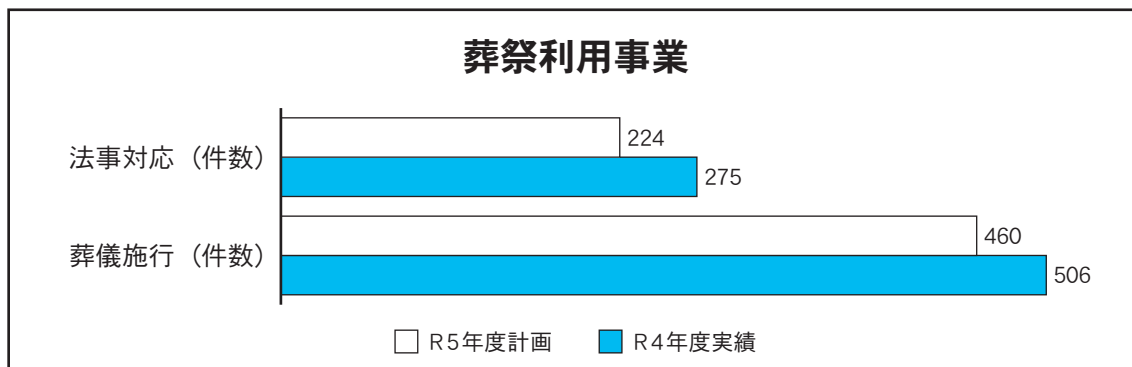


生活

葬祭利用事業

利用者のニーズ・喪家の要望に対するきめ細やかな葬儀施行による満足度の向上に努めます。

施策	実践取組	目標値
コロナ禍での葬儀施行	感染拡大防止ガイドラインに沿った施行	マスク・アルコール等の予防徹底
多様化する葬儀要望への対応の充実「小規模葬・地域葬」	遺族の要望にあわせた葬儀施行	葬儀件数 460件
	オプションや選択肢の充実	
	組や寺院との繋がりを強化した地域葬の積極的提案	
	ホールレイアウトや寺院・自宅葬の環境整備	
	社会情勢を考慮した一日葬・直葬・リモート葬などへの対応	
品質向上と人材育成	葬祭ディレクター資格の取得	葬祭ディレクター資格 1級1名 取得 2級2名 取得
	従業員教育研修計画に基づく各種研修会・セミナーの参加	経済連研修会等への参加
葬儀事前事後の体制・相談機能強化	セミナーの開催とやすらぎ会員の加入促進	新規会員数 60件
	葬儀後の各種手続きや法事・仏壇・墓石等の相談提供の充実	法事件数 224件



生活指導事業

組合員との絆と助け合いの心が行き交う地域づくり、高齢者支援活動、健康づくり活動、地域教育文化活動支援の充実を図ります。

施策	実践取組	目標値
高齢者支援・生活支援を基本とした健康で安心できるくらしの支援	宅食サービス・家事支援サービスによる見守り活動の実施 (4つの拠点(新城・作手・鳳来・北設)での活動状況の共有化と連携した活動)	地域ささえ愛組織 全体集会の開催
	男性の協力体制づくり 講座を通じた地域活動理解促進 「組織活動等通年型講座の開催」	講習会：年6回実施
	健康意識の向上健康づくり活動 「健康寿命100歳プロジェクト」展開の実施 (厚生連・足助病院との連携強化)	健康チェック開催：年5回 サロン開催：年6回



生活

施策	実践取組	目標値
多様な情報ツールを活用した協同活動の理解促進とJA活動への参加	組合員学習の学びの場の提供 ・こども農学校でのスタッフの作業風景等撮影してYouTubeにて限定配信	随時
女性組合員の意見・意思を組織運営に反映	女性組合員（世代別）の意見交換会を開催	次世代・女性組織 常勤役員との意見交換 各年1回開催
教育文化活動	こども農学校を通じて、農業の大切さ食べることの大切さを体験し次世代に繋げる活動として取組む	
女性部組織の充実	講座を開催し若い世代との繋がりを深め、次代に繋げる	講座：年6回開催
青壮年部組織の充実	部会の在り方と若手農業者の意見・意思を組織運営に反映	常勤役員との意見交換 ：年1回開催
結婚相談所の充実 (イベント・お見合の支援)	相談員の意識向上 管内の独身者に出会いの場を提供しカップル、成婚に向け取組む	研修会：年1回実施 婚活イベント：年5回開催
教育文化情報誌	「家の光」「日本農業新聞」 教育文化活動の意義や役割を再認識頂く為、研修の実施	教育文化セミナー ：年1回実施

生活指導収支計画表

単位：千円

R5年度 収益計画	収入合計 16,209			他部門負担金 13,764
明細	指導雑収入 230 指導補助金・実費収入 2,635	収入合計 11,080 指導雑収入(農業新聞) 12,264		
R5年度 費用計画	費用合計 29,973			
明細	教育情報費 5,079	組織育成費 7,750	生活文化改善費 5,300	指導雑費 11,844
R4年度 収益実績	収入合計 8,341			他部門負担金 10,578
明細	指導補助金・実費収入 5,563	指導雑収入(農業新聞) 628 収入合計 617 1,533		
R4年度 費用実績	費用合計 18,919			
明細	教育情報費 4,706	組織育成費 8,563	生活文化改善費 4,658	指導雑費 992

組織・管理

◆事業方針

持続可能なJAであり続けるために効率的な事業運営、組合員との結びつき強化、計画的な人材育成、リスク管理体制の強化をはじめとした取組みを実施し、事業・組織・活動の融合を通じた総合性の発揮と、JAを拠り所とする組合員・地域住民の増加による組合員組織基盤強化を目指します。

1. 組織取組み（全部署共通）

施策	実践取組	目標値
J A 総代組織体制の整備	地区別総代定数について地域枠を設定し、新たな地区別総代数を決定する ① 総代選出困難地区の適正な総代数の算出 ② 地域枠設定の決定と地域枠の受け皿となる組合員組織への説明 ③ 令和5年度新総代との総代数調整会議 ④ 新たな総代定数内規の決定	
組合員の意思を取り入れた組織運営の実現	組合員との徹底した対話づくり 各意見、質問、要望に対する組織運営反映の検証と実施	利用者モニター 支店運営委員会 総代懇談会 購買取引委員会 等
組合員イントラネットの運用拡充	組合員イントラネットの普及と機能拡充 ・購買受注機能を具備し生産者の会員増加を図る ・組合員資格、組織会員等に特化した掲示板情報の作成	会員数：600名
J A 広報力強化（発信力の強化）	広報による J A 事業の理解促進 ・YouTubeを利用した広報力の強化 情報発信のプラットフォーム（土台）とし、「J A 愛知東公式チャンネルを開設」 ・LINEを利用した組合員とのつながり強化 組合員とのコミュニケーションツールとして「J A 愛知東公式アカウント取得」 ・広報通信委員会での情報発信力の強化	
関係団体との連携強化	生協、商工会等地域の関係団体との結びつきの強化 協同組間共同、農商工連携の強化を図る	
組合員、地域と共に、合併30周年記念事業の実施	J A 愛知東 合併30周年記念事業の実施 30周年イベント開催を通じ、30年の歩みと感謝を伝え、組合員・地域利用者との繋がり強化を図る。スローガン「感謝から繋げる未来へ」	
農業・農村基本計画の策定	農業・農村基本計画（10年計画）策定 ・将来を見据えた持続可能な営農を確立するための基本計画策定	
東三河3 J A の取組	将来にわたり組合員の課題に向き合い、地域の営農とくらしを守るため、東三河3 J A 組織整備等研究会を開催し、J A 経営基盤の確立・強化を図る。	

2. 内部管理取組み

施策	実践取組
持続可能な健全経営を目指した経営基盤の確立と強化	経済事業再編計画の策定 ・経済事業再編計画の検討及び策定 事業管理費の見直し ・適正要員配置及び業務費の見直し
施設整備対応	・グリーンファームしんしろの建設に伴う施設投資計画の検証と各種手続き、運営対応 ・本店周辺設備計画検証 ・支店再編に伴う対応（周知等）
職員教育への取組み（職員の育成）	人事履歴システムを活用した研修履歴の整備、研修体系の構築 ・メニューに沿った教育研修の実施 専門的な知識・技能を身に付けた質の高いサービスを提供できる職員の育成 ・J A 愛知東人材育成基本方針の確実な実施
コンプライアンス強化及びリスク管理態勢の構築	全般統制実施計画整理表に基づく管理の実施 自主検査の適切な実施、クロスチェックの実施・計画、業務体制に合わせた職場離脱方法の見直し、本部主導のコンプライアンス会議など J A 内部で問題点を改善できる内部管理態勢の維持・向上
情報漏洩対策	Web会議等の情報漏洩対策マニュアルの作成
大規模災害対策（コロナウイルス感染症対策）	・マスクや手指消毒用アルコール等の備蓄と感染予防対策の徹底 ・新型コロナウイルス感染症に備えた事業継続計画（BCP）の作成と周知 ・非常発電機器の導入（東栄支店）

自己改革工程表

J A 愛知東は、組合員との対話を継続的に取組み、「地域農業への貢献」「地域社会への貢献」「組合員への貢献」を軸に、農家所得向上への取組みを中心とした、自己改革の実践に全力で取り組んでいます。

これまで自己改革への取組みとして、地域産業である地域農業の活性化を進めるため、新規就農者の確保、オンリーワン戦略に基づいた販売力の強化の取組み等をすすめてきました。

今後とも、J A 愛知東は、農家・地域になくてはならない J A であり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化を図り、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本とした「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

自己改革実践の基本的考え方

令和 4 年度は、自己改革実践サイクルとして「オンリーワン戦略」に基づき、「米の独自販売強化」「栽培環境の改善による集荷量の増加」「高品質の見える化による販売単価の向上」などに取組み、下段の記載とおりの成果となりました。目標達成した品目はさらに強化を行い、目標達成に達していない品目については、生産部会と話し合い課題を共有化し、生産者と共に目標達成に向けて取り組みます。

令和 5 年度も引き続き以下の内容に取り組めます。

1. 生産部会との徹底した対話を通じ、生産者ニーズを的確に把握します。
2. 「農家所得向上」へ向け、「オンリーワン戦略」に基づき以下の項目を中心に取り組みます。
 - (ア) 攻めの品目（主要品目）への販売力強化（担い手対象 計 7 品目 米・トマト・苺・畜産 etc.）
 - ・米の独自販売強化による精算単価の向上
 - ・栽培環境の改善による集荷量の増加（環境測定器導入・高温対策 etc.）
 - ・高品質の見える化による販売単価の向上
 - ・光学測定機による脂質評価向上
 - ・産直部会員の増加 etc.
 - (イ) その他取組み
 - ・こだわり品目への販売力強化（計 11 品目 お茶・柿・なす・八名丸さといも・巨峰・自然薯 etc.）
 - ・新規就農者・規模拡大への支援強化（農業融資の強化）
3. 改革の取組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることで、P D C A サイクルを回し、自己改革を着実に実践します。

主な取組み概要		所得効果額(参考値)	令和 4 年度実績	令和 5 年度計画(目標値)
米	独自販売強化による精算単価向上	33,175千円/10,659俵	独自販売数量俵 10,025俵	独自販売数量俵 10,659俵
大玉トマト	夏季の高温対策による収量増加	高温対策導入生産者精算額 571千円/10a	導入生産者数 3名 平均反収数量 11.6t/10a	高温対策導入生産者数 5名 平均反収数量 14t/10a
ミニトマト	出荷作業省力化による出荷量の増加（東三河 P C の活用）	精算額 742千円/10a	省力作業化導入件数 7人 平均収穫数量 5.8 t /10a	省力作業化導入件数 8人 平均収穫数量 7t/10a
イチゴ	環境測定機導入による栽培環境の改善	精算額 1,435千円/10a	環境測定機導入者 新規導入生産者 1名 10aあたり出荷数量目標 20,471pk/10a	環境測定機導入者 新規導入台数 2台 10aあたり出荷数量目標 20,471pk/10a
ほうれん草	成分分析評価証明(高品質)による差別化販売強化	精算額 1,470千円/20万袋	年間精算単価 2%向上 高単価販売数 141,643袋	高単価販売数 200,000袋

主な取組み概要		所得効果額(参考値)	令和4年度実績	令和5年度計画(目標値)
菌床しいたけ	栽培測定機器導入による温度管理の徹底	栽培測定機器導入生産者精算額 3,355千円/64,520菌床	栽培測定器導入生産菌床数 52,575菌床	栽培測定器導入生産菌床数 64,520菌床
畜産(肉牛)	光学測定による脂質評価向上	4,110千円/300頭	枝肉光化学測定による脂肪酸測定頭数 213頭	脂肪酸測定頭数 300頭

■自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取組みについて

令和4年度は、経営基盤の確立・強化の取組として「支店再編へ向けた地域説明会」「共同利用施設再編検討」「店舗事業再編検討」「新規就農者確保」などに取り組みました。しかしながら、JA愛知東の成行きについてシミュレーションについては、依然として、5年後には現状と比べて事業利益が大幅に減少する見通しとなりました。事業利益減少の要因はJA全体の収支構造にあり、事業総利益の減少ペースが事業管理費の減少ペースを上回る見通しとなっております。事業管理費の削減が限界を迎える中、もう一段の費用削減に向けた検討が求められるとともに全ての事業において事業総利益の維持・拡大に向けた取組みを進める必要があります。

重点目標	令和4年度実績	令和5年度計画
新規就農者の確保	新規就農者 6名	新規就農者数
産直会員及び出荷者の拡大	新規会員 42名	産直部会員加入促進
支店再編整備計画	再編案の決定及び事前説明会の実施	10支店体制の実施 うち3支店小規模店舗化
経済事業再編計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 共同利用施設再編検討 トマト選果場統合(津具・名倉) グリーンセンターしんしろ建直し案の決定 	経済事業再編計画の検討及び策定 北設地区共同利用施設整備検討 グリーンファームしんしろ新設
事業管理の見直し	適正要員配置シミュレーションの実施及び検証 電気契約会社の変更	適正要員配置及び業務費の見直し

■自己改革の実践に向けた組合員の意思反映

令和4年度は、正組合員と准組合員が一体となったJA運営を実現するため、「やまびこ大学」「准組合員大学の開催」「支店運営委員会モニターの実施」「女性組織との意見交換の開催」などに取り組みました。また、より多くの組合員が参加できる体制づくりとして、「准組合員大学」「やまびこ大学」にて、YouTube配信を行いました。

令和5年度につきましても、自己改革の実践にあたっては、組合員との対話や意見交換会のみならず、地域に根ざしたJAを目指して、今以上に正組合員と准組合員が一体となったJA運営を実現するため准組合員を「地域農業や地域社会の発展を正組合員と共に支える組合員」と位置づけ、組合員との徹底した対話を通じ、地域農業・社会へ貢献できる組織基盤を確立してまいります。また、准組合員の事業利用が「農業者の所得増大」につながるよう取組みます。

項 目	令和4年度実績		令和5年度計画	
	開催回数	延べ人数	開催回数	延べ人数
利用者モニター実施(正・准)	12回	273人	12回	300人
支店運営委員によるモニター制度の設置(正・准)	1回	88人	1回	100人
店舗利用者懇談会の開催 ※	—	—	1回	30人
支店運営委員会の開催(正・准・員外)	3回	604人	3回	650人
生産部会長の開催(正)	1回	14人	1回	28人
准組合員大学の開催(准)	1回	47人	1回	60人
購買取引委員会(正)	2回	20人	2回	28人
やまびこ大学の開催(正・准)	1回	120人	1回	200人
女性組合員(世代別)の意見交換会の開催(正・准・員外) ※	3回	33人	3回	50人

(注1) ※については、一般公募モニターの実施が困難であると判断し、店舗利用者懇談会を令和5年度より取組みます。

令和5年度 総合財務計画 (令和6年3月31日時点)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
1. 信用事業資産	188,247,000	1. 信用事業負債	180,675,000
(1) 現金	400,000	(1) 貯金・定期積金	180,100,000
(2) 預け金	150,098,000	(2) 借入金	310,000
系統預け金	150,048,000	(3) その他の信用事業負債	265,000
系統外預け金	50,000	未払費用・前受収益	25,000
(3) 有価証券	12,400,000	その他の負債	240,000
(4) 貸出金	24,500,000	2. 共済事業負債	565,000
(5) その他の信用事業資産	877,000	(1) 共済資金	325,000
未収収益	860,000	(2) 未経過共済付加収入	230,000
その他の資産	17,000	(3) その他の共済事業負債	10,000
(6) 貸倒引当金	△ 28,000	3. 経済事業負債	548,000
2. 経済事業資産	975,000	(1) 経済事業未払金	230,000
(1) 経済事業未収金	535,000	(2) 経済受託債務	300,000
(2) 経済受託債権	120,000	(3) その他の経済事業負債	18,000
(3) 棚卸資産	280,000	4. 雑負債	300,000
繰越購入品	250,000	5. 諸引当金	644,774
その他の棚卸資産	30,000	(1) 賞与引当金	81,000
(4) その他の経済事業資産	80,000	(2) 退職給付引当金	340,000
(5) 貸倒引当金	△ 40,000	(3) 役員退職慰労引当金	35,790
3. 雑資産	336,471	(4) ポイント引当金	5,000
4. 固定資産	3,540,485	(5) 特例業務負担引当金	182,984
(1) 有形固定資産	3,534,825	負債合計	182,732,774
土地	1,311,759	(純 資 産 の 部)	
減価償却資産	7,928,229	1. 出資金	910,000
減価償却累計額	△ 5,705,163	2. 利益準備金	4,049,688
(2) 無形固定資産	5,660	3. 特別積立金	13,599,329
5. 外部出資	8,220,110	4. 当期末処分剰余金	1,129,275
6. 繰延税金資産	200,000	5. 処分未済持分	△ 2,000
		6. 評価差額金	△ 900,000
		純資産合計	18,786,292
資産の部合計	201,519,066	負債及び純資産の部合計	201,519,066

令和5年度 総合損益計画 (令和5年4月1日～令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
1. 事業総利益	3,087,306	(11) 利用・加工事業収益	708,189
(1) 信用事業収益	1,223,813	(12) 利用・加工事業費用	386,146
資金運用収益	1,117,361	利用・加工事業総利益	322,043
(うち預金利息)	3,136	(13) 宅地等供給事業収益	20,400
(うち有価証券利息)	64,800	(14) 宅地等供給事業費用	2,700
(うち貸出金利息)	241,000	宅地等供給事業総利益	17,700
(うち受取奨励金)	808,425	(15) 指導事業収入	24,508
役務取引等収益	57,780	(16) 指導事業支出	48,725
その他経常収益	48,672	指導事業収支差額	△ 24,217
(2) 信用事業費用	152,105	2. 事業管理費	2,991,336
資金調達費用	30,133	(1) 人件費	2,024,968
(うち貯金利息)	25,633	(2) 業務費	270,832
(うち給付補てん備金繰入)	1,200	(3) 諸税負担金	91,154
(うち借入金利息)	1,100	(4) 減価償却費	217,124
(うちその他支払利息)	2,200	(5) 施設費	381,758
役務取引等費用	32,500	(6) その他費用	5,500
その他経常費用	89,472	事業利益	95,970
信用事業総利益	1,071,708	3. 事業外収益	168,663
(3) 共済事業収益	678,315	(1) 受取利息	2,000
共済付加収入	641,470	(2) 受取出資配当金	128,224
その他の収益	36,845	(3) 賃貸料	10,725
(4) 共済事業費用	51,230	(4) 雑収入	18,914
その他の費用	51,230	(5) その他	8,800
共済事業総利益	627,085	4. 事業外費用	9,400
(5) 購買事業収益	4,514,428	(1) 寄付金	400
購買品供給高	4,252,319	(2) 雑損失	200
購買受入手数料	193,334	(3) その他	8,800
その他の収益	68,775	経常利益	255,233
(6) 購買事業費用	3,717,941	5. 特別利益	32,764
購買品供給原価	3,524,783	(1) 施設補助金	32,764
その他の費用	193,158	6. 特別損失	42,764
購買事業総利益	796,487	(1) 固定資産撤去費用	10,000
(7) 販売事業収益	759,047	(2) 固定資産圧縮損	32,764
販売品販売高	560,504	税引前当期純利益	245,232
販売受入手数料	146,210	7. 法人税・住民税及び事業税	68,174
その他の収益	52,333		
(8) 販売事業費用	486,720		
販売品販売原価	440,388		
その他の費用	46,332		
販売事業総利益	272,327	当期剰余金	177,058
(9) 保管事業収益	7,826	前期繰越剰余金	322,217
(10) 保管事業費用	3653	施設投資積立金取崩額	630,000
保管事業総利益	4,173	当期末処分剰余金	1,129,275

注① 収益認識基準会計を適応した損益計画となっています。

注② 購買品供給総取扱高 5,329,036 (千円)

注③ 販売品販売総取扱高 5,085,335 (千円)

令和5年度 年間スケジュール

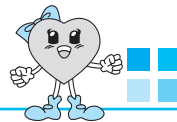
時 期	行 事 予 定	日 時
第1 四半期	第1回こども農学校 開校式	4月16日(日)
	第2回こども農学校	5月 6日(土)
	青壮年部会通常総会	5月 9日(火)
	女性部通常総会	5月12日(金)
	J A文化講座	5月16日(火)
	愛知東結婚相談所報告会	5月18日(木)
	助け合い組織総会	6月 1日(木)
	営農共同利用施設運営委員会	6月 2日(金)
	第3回こども農学校	6月 3日(土)
	総代懇談会 各地区会場	6月10日(土)
	購買取引委員会	6月14日(水)
	奥三河きわめびと伝承講座	6月16日(金)
	J Aアグリラリー	6月17日(土)
	地域ささえ愛組織集会	6月20日(火)
	第30回通常総代会	6月24日(土)
第2 四半期	年金友の会総会	7月 8日(土)
	第4回こども農学校	7月 8日(土)
	J A文化講座	7月11日(火)
	支店運営委員会 (12会場)	7月中下旬
	生産部会長会	8月上旬
	第5回こども農学校	8月 5日(土)～ 6日(日)
	奥三河きわめびと伝承講座	8月18日(金)
	営農共同利用施設運営委員会	9月上旬
	J Aアグリラリー	9月 2日(土)
	合併30周年記念 記念式典	9月 7日(木)
	J A文化講座	9月12日(火)
	第6回こども農学校 修学旅行	9月16日(土)
	産直部会と地元農家を応援する店交流会	9月中旬
	産直部会員との意見交換会 (新城・作手・北設支部)	9月中旬
	第3 四半期	第7回こども農学校
就農林相談会		10月上旬
北設支部クッキングフェスタ		10月中旬
第8回こども農学校		10月21日(土)
J Aまつりの開催 (合併30周年記念開催)		10月21日(土)
奥三河きわめびと伝承講座		10月27日(金)
農業・農政講演会		10月下旬
第9回こども農学校		11月11日(土)
J A文化講座		11月14日(火)
家の光大会&クッキングフェスタ		11月下旬
第10回こども農学校 修了式		12月 2日(土)
新規就農者の集い		12月上旬
奥三河きわめびと伝承講座		12月15日(金)
支店運営委員会 (12会場)		12月中下旬
第4 四半期		J A文化講座
	J A愛知東女性大会	1月下旬
	購買取引委員会	1月下旬
	奥三河きわめびと伝承講座	2月 9日(金)
	青壮年部との意見交換会	2月中旬
	准組合員大学	2月下旬
	生産部会長会	3月上旬
	J Aアグリラリー	3月 9日(土)
	グリーファームしんしろ オープン	3月19日(火)
	支店運営委員会 (12会場)	3月中下旬
やまびこ大学組合員組織集会	3月下旬	

※定例理事会 毎月1回 開催 ※監事監査・会計監査人監査 ※内部監査 ※合併30周年記念行事 (各種開催)
 ※組合長杯スポーツ大会 (ソフトバレー・野球・バレーボール・サッカー・グラウンドゴルフ) の開催

支店を核とした取組み

令和5年度 支店を核とした組織基盤づくり 活動計画

支店名	年間目標	活動テーマ	活動内容等	参加者等	開催時期
中央支店	組合員、地域住民とのコミュニケーションづくり	支店2階会議室開放による地域貢献	「手作り正月飾りしめ縄教室」を開催	15名程度	12月
鳳来地区 (長篠・大野・鳳来寺) 合同企画		管内の組合員を対象にし、旧鳳来3地区の親睦を図る	支店運営委員会、年金友の会を中心に下期(11月頃)を目標に3支店合同親睦グラウンドゴルフ大会の開催	90名 (3支店)	11~12月
作手支店	支店を核とした組織基盤づくり活動を通じて金融店舗としての役割だけでなく地域住民の集まる場としての支店の確立を目指す	組合員・地域住民・JA職員の集まる機会の提供による「ふれあい」づくり	夜店の開催 ・支店、営農センター、SS、Aコープ、支店運営委員会、女性部、作手商工会の協力、参加にてAコープ駐車場で開催し、地域住民の集まる機会を提供する		7~9月
		こども園園児たちに植物、土、水と触れ合う機会を提供	作手女性部と保護者の協力のもと、作手こども園の園児とプランターで、ひまわりを育てることにより、植物、土、水と触れ合う機会を提供する	園児(15名~20名) 保護者(5名~10名) 女性部(1名~5名) 支店(1名~3名)	4~6月
		管内美化活動による、地域貢献	作手女性部を中心に「虹の里」の花壇整備、環境整備を年2回実施する	女性部(5名~10名) 支店(1名~3名)	4~6月
設楽支店	健康増進とデジタル化への対応をサポートし地域に密着した店舗づくりを目指す	元気に暮らす意識づくり	年金友の会会員に対して、厚生連による出前健康講話の実施	20名程度	10月
東栄支店	「人が集うこと」「元気、健康であること」「絆を再確認すること」と考え、地域に密着した店舗づくりを目指す	地域住民とJA職員との親睦を深めることを目的として情報交換会等の交流を行いJA及び地域の活性化を目的に実施する	ゴルフコンペ及び懇親会の開催(フレンドシップ東栄)	30名	7~9月
		年金友の会が主となり、スポーツ等を通じて心身ともに健康で地域の親睦を図る	「東栄地区グラウンド・ゴルフ大会」の開催 (年金友の会東栄支部、支店運営委員会)	180名	3月



支店名	年間目標	活動テーマ	活動内容等	参加者等	開催時期
津 具 支 店	地域住民へ情報発信し地域に密着した支店づくりを目指す	地元特産物の販売を行い、地域住民や地区外居住者へのPRを行い、地域活性化を図る	「津具高原マルシェ」への参加	1000名	10～11月
本店業務課 各支店共通		デジタル化を考慮しスマホ教室を開催	講師を迎えスマホの使い方の開催 年間2回開催予定	各5～15名 程度	第1回 7～9月 第2回 1～3月

※各支店活動について、新型コロナウイルスの動向等を注視し開催等の決定をして参ります。

定款及び定款附属書総代選挙規程の一部変更について

(1) 変更の理由

- 1 支店再編計画にもとづき支店統廃合を実施するため、従たる事務所の一部削除を行う。
- 2 「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、定款に定める農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例の規定（第12条の2）の根拠法令が「農地中間管理事業の推進に関する法律」となったため、所要の整備を行う。

(2) 主な変更内容

1 従たる事務所の一部廃止（定款第4条）

東郷支店、中央支店の廃止、本店業務課への統合により、新城市川路、新城市字町並を削除する。

- 2 ・利用権設定された正組合員の地位継続にかかる根拠法令を変更する。
- ・農地中間管理事業の推進に関する法律に合わせて、「利用権」を「賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権（賃借権等）」とする。

この変更の対象となる条文は以下の通りである。

(定款)

- ① 事務所（第4条）
- ② 農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例（第12条の2）
- ③ 総代会（第50条）

(定款附属書総代選挙規程)

- ④ 選挙区等（第3条）

(3) 定款変更新旧対照表

(下線部は変更箇所)

新	旧
第1章 総 則 (事務所)	第1章 総 則 (事務所)
第4条 この組合は、主たる事務所を、新城市平井字中田6番地の1に置き、従たる事務所を、次の各地に置く。 新城市豊栄 (削除) 新城市黒田 (削除) 新城市長篠 新城市大野 新城市玖老勢 新城市作手高里 北設楽郡設楽町田口 北設楽郡設楽町東納庫 北設楽郡豊根村下黒川 北設楽郡設楽町津具字本間 北設楽郡東栄町大字本郷	第4条 この組合は、主たる事務所を、新城市平井字中田6番地の1に置き、従たる事務所を、次の各地に置く。 新城市豊栄 新城市川路 新城市黒田 新城市字町並 新城市長篠 新城市大野 新城市玖老勢 新城市作手高里 北設楽郡設楽町田口 北設楽郡設楽町東納庫 北設楽郡豊根村下黒川 北設楽郡設楽町津具字本間 北設楽郡東栄町大字本郷



新	旧
<p>第3章 組合員 (農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例) 第12条の2</p> <p><u>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権（以下「賃借権等」という。）を設定したことにより前条第2項第1号に該当しなくなった者（同項第2号に該当する者を除く。）であって、同項第3号又は同条第3項第4号若しくは第5号に該当する組合員である農用地利用改善事業実施団体の構成員であるものうち、当該賃借権等の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、理事会において次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の確認を受けたものは、引き続きこの組合の正組合員とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 <u>賃借権等</u>を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること 3 (略) <p>第7章 総代会 (総代会) 第50条 この組合は、総会に代わるべき総代会を設けるものとする。</p> <p>② 総代は、正組合員でなければならず、かつ、その半数以上は第12条第2項各号に該当する正組合員でなければならない。</p> <p>③～⑤ (略)</p>	<p>第3章 組合員 (農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例) 第12条の2</p> <p><u>農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって利用権を設定したことにより前条第2項第1号に該当しなくなった者（同項第2号に該当する者を除く。）であって、同項第3号又は同条第3項第4号若しくは第5号に該当する組合員である農用地利用改善事業実施団体の構成員であるものうち、当該利用権の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、理事会において次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の確認を受けたものは、引き続きこの組合の正組合員とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 <u>利用権</u>を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること 3 (略) <p>第7章 総代会 (総代会) 第50条 この組合は、総会に代わるべき総代会を設けるものとする。</p> <p>② 総代は、正組合員でなければならず、かつ、その半数以上は第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員でなければならない。</p> <p>③～⑤ (略)</p>

附 則

- 1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生じる。ただし、第4条新城市川路及び新城市宇町並の記載に関わる変更は、従たる事務所の廃止登記完了日以降効力を生じる。

(4) 定款附属書総代選挙規程変更新旧対照表

(下線部は変更箇所)

新	旧
<p>(選挙区等)</p> <p>第3条 総代の選挙は、選挙区ごとに行う。</p> <p>② 総代の選挙区及び各選挙区の総代の定数は、別表のとおりとする。</p> <p>③ 各選挙区の総代の半数以上は、この組合の定款第12条第2項各号に該当する正組合員でなければならない。</p> <p>④ 正組合員は、その住所を有する選挙区において投票権を有する。ただし、この組合の地区外に住所を有する正組合員は、その者が最も多くの耕作地（<u>農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権</u>の設定を行った土地を含む。）を有する選挙区において投票権を有する。</p>	<p>(選挙区等)</p> <p>第3条 総代の選挙は、選挙区ごとに行う。</p> <p>② 総代の選挙区及び各選挙区の総代の定数は、別表のとおりとする。</p> <p>③ 各選挙区の総代の半数以上は、この組合の定款第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員でなければならない。</p> <p>④ 正組合員は、その住所を有する選挙区において投票権を有する。ただし、この組合の地区外に住所を有する正組合員は、その者が最も多くの耕作地（<u>農用地利用集積計画の定めるところにより利用権</u>の設定を行った土地を含む。）を有する選挙区において投票権を有する。</p>

附 則

この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生じる。

農地利用調整に関する事業規程の一部変更について

(1) 変更の理由

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布され、改正法において町村は、農業者や農協等による協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施し、地域の将来の農業の在り方、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を策定・公告することとされた。

これに伴い、本規程についても改正法の趣旨に沿った内容に変更する。

(2) 主な変更内容

① 事業内容（第6条）

改正法において町村が作成する地域計画は、将来の農業や農地利用に関するものであり、地域の営農に対する影響が大きい。

そのため、本規程において、「地域の地権者及び担い手の意向を幅広く集約し、町村が定める地域計画に反映されるよう努めることとする」等、農地利用調整に関する事業に関してJAが取組むべき内容を記載した。

② 改廃権限の理事会への委譲（第11条）

本規程を定めた背景には、農地集積円滑化事業の中間管理事業への統合があり、JAが引き続き農地の調整に関与していくことを組合員に周知する目的もあり総代会決議事項とした。

本規程の設定から3年が経過した中で、組合員への周知は一定程度達成されたため、改廃の権限を総代会から理事会へ変更することとする。

③ 旧円滑化事業から農地バンク事業への移行等（第7条、第10条）

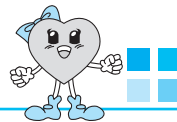
本規程で定めていた、「組合からの申出、機構の承諾・公告による承継」については、令和5年3月までの経過措置であることから見直しを行う。

(3) 農地利用調整に関する事業規程変更新旧対照表

(下線部は変更箇所)

新	旧
<p>第1章 総 則 (事業実施の基本方針)</p> <p>第1条 愛知東農業協同組合(以下「組合」という。)は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号、<u>以下「基盤法」という。</u>)第6条第1項の規定に基づき設楽町、東栄町、豊根村において作成された農業経営基盤強化促進基本構想(以下「基本構想」という。)及びこの組合が作成する地域農業ビジョン(以下「ビジョン」という。)に則して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者(以下「担い手」という。)に対する農地の利用集積・集約を図るため、農地利用調整事業を行うものとする。</p> <p>② この組合は必要な要員を確保し、農地利用調整事業として次の事業を行うものとする。</p>	<p>第1章 総 則 (事業実施の基本方針)</p> <p>第1条 愛知東農業協同組合(以下「組合」という。)は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第1項の規定に基づき設楽町、東栄町、豊根村において作成された農業経営基盤強化促進基本構想(以下「基本構想」という。)及びこの組合が作成する地域農業ビジョンに則して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者(以下「担い手」という。)に対する農地の利用集積・集約を図るため、農地利用調整事業を行うものとする。</p> <p>② この組合は必要な要員を確保し、農地利用調整事業として次の事業を行うものとする。</p>

新	旧
<p>1 農地利用相談窓口事業 この組合に農地利用相談窓口（以下「窓口」という。）を設置し、農地の所有者（以下「地権者」という。）及び担い手からの農地利用についての相談に応じるとともに、<u>この規程の第4条に定める関係機関及び関係団体と連携して、基盤法第19条第1項の規定により町村が定める農用地等の区域における農業基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）</u>の話し合いに關与して地域の意向を確認し、農地集積・集約について普及啓発活動に取り組む。</p> <p>2 農地の集積・集約に関する事業 担い手への農地集積・集約を実現するために、農地中間管理機構（以下「機構」という。）との間で、<u>農地中間管理事業（以下「農地バンク事業」という。）</u>の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第22条第2項の規定に基づいて業務受委託契約を締結し、<u>農地バンク事業</u>に関する事務を実施する。 また、旧農地利用集積円滑化事業（改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業、以下「旧円滑化事業」という。）により契約している農地については、契約期間終了の時期等において調整を行い、担い手への農地集積・集約を推進することとする。</p> <p>第2条～第3条 （略）</p> <p>（事業実施に当たっての調整等） 第4条 （略）</p> <p>（削除）</p> <p>② この組合は、<u>地域計画</u>の作成主体である事業地域の町村から、情報提供の要請があった場合につ</p>	<p>1 農地利用相談窓口事業 この組合に農地利用相談窓口（以下「窓口」という。）を設置し、農地の所有者（以下「地権者」という。）及び担い手からの農地利用についての相談に応じるとともに、第4条に定める関係機関及び関係団体と連携して、<u>人・農地プラン</u>の話し合いに關与して地域の意向を確認し、農地集積・集約について普及啓発活動に取り組む。</p> <p>2 農地の集積・集約に関する事業 担い手への農地集積・集約を実現するために、農地中間管理機構（以下「機構」という。）との間で、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第22条第2項の規定に基づいて業務受委託契約を締結し、<u>農地中間管理事業（以下「農地バンク事業」という。）</u>に関する事務を実施する。 また、旧農地利用集積円滑化事業（改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業、以下「旧円滑化事業」という。）により契約している農地については、契約期間終了の時期等において調整を行い、担い手への農地集積・集約を推進することとする。</p> <p>第2条～第3条 （略）</p> <p>（事業実施に当たっての調整等） 第4条 （略）</p> <p>② <u>この組合が農地利用調整事業を行うに当たっては、事業地域の町村が行う農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法第4条第4項に規定する事業をいう。）及びその他農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。</u></p> <p>③ この組合は、<u>人・農地プラン</u>の作成主体である事業地域の町村から、情報提供の要請があった場</p>



新	旧
<p>いては、<u>可能な限り</u>情報提供を行うものとする。 ただし、個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）に基づき行うものとする。</p> <p>（事業方針及び結果報告）</p> <p>第5条 この組合は、毎年度、<u>（削除）</u>事業の種類ごとに事業の方針を定め、総代会で承認を得ることとし、<u>また、事業の結果を、総代会で報告する。</u></p> <p>第2章 農地利用相談窓口事業 （事業内容）</p> <p>第6条 この組合は、窓口を設置して<u>担当者を配置し、</u>地権者及び担い手からの相談に応じることにより、事業地域内の農地の荒廃化を防止し、効率的な利用が実現できるように調整する事務を担うとともに、<u>地域の地権者及び担い手の意向を幅広く集約し、町村が定める地域計画に反映されるよう努めることとする。</u> 具体的には次に掲げるものとする。</p> <p>1 <u>この組合は、定期的に開催される生産者部会、地域の会議等で地域計画及び農地集積・集約の重要性を周知するとともに、地権者及び担い手の農地及び営農に関する意向の把握に努めることとする。</u></p> <p>2 <u>地域計画の作成時には、町村の求めに応じて事業地域の関係機関と協議を行い、役割分担を明確にした上で連携して対応し、ビジョン及び前項で確認した農業者の意向が反映されるよう議論に関与する。</u></p> <p>3 <u>町村が、地域計画作成のために開催する地域における話し合いには積極的に参画し、この組合が作成しているビジョンを反映して、地域の営農体制の維持が図られるよう助言する。</u></p> <p>4 <u>既に作成されている地域計画について、記載内容（地域の担い手、地域農業の将来方向、農</u></p>	<p>合については、情報提供を行うものとする。ただし、個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）に基づき行うものとする。</p> <p>（事業方針）</p> <p>第5条 この組合は、毎年度、<u>その行う</u>事業の種類ごとに事業の方針を定め、総代会で承認を得ることとする。</p> <p>第2章 農地利用相談窓口事業 （事業内容）</p> <p>第6条 この組合は、窓口を設置し、地権者及び担い手からの相談に応じることにより、事業地域内の農地の荒廃化を防止し、効率的な利用が実現できるように調整する事務を担うこととする。 具体的には次に掲げるものとする。</p> <p>1 <u>地権者及び担い手から、農地の貸借、将来の営農等について相談を受けたときには、この組合が作成する地域農業ビジョンに即したマッチングを提案する。また、定期的に開催される生産者部会、地域の会議等で農地集積・集約の重要性を周知する。</u></p> <p>2 <u>地域の農地の有効利用と担い手が効率的な農業経営を実現できるよう、組合内の他部署と連携して、総合的な営農相談についても対応できるよう体制を整備する。</u></p> <p>3 <u>人・農地プランの作成（変更）時には、事業地域の関係機関と協議を行い、役割分担を明確にした上で連携して対応し、地域農業ビジョン及び前項で確認した農地の相談内容が反映されるよう議論に関与する。</u></p> <p>4 <u>既に作成されている人・農地プランについても、中心的な農業者、地域の農業の将来方向に</u></p>

新	旧
<p><u>地の集積・集約等）の変更が生じた場合については、町村に変更の申入れを行う。</u></p> <p><u>5 地域の農地の有効利用と担い手が効率的な農業経営を維持・継続できるよう、この組合内の他部署と連携して、総合的な営農相談についても対応できるよう体制を整備する。</u></p> <p>第3章 農地集積・集約に関する事業 (事業内容)</p> <p>第7条 この組合は、<u>事業地域内における農地の権利移動については、農地バンク事業を活用して農地集積・集約化を推進するものとし、農地利用窓口において農地集積・集約化に取り組むことを組合員に周知する。</u></p> <p>(事業実施地域)</p> <p>第8条 この組合が行う農地集積・集約化に関する事業の実施地域は、第2条の事業地域から、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。）を除いた地域とする。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>ついて確認を行い、問題があれば町村に変更の要請を行う。</u></p> <p><u>5 地域における話し合いが開催される場合には、積極的に参画し、組合が作成している地域農業ビジョンを反映し、地域の営農体制の維持、中心的な農業者への支援策活用等が図られるよう助言する。</u></p> <p>第3章 農地集積・集約に関する事業 (事業内容)</p> <p>第7条 この組合は、<u>事業地域内において農地集積・集約を推進するため、農地の貸借に関する案件及び旧円滑化事業契約農地の契約期間満了等に際しては、農地バンク事業及び基本構想に基づく利用権設定等促進事業を推進するものとし、引き続き農地利用窓口において農地集積・集約に取り組むことを組合員に周知する。</u></p> <p>(事業実施地域)</p> <p>第8条 この組合が行う農地集積・集約に関する事業の実施地域は、第2条の事業地域から、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。）を除いた地域とする。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(配分計画作成者への指定)</p> <p><u>第10条 この組合は、事業地域の町村より指定を受けて、配分計画の案を作成できる主体となることにより、担い手への農地の集積・集約に資するため、町村と連携して配分計画案を作成する。ただし、第11条による対応を優先する。</u></p> <p>(集積計画一括方式への対応)</p> <p><u>第11条 この組合は、地権者と担い手との意向が整った農地については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2に基づく集積計画一括方式</u></p>



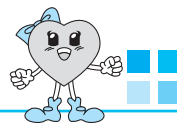
新	旧
<p>(旧円滑化事業から農地バンク事業への移行)</p> <p>第10条 この組合は、旧円滑化事業で契約している農地について農地バンク事業に移行する。その手法については、地域の実情、補助事業の活用等を考慮して、以下より選択し円滑な移行に努めることとし、移行完了までは従前の規定により管理を行うものとする。</p> <p>なお、この条項については、旧円滑化事業による契約期間満了までの時限措置とする。</p> <p>1 契約期間が満了した農地から随時移行</p> <p>旧円滑化事業の契約期間が満了する農地について、地権者及び担い手に連絡し、契約継続の意向が確認できれば、農地バンク事業での更新になることを説明の上、手続を行う。</p> <p>2 合意解約を行い移行</p> <p>担い手等との話し合いにおいて、旧円滑化事業による契約を合意解約して農地バンク事業に移行する場合、地域計画が作成されている地域においては、地域計画の目標地図に基づいて集積・集約化が行われることを地権者及び担い手に説明した上で、農地バンク事業への移行手続を行う。</p>	<p>での対応を推進することとし、集積計画案を作成して町村に提出する。</p> <p>(旧円滑化事業から農地バンク事業への移行)</p> <p>第12条 この組合は、旧円滑化事業で契約している農地について農地バンク事業に移行する。その手法については、地域の実情、補助事業の活用等を考慮して、以下より選択し円滑な移行に努める。</p> <p>1 契約期間が満了した農地から随時移行</p> <p>2 合意解約を行い移行</p> <p>3 組合からの申出、機構の承諾・公告により承継</p>
<p>(削除)</p>	<p>(契約期間が満了した農地から随時移行)</p> <p>第13条 この組合は、旧円滑化事業の契約期間が満了する農地について、地権者及び担い手に連絡し、契約継続の意向が確認できれば、農地バンク事業での更新になることを説明の上、手続を行う。その際には集積計画一括方式を優先する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(合意解約を行い移行)</p> <p>第14条 この組合は、地域の話し合いにおいて、合意解約による移行が適当と判断した場合は、地権者及び担い手に連絡し、合意解約による移行について同意が得られれば、農地バンク事業による新規設定となることを説明の上、手続を行う。その際には、集積計画一括方式を優先する。</p>

役員を選任について

1. 理事候補者

氏名 (生年月日)	略歴	所信
今泉伸一 (昭和43年9月26日)	平成7年4月 農業に専従 平成29年6月 非常勤理事就任 (現在に至る) 【認定農業者】	組合員、農業者に認められる 組合運営に努めます。
今村守博 (昭和34年8月11日)	昭和61年11月 農業に専従 平成23年6月 非常勤理事就任 (現在に至る) 【農業経営士】 【認定農業者】	組合員や利用者の意見を尊重し、 組合運営に努めます。
小山嘉之 (昭和28年2月18日)	昭和48年4月 農業に専従 平成20年6月 非常勤理事就任 平成23年6月 非常勤理事退任 (現在に至る) 【農業経営士】 【認定農業者】	農業協同組合は農業が基本と 再認識し組合運営に努めます。
海野文貴 (昭和35年11月8日)	平成23年6月 常務理事就任 平成31年1月 代表理事組合長就任 (現在に至る) 【実践的能力者】	組合員の意見を真摯に受け、 健全で活力ある組合運営に努 めます。
伊藤靖彦 (昭39年12月29日)	昭和60年4月 農業に専従 平成29年6月 非常勤理事就任 (現在に至る) 【農業経営士】 【認定農業者】	組合員や地域住民の意見を尊 重し、組合運営に努めます。
加藤久美子 (昭和38年11月7日)	平成10年8月 ミノルタ株式会社 退社 平成18年3月 社会福祉法人美竹会 入職 (現在に至る) 【女性部会員】 【実践的能力者】	女性組合員の視点から魅力あ る地域農業や組合運営に努め ます。
鈴木雅晴 (昭和30年5月13日)	平成29年8月 株式会社マグナリゾート 入社 執行役員 経営企画室室長 令和4年2月 株式会社マグナリゾート 退社 令和4年2月 有限会社 鈴木屋に従事 (現在に至る) 【実践的能力者】	先代より長く金庫農協にお世 話になり、感謝いたしますと 共に、これまでの企業経験を 活かして愛知東農協の地域振 興事業へのご協力に励む所存 でございます。
石野泰志 (昭和29年6月26日)	平成27年3月 愛知県小中学校教員 退職 平成31年4月 農業に従事 (現在に至る) 【実践的能力者】	組合員や地域住民の意見を尊 重し、組合運営に努めます。
伊藤満 (昭和27年10月11日)	平成24年10月 コニカミノルタビジネス テクノロジーズ株式会社 課長 退職 平成25年9月 株式会社 香月堂 入社 平成28年1月 株式会社 香月堂 退社 (現在に至る) 【実践的能力者】	組合員及び地域住民の視点で 事業運営を点検・助言してい きます。

氏名 (生年月日)	略歴	所信
松下 恒雄 (昭和27年4月26日)	平成22年 1月 日能研株 教務部 理科長 退社 平成29年 6月 非常勤理事就任 (現在に至る) 【実践的能力者】	組合員や地域住民の意見を尊重の上、組合員視点から事業運営に努めます。
齊藤 茂 (昭和28年6月27日)	平成26年 3月 新城設楽農林水産事務所農業改良普及課新城駐在室長 退職 平成28年 4月 関谷醸造(株)アグリ事業部 技術顧問就任 令和 2年 6月 非常勤理事就任 (現在に至る) 【農業改良普及指導員】 【実践的能力者】	組合員や地域住民の意見を尊重し、組合運営に努めます。
横山 卓央 (昭和29年1月13日)	平成26年 3月 愛知県立新城東高等学校 実習助手 退職 平成26年 4月 農業に従事 (現在に至る) 【実践的能力者】	組合員や地域住民の意見を尊重し、組合運営に努めます。
宮本 泰男 (昭和28年3月9日)	昭和53年 4月 農業に専従 令和 2年 6月 非常勤理事就任 (現在に至る) 【夢山水部会・受託部会・トマト部会 部会員】 【認定農業者】	魅力ある地域農業の実現に向けて取り組みます。
山城 良治 (昭和36年1月7日)	昭和56年 4月 農業専従 平成20年 6月 非常勤監事就任 平成23年 6月 非常勤理事就任 令和 2年 6月 非常勤理事退任 (現在に至る) 【農業経営士】 【認定農業者】	組合員や地域住民の意見を尊重し、組合運営に努めます。
川根 弘子 (昭和30年8月6日)	昭和54年 3月 東栄町立東栄病院 退職 昭和55年 4月 農業に従事 (現在に至る)	女性目線から見た組合運営に努めます。
上村 光 (昭和38年11月17日)	平成 9年 3月 (有)バリーズ退社 平成 9年 4月 農業に専従 令和 2年 6月 非常勤理事就任 (現在に至る) 【農業経営士】 【認定農業者】 【トマト部会員】	農業で地域の発展に貢献できるように農協と共に取り組みます。
田邊 一吉 (昭和30年2月25日)	平成22年 3月 豊根村役場総務課長 退職 平成22年 4月 豊根村副村長就任 平成30年 3月 豊根村副村長退任 平成30年 4月 農業に専従 (現在に至る) 【実践的能力者】	荒廃農地が増える中、組合員の意見を聴き農業振興に努めます。
井原 正亘 (昭和31年10月11日)	平成17年 4月 大和機工(株) 退社 平成17年 5月 農業に専従 令和 2年 6月 非常勤理事 就任 (現在に至る) 【いちご部会員】 【認定農業者】	部会員の意見を尊重し組合運営に努めます。



氏名 (生年月日)	略歴	所信
夏目保夫 (昭和27年4月15日)	平成25年 3月 新城市役所 退職 平成29年 6月 非常勤理事 就任 (現在に至る) 【梅部会部会員】 【実践的能力者】	協同を基本理念に支え寄り添えるよう努めます。
森富夫 (昭和27年2月19日)	昭和49年 4月 農業専従 平成14年10月 非常勤理事就任 (現在に至る) 【実践的能力者】	組合員の経営をサポートし、組合の事業運営に努めます。
市川修也 (昭和34年10月9日)	平成26年 3月 トヨタ自動車株式会社 退社 平成26年 4月 農業に専従 (現在に至る) 【実践的能力者】 【トマト部会会員】	地域住民の意見を尊重し地域農業の発展に心がけます。
安藤君子 (昭和26年11月19日)	平成27年 3月 愛知東農業協同組合 退職 平成27年 6月 助け合い組織 「つくしんぼうの会」入会 (現在に至る) 【実践的能力者】 【つくしんぼうの会会員】 【女性部 会員】	管内の過疎化が進み地域高齢者の生活と意見を尊重し組合運営に努めます。
佐々木富子 (昭和34年6月26日)	平成元年 6月 津具村役場 退職 平成11年 7月 農業に専従 令和 2年 6月 非常勤理事 就任 (現在に至る) 【実践的能力者】 【農村生活アドバイザー】 【北設ミニトマト部会部会員】 【女性部】	女性の意見も反映した事業実施を図ります。
竹下武重 (昭和36年3月11日)	平成29年 6月 常勤監事 就任 令和 2年 6月 専務理事 就任 (現在に至る) 【実践的能力者】	組合員や地域住民の声を聞き農協運営に努めます。
河合司 (昭和36年4月3日)	平成30年 4月 店舗部長 就任 令和 2年 6月 常勤理事 就任 (現在に至る) 【実践的能力者】	組合員や地域住民の営農と生活の向上に寄与できる組合運営に努めます。
鈴木廣一 (昭和39年12月4日)	平成30年 4月 設楽支店長 就任 令和 2年 6月 常勤理事 就任 (現在に至る) 【実践的能力者】	組合員・地域利用者の期待に応えられるJAであり続けるために、地域農業の振興、地域の活性化を図り、健全で安定した組合運営に取り組んでいきます。

2. 監事候補者

氏名 (生年月日)	略歴	所信
牧野純久 (昭和26年3月13日)	平成23年4月 農業専従 令和2年6月 非常勤監事 就任 (現在に至る)	非常監事としてリスク管理面を確認していきます。
神谷博幸 (昭和26年1月19日)	令和3年4月 明治安田生命(相) 中部公法人部顧問 退職 (現在に至る)	監事として、素人目線で消費者の立場にたって事業運営全般を勉強して参ります。
原田あけみ (昭和34年5月15日)	平成21年1月 愛知東農業協同組合 退職 平成21年3月 農業に従事 (現在に至る)	女性の立場から魅力ある農業の現実に向けて取組みます。
伊藤弘美 (昭和29年1月13日)	助け合い組織ドレミの会入会 平成28年5月 会長就任 平成29年6月 員外監事就任 (現在に至る)	員外監事としてリスク管理面を付託なく確認していきます。
栗田保幸 (昭和39年6月5日)	平成30年4月 金融共済部長 就任 令和2年6月 常勤監事 就任 (現在に至る)	組合事業運営の健全性を監視、検証していきます。

(注) 1. 農業経営基盤強化促進法第13条第1項に定める認定農業者8名、農業協同組合法（以下、「農協法」という。）第30条第12項第2号で定める実践的能力者17名の計25名により、農協法第30条第12項の要件を満たしております。

2. 理事候補者のうち、農協法第30条第12項第2号の規定に該当する者（実践的能力者）は次のとおりです。当該候補者については、経験や実績等から、当組合の行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有すると判断しております。

- ① JA愛知東生産部会部会員及びOB・OG
- ② JA・連合会役職員の役員及び管理職（課長以上）の経験者
- ③ 国・地方公共団体の農業関連部門の経験者
- ④ 企業役員及び管理職（課長職以上）の経験者
- ⑤ JA愛知東助け合い組織の役員及びOG

3. 役員候補者と当組合との間における特別の利害関係は次のとおりです。

- ① 理事候補者 今泉伸一氏、伊藤靖彦氏、宮本泰男氏、井原正亘氏、市川修也氏、佐々木富子氏は、当組合との間に貸付の利用関係があります。
- ② 監事候補者 栗田保幸氏は、当組合との間に貸付の利用関係があります。

4. 当組合では、当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を補填するものです。

5. 伊藤弘美氏は員外監事候補者であります。

6. 伊藤弘美氏を員外監事候補者とした理由は組合員外の視点から当組合の業務・会計にかかる監査に活かしていただきたいため、員外監事としての選任をお願いするものであります。

退任役員に対する役員退職慰労金の支給について

退任役員の略歴は次のとおり

氏 名	略 歴
原 隆 文	令和 2年 6月 非常勤理事 就任（現在に至る）
白 井 秀 和	平成29年 6月 非常勤理事就任（現在に至る）
小 林 哲 次	平成29年 6月 非常勤理事 就任（現在に至る）
矢 田 勉	平成23年 6月 非常勤理事 就任（現在に至る）
下 山 康 人	平成29年 6月 非常勤理事 就任（現在に至る）
平 松 敏 治	平成29年 6月 非常勤理事 就任（現在に至る）
加 藤 博 俊	平成23年 6月 非常勤監事 就任 平成26年 6月 非常勤理事 就任 平成29年 6月 非常勤監事 就任 令和 2年 6月 非常勤理事 就任（現在に至る）
青 山 丈 子	令和 2年 6月 非常勤理事 就任（現在に至る）
小 西 永 人	平成20年 6月 非常勤理事 就任（現在に至る）
坂 口 和 男	平成23年 6月 非常勤理事 就任（現在に至る）
伊 藤 愛 子	平成29年 6月 非常勤理事 就任（現在に至る）
大 山 満 子	平成29年 6月 非常勤監事 就任（現在に至る）
河 野 祥 章	平成23年 6月 常勤理事 就任 令和 2年 6月 非常勤監事 就任（現在に至る）

JAバンク基本方針の一部変更について

JAバンク基本方針については、金融情勢の変化、JAバンク会員の経営状況等を踏まえ、JAバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証し、必要に応じて当該方針の内容を変更することとされている。

今般、農林中央金庫（以下「農林中金」という。）は、JAバンク会員を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、JAバンク会員が経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、令和5年3月16日開催の農林中金臨時総代会において、JAバンク基本方針の変更にかかわる承認を受けた。

については、その主な変更内容および変更後のJAバンク基本方針を次のとおり報告する。

(1) 主な変更内容

• 統一的な内部管理態勢の確保にかかわる対応

- ① 農林中金はJAバンクの総合戦略に加え、「内部管理態勢の構築にかかる指針」を樹立する旨を追加する。

（注）「内部管理態勢の構築にかかる指針」は、JAバンク会員が金融機関として重点的な対応が必要となる内部管理態勢を具体化するため、令和5年2月22日開催の農林中金経営管理委員会において新たに制定されたものである。

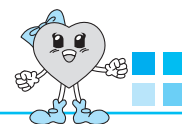
- ② JAバンク会員の責務として、「JA・信連は法令等を遵守のうえ、金融機関として必要な内部管理態勢を全国どこでも統一的な水準で確保する」旨を追加する。

• 役員による金融商品取引法違反にかかわる対応

レベル格付指定基準（業務執行体制）に、「JA・信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合」を追加する。

(2) 変更後のJAバンク基本方針（本文）

変更後のJAバンク基本方針は、次のとおりである。



JAバンク基本方針

I 「JAバンクシステム」の基本的方向

「JAバンク会員」（農林中金の会員のうち信用事業を行うJAと信連、および農林中金）は、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取組むことにより、「JAバンクシステム」を確立する。

（以下、本方針において、特に注記のない限り、「JA」には1県1JAを含み、「信連」には農林中金へ一部事業譲渡を行った信連を含むものとする。農林中金が信用事業を譲り受ける際に設置する特定承継会社については、別表のとおり本方針を適用する。）

- 1 JA・信連・農林中金の総合力を結集し、全体として実質的に一つの金融機関として機能するような運営システムを確立する。
- 2 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行う。
- 3 JAバンク全体として、資金を安全かつ効率的に運用・活用し、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止する。
- 4 将来にわたり健全な経営を持続するため、自ら経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善に取り組む。
- 5 経営改善が困難な場合には、経営破綻を未然に防止するため、速やかに組織統合を行う。
- 6 指定支援法人に基金を設定し財源を予め確保するとともに、経営改善や組織統合に必要な支援を行う。

II 「JAバンク会員」の役割等

1 農林中金の役割

- (1) 農林中金は、JAバンクの総合的戦略および内部管理態勢の構築にかかる指針（以下「総合的戦略等」という。）を樹立するとともに、本方針に基づき、信連・JAに対して必要な指導を行う。
- (2) 農林中金は、JAバンクシステムの適切な運営を行うため、経営管理委員会の下に信連・JAの代表者等からなる「JAバンク中央本部」（以下「中央本部」という。）を設置する。
本方針に基づく個別指導の発動、指定支援法人への支援要請、本方針を遵守しない会員に対するペナルティー措置の発動等に関しては、必ず中央本部に付議する。
- (3) 農林中金は、特定承継会社を適切に運営する。
- (4) 農林中金は、(1)の役割を的確かつ効率的に果たすため、Ⅲの3の報告等にかかわらず、なお必要がある場合、JA・信連が会計監査を受ける会計監査人との間で情報連携を図る。
- (5) 農林中金は、JA・信連の経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

2 JA・信連の役割

- (1) JA・信連は、本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守する。
- (2) 信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）は「JAバンク県本部」を設置し、管内JAが本方針を遵守するように指導し、JAは信連の指導を遵守する。なお、管内JAの合意が得られる場合は、本方針より厳しい基準に基づいて指導することができる。
ただし、信連によるJAの指導に著しい困難が生じた場合には、信連が常態に復するまでの間、農林中金がJAに対し必要な指導を行う。
（注）信連によるJAの指導に著しい困難が生じた場合等については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。
- (3) 信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金、1県1JA県域においてはJA。）は、JAバンクの総合的戦略に基づく県域戦略を策定し、一体的な事業運営に取り組む。
- (4) 信連は、JAの経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

3 中央会との連携

- (1) 農林中金は、Ⅱの1の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、全国農協中央会および都道府県農協中央会と連携を図る。
- (2) 信連は、Ⅱの2の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、都道府県農協中央会と連携を図る。
- (3) 農林中金は、(1)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、全国農協中央会および都道府県農協中央会との間で情報連携を図る。
- (4) 信連は(2)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、都道府県農協中央会との間で情報連携を図る。

III 「JAバンク会員」の責務

1 JAバンクの一体的な事業運営

JA・信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金）は、次のとおり、JAバンクの総合的戦略に基づいて、一体的な事業運営を行う。

- (1) JA・信連は、JAバンクにおいて基本とするシステム（JASTEM、系統決済データ通信システム）・事務により、全国どこでも統一された金融商品・サービスの提供を行う。
- (2) JA・信連は、災害等の発生により業務継続に支障が生じた場合であっても、利用者に必要な金融サービスが全国どこでも提供できるよう、別途定めるJAバンク業務継続基本要綱を遵守する。
- (3) (1)および(2)の前提として、JA・信連は法令等を遵守のうえ、金融機関として必要な内部管理態勢を全国どこでも統一した水準で確保する。

2 JAバンク全体の安全・効率運用の確保

JA・信連は、JAバンク全体での安全・効率運用の確保を図るため、次のとおり、信連・農林中金に対する資金の預入等を行う。

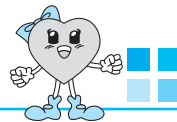
- (1) JAは信連・農林中金に、信連は農林中金に貯金の相当割合を預け入れすることとし、この割合は、原則として、2分の1を下限とする。

- ただし、JAは信連に、余裕金の相当割合を預け入れすることも可能とし、この割合は、原則として、3分の2を下限とする。
- (2) JA・信連は、別途定める相互援助預金預託基準を遵守する。
- (3) JA・信連は、別途定める余裕金運用にかかる自主ルールを遵守する。
- 3 経営状況の報告等
- (1) JA・信連は、JAバンクシステム運営の基礎として、経営管理資料、体制整備状況、検査・監査の指摘事項等、その他経営状況に関する事項等について、JAは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金に報告を行うほか、農林中金が求める調査に応じる。
- (2) 本方針に定める基準に該当するJAは、農林中金が信連と連携して行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
- (3) 本方針に定める基準に該当する信連は、農林中金が行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
- (注) (1)の経営状況に関する報告および(2)(3)の資産精査・実査の基準については、別紙1-1および1-2に定める。
- 4 資金運用制限ルールの遵守
- 資金運用（貸出・有価証券等）が体制と能力を超えて行われることを防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準、業務執行体制にかかる基準に該当するJA・信連は、資金運用範囲の制限を行い、体制、体力に応じた資金運用とし、リスク抑制による損失拡大を防止する。
- (注) 資金運用制限ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、資金運用制限の内容は、別紙3に定める。
- 5 経営改善ルールの遵守
- (1) 経営悪化や破綻を未然に防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準に該当するJA・信連は、経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強、信用事業の再編（以下「事業再編」という。）等の経営改善策を実行する。また、業務執行体制にかかる基準に該当するJA・信連は、体制の見直し等の業務執行体制の改善を実行する。
- (2) この場合、JA・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
- (注) (1)の経営改善ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2)の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。
- 6 組織統合ルールの遵守
- (1) JAバンクシステムの信頼性と金融機能の維持を図るため、JA・信連は、経営継続上の重大な問題が生じた場合に、6か月以内（経営破綻の場合直ちに）に、JAは信連・農林中金に、信連は農林中金に信用事業譲渡等を行う。
- (2) この場合、JA・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
- (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJAは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。
- (注) (1)の組織統合ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2)の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。
- 7 会計監査人監査等への適切な対応
- (1) 法令または定款により会計監査人を置くべきJA・信連は、内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人による会計監査（以下「会計監査人監査」という。）に基づいて経営の透明性および信頼性を確保する。
- (2) (1)に該当しないJAは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該JAは、内部統制を適切に確立したうえで、当該定款の定めを設けるまでの間農林中金が求める会計監査人監査に代わる調査に応じる。
- (注) (2)の調査の実施基準および内容は、別紙5-1に定める。
- 8 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守
- (1) 営農・経済事業に注力することを目的として信連・農林中金への信用事業譲渡による信用事業運営体制の再編成を希望するJA（以下「再編成希望JA」という。）は、信用事業譲渡を含めた信用事業再編成計画を策定し、実践する。
- (2) この場合、JAが指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
- (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJAは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。
- (注) (2)の支援策および支援の前提条件は、別紙6に定める。
- 9 指定支援法人への財源拠出
- (1) JA・信連・農林中金は、指定支援法人に対して、別途定める基準（負担割合等）に基づき、毎年度必要な財源拠出等を行う。
- (2) この拠出負担金割合は、各県における問題発生の有無等に応じて、格差をつけるものとする。

IV 「JAバンク会員」が享受するメリット

本方針を遵守する「JAバンク会員」は次のメリットを享受することができる。

- 1 「JAバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知。
- 2 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い。
- 3 農林中金がサービスマーク登録を行っている「JAバンク」商標、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用。
- 4 指定支援法人の支援。



V 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

J Aバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、J Aバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。

（注）基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）は、別紙7に定める。

VI 基準等の変更

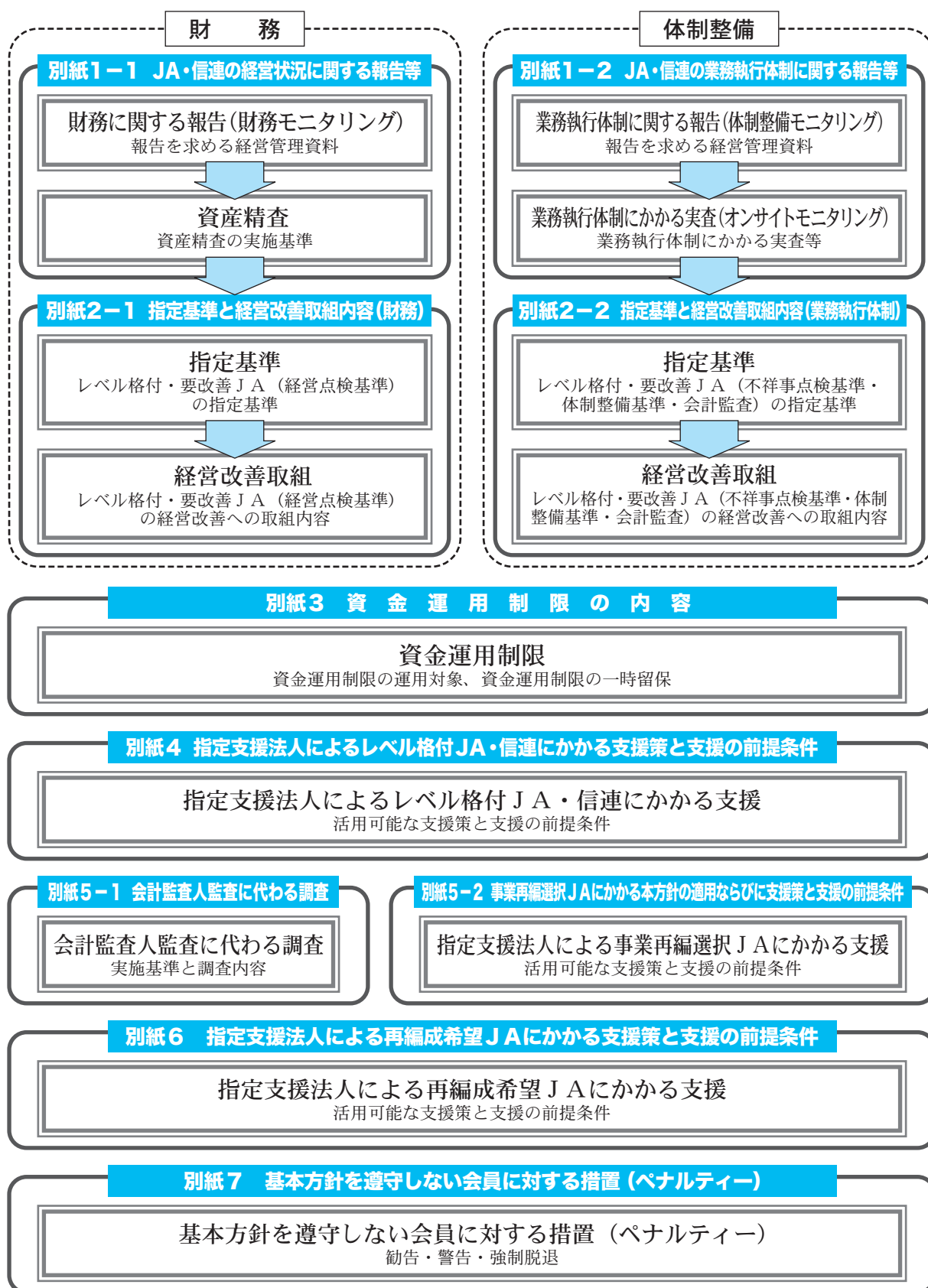
本方針の内容・基準については、金融情勢の変化、J Aバンク会員の経営状況等を踏まえ、J Aバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

（附 則）

- 1 平成16年6月25日付一部変更に伴う別紙2の基準の適用については、平成15事業年度にかかるJ A・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 2 平成17年6月24日付一部変更に伴う別紙2の基準の適用については、平成16事業年度にかかるJ A・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 3 平成17年6月24日付一部変更に伴う、別紙3-1、3-3の自力再建型資本注入を受けたJ Aにかかる基準、別紙4の組織統合型・自力再建型資本注入の支援実施の前提条件については、平成17年6月24日以降のJ Aバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入案件より適用する。
- 4 平成18年6月27日付一部変更に伴う、別紙2の資産精査の実施基準の適用については、平成17事業年度にかかるJ A・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 5 平成19年6月26日付一部変更に伴う、別紙4の組織統合型・自力再建型資本注入および資金贈与の支援実施の前提条件については、平成19年6月26日以降のJ Aバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入および資金贈与の案件より適用する。
- 6 平成20年6月25日付一部変更に伴う、別紙2の資産精査・業務執行体制にかかる実査の実施基準の適用については、平成19事業年度にかかるJ A・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査・実査より適用する。
- 7 平成22年3月26日付一部変更に伴う基準等の適用については、平成21年12月期決算にかかるJ A・信連の経営状況の報告より適用する。
- 8 平成25年3月22日付一部変更に伴う、別紙1-2の新たな業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング）については、平成25事業年度の「業務執行体制に関する報告」より適用する。
- 9 平成25年3月22日付一部変更に伴う、別紙2-2の要改善J A（体制整備基準）および体制整備の指定基準によるレベル格付については、平成24・25・26事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、改善に向けた取り組みが行われている場合には指定を行わない。
- 10 平成25年3月22日付一部変更に伴う、別紙2-2の要改善J A（体制整備基準）の指定にあたっては、平成27事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、猶予期間を設けない。
- 11 平成26年6月25日付一部変更に伴う、別紙2-1の要改善J A（経営点検基準）にかかるレベル格付基準については、平成27年1月1日より適用する。なお、指定後経過期間については、平成26年1月1日時点で既に要改善J A（経営点検基準）に指定を受けているJ Aには「指定後2年経過」を「1年経過」に短縮のうえ適用する。
- 12 平成26年6月25日付一部変更に伴う、別紙2-2の「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事が発生した場合」の基準については、平成27年1月1日より適用する。
- 13 平成28年3月16日付一部変更については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行日（平成28年4月1日）より適用する。
- 14 平成30年3月16日付一部変更に伴う、Ⅲの7、別紙1-1の会計監査報告の写しの提出、別紙1-2の会計監査人の退任にかかる報告および業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、別紙2-2の指定基準ならびに別紙5-1については、平成31事業年度より適用する。
- 15 平成30年3月16日付一部変更に伴う、別紙4の資本注入（事業再編型）および資金贈与（財務支援・事業再編型）にかかる支援の前提条件は、平成30年3月16日時点で既にレベル1、2の指定を受けているJ Aには「指定後1年以内」を「平成31年3月16日まで」と読み替えて適用する。
- 16 平成30事業年度または平成31事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第22条第1項に定める規模に達しておらず、かつ、事業再編による経営基盤の強化を選択することを理事会、経営管理委員会または総会等で決定したうえで、その旨を平成31年5月31日までに農林中金に報告したJ A（レベル格付の指定を受けているJ Aを除く。以下「事業再編選択J A」という。）にかかる本方針の適用ならびに支援策と支援の前提条件は、別紙5-2による。
- 17 別紙2-2にかかわらず、平成31事業年度の「業務執行体制に関する報告」において資金運用体制（貸出・審査体制）の未整備が確認されたJ Aのレベル格付指定までの猶予期間は、J Aバンク健全化要綱において定める。
- 18 平成31年3月14日付一部変更に伴う、Ⅱの3、Ⅲの3、別紙1-1、別紙1-2の中央会等との連携およびJ A全国監査機構監査にかかる報告等については平成31年9月30日より適用する。ただし、当該日より前に組織変更を行った都道府県農協中央会については、当該組織変更を行った時より適用する。
- 19 平成31年3月14日付一部変更に伴う、別紙1-2の会計監査人にかかる業務執行体制に関する報告、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、別紙2-2のレベル格付（会計監査）の指定基準については、平成31事業年度より適用する。
- 20 平成31年3月14日付一部変更に伴う、別紙1-1の資産精査の実施基準、別紙2-1の要改善J A（経営点検基準）の指定基準については、平成31事業年度にかかるJ A・信連の経営状況の報告より適用する。
- 21 平成31年3月14日付一部変更に伴う、別紙1-2の不祥事等が発生・発覚した場合の対応、別紙2-2のレベル格付（不祥事点検）および要改善J A（不祥事点検基準）の指定基準等については、平成31年9月30日より適用する。

以上

基本方針別紙体系図





JA・信連の経営状況に関する報告等

1 財務に関する報告（財務モニタリング）

JA・信連は、経営状況に関する事項として、以下の資料等について、JAは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

経営管理資料	
通 期 実 績	○通期決算実績および事業計画にかかる基礎情報 ○事業量・B/S・P/L・自己資本比率・余裕金運用の状況等の基礎情報 ○会計関連資料：減損損失、繰延税金資産等（JA） ○決算速報（信連）
上 半 期 実 績（仮決算）	○事業量・損益にかかる基礎情報
期 末 の 決 算 見 込	○損益・自己資本比率による基礎情報（JA）
その他経営状況に関する事項	
早期警戒制度に基づく行政庁命令を受けた場合、その旨を速やかに報告する。 その他、指導業務の遂行上必要な場合、求められた報告を行う。	
系統B I Sシステムを使用した経営状況に関する報告	
JA・信連は系統B I Sシステムを使用して報告を行い、農林中金・信連は、指導業務の遂行上必要な場合、系統B I Sシステムによるモニタリングを行う。	

- ・報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（JAについては、JAバンク健全化要綱において定める。）
- ・上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 資産精査の実施基準

「財務に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が精査対象として決定したJA・信連は、農林中金が信連と連携して行う（精査対象が信連の場合、農林中金が行う）資産の精査に応じる。

▶「財務に関する報告」をもとに算定した数値が以下に該当する場合		
○別紙2-1に定めるレベル格付の指定基準に該当する場合		
○別紙2-1に定める要改善JAの指定基準のうち、「ストレステスト後自己資本比率8%未満」に該当する場合		
○以下の項目が指定基準に該当する場合		
貸 出 等 信 用 供 与	(1) 分類債権比率	対信用供与額20%以上
	(2) 貯貸率	70%以上
	(3) 特定業種への与信	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準 (JAについての具体的な基準は、JAバンク健全化要綱で定める)
	(4) 大口与信先への与信（JAに限り適用）	
	(5) 非保全債権（大口与信先のうち要管理先以下）考慮後自己資本比率	
有 価 証 券	(1) 貯証率（JAに限り適用）	15%以上 (JAバンク健全化要綱で定める場合には資産精査を省略できる)
	固 定 資 産 等	(1) 事業利益赤字
(2) 他部門運用（JAに限り適用）		
○信用事業にかかる残高・損益・経営指標・資産の健全性に大きな変化が明らかである場合		
▶行政検査・会計監査人監査における指摘や、事故・不祥事等があり、「財務に関する報告」の信頼を失うような事態が生じた場合		
▶行政検査を拒否した場合		

別紙 1 - 2

JA・信連の業務執行体制に関する報告等

1 業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング等）

JA・信連は、業務執行体制の整備状況に関する事項として、以下の資料等について、JAは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

体制整備状況	<p>○内部監査体制、事務リスク管理体制、貸出・審査体制、余裕金運用体制、リスク管理体制、法令等遵守状況等に関するもの。</p> <p>※JAにおいては、JAバンク健全化要綱に定める体制整備基準にかかる体制整備計画・整備状況について、信連等の実査結果を踏まえ報告する。</p>
行政検査・会計監査人の指摘事項等	<p>行政庁命令または以下の指摘事項等があった場合、その旨を速やかに報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金運用体制やリスク管理体制等の体制上の問題に関するもの ・法令等遵守状況に関するもの ・自己査定の適正性に関するもの
不祥事等	<p>不祥事等（重大な係争案件を含む）が発生・発覚した場合は、レベル格付・要改善JA制度（不祥事点検基準）への該当有無を含め、その旨を速やかに報告する。</p> <p>※JAにおいては、JAバンク健全化要綱に定める不祥事点検基準にかかる再発防止策・取組状況について報告する。</p>
会計監査人	<p>○会計監査人が退任する場合、退任時期、退任理由および後任の会計監査人等※の選任の状況を速やかに報告する。</p> <p>○会計監査人からの会計監査報告を速やかに報告する。限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合は、その要因等についても報告する。</p>

※ 農業協同組合法に定める一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。

- ・報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（JAについては、JAバンク健全化要綱において定める。）
- ・上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング等）

- (1) 「業務執行体制に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が実査対象として決定したJA・信連は、農林中金が信連と連携して行う（実査対象が信連の場合、農林中金が行う）実査に応じる。

<p>▶ 不祥事等が発生・発覚した場合</p> <p>▶ 行政検査・会計監査人監査で重大な指摘を受ける等、「業務執行体制に関する報告」の内容に後日疑義が生じた場合</p> <p>▶ 法令または定款により会計監査人を置くべきJA・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合</p> <p>▶ 会計監査人から限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合</p>
--

- ・業務執行体制にかかる実査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（JAについては、JAバンク健全化要綱において定める。）

- (2) JAは、信連等が「業務執行体制に関する報告」の点検・判定のため行う毎年度の常例の実査に応じる。



別紙 2 - 1

指定基準と経営改善取組内容（財務）

1 レベル格付

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A ・ 信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指 定 基 準	改 善 目 標 期 間
レベル 1	要改善 J A（経営点検基準）指定後 2 年経過しても改善の目処が立たない場合	2 年以内に、要改善 J A 指定を受けるに至った指定基準に該当しない状態に改善
	行政庁から早期警戒制度（持続可能な収益性と将来にわたる健全性）に基づく業務改善命令を受けた場合	業務改善計画において定める期間
	実質自己資本比率※ 6 % 以上～ 8 % 未満	2 年以内に、格付を解消する水準に改善
レベル 2	当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 % 未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A	1 年以内に、事業再編にかかる契約について J A 総会決議により承認を受ける
	実質自己資本比率 4 % 以上～ 6 % 未満	1 年以内に、レベル 1 の水準に改善
レベル 3	レベル 1 ・ 2 指定 J A が改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行
	実質自己資本比率 4 % 未満	

※実質自己資本比率は、農業協同組合法に基づく最終事業年度の末日の自己資本の額から中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した項目を控除して算定する。資産精査実施先については資産精査の結果を踏まえた実質自己資本比率を採用する。

- レベル格付の指定を受けた J A ・ 信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- 指定を受けた J A ・ 信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、以下の経営改善策に取り組む。
（経営改善取組内容）
 - ▶ 経営管理の強化
 - ▶ 増資・内部留保積上げ等の自己資本増強
 - ▶ 不良資産の処理等の財務健全化
 - ▶ 経費削減等による収支改善 等
- 指定を受けた J A ・ 信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A ・ 信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善 J A（経営点検基準）

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A は経営改善に取り組む。

指 定 基 準	改 善 目 標 期 間
○ストレステスト後自己資本比率 8 % 未満 （J A にかかるストレステストの具体的な基準については、J A バンク健全化要綱で定める）	経営改善計画において定める期間

- 要改善 J A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- 指定を受けた J A は、経営改善計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

（共通）

- 当該事業年度の末日に上記の実質自己資本比率にかかるレベル 1 ・ 2 指定基準または要改善 J A の指定基準に該当する蓋然性が高い J A について、農林中金は指定を行い、早期に指導を行うことができる。
- 上記の指定基準、経営改善取組内容等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J A については、J A バンク健全化要綱において定める。）
- 農林中金は、J A バンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

別紙 2 - 2

指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）

1 レベル格付

別紙 1 - 2 の報告により以下の指定基準に該当する J A ・ 信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指 定 基 準	
レベル 1	資金運用体制	○体制整備基準のうち資金運用体制の項目が未整備 ○行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制）を受けた場合
	不祥事点検	○「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ○役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合 ○ J A ・ 信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合※
	体制整備	○「要改善 J A（体制整備基準）」指定後に策定される体制整備計画で定める期間において改善の目処が立たない場合
	会計監査	○法令または定款により会計監査人を置くべき J A ・ 信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ○会計監査人から、不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合
レベル 2	○レベル 1 指定後 2 年経過しても、格付解除の目処が立たない場合	
レベル 3	○経営継続に支障を来す重大な問題あり	

※ J A ・ 信連に関連する業務は、 J A ・ 信連の業務またはその役職員であることを前提に就任する関連団体の業務をいう。関連団体は、 J A ・ 信連が出資を行うまたは会費を支出する法人とし、その子会社も含める。金融商品取引法に違反した場合は、刑事罰・過料・課徴金が科された場合をいう。

- ・レベル格付の指定を受けた J A ・ 信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・レベル 3 の指定を受けた J A ・ 信連は、組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行する。
- ・指定を受けた J A ・ 信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、農林中金との協議により、以下の経営改善策を策定し取り組む。

（経営改善取組内容）

- ▶ 相互けん制機能強化等、資金運用体制の整備・見直し、会計監査人から無限定適正意見の会計監査報告を受ける等
- ・指定を受けた J A ・ 信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、 J A ・ 信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善 J A（不祥事点検基準・体制整備基準）

別紙 1 - 2 の報告により、以下の基準に該当した J A は、経営改善に取り組む。

	指 定 基 準
要改善 J A （不祥事点検基準）	○不祥事が発生し以下の不祥事点検基準に該当 ・組織性、隠蔽、長期間、反復、多額等 ○行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制以外）を受けた場合
要改善 J A （体制整備基準）	○体制整備基準（資金運用体制以外）の項目が未整備

- ・要改善 J A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
 - ・指定を受けた J A は、要改善 J A（不祥事点検基準）にあつては再発防止策、要改善 J A（体制整備基準）にあつては体制整備計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。
- ※レベル格付および要改善 J A の指定にあたり、別紙 1 - 2 の報告（体制整備モニタリング）において体制整備基準項目の未整備が確認された場合、指定まで 6 か月間の猶予期間を設ける。この間、該当 J A は速やかに体制整備に取り組む。

（共通）

- ・上記の指定基準、経営改善取組内容、経過措置等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ J A については、 J A バンク健全化要綱において定める。）
- ・農林中金は、 J A バンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。



資金運用制限の内容

別紙2-1・2-2により、レベル格付に指定されたJA・信連は、原則以下の資金運用制限を行い、信連・農林中金と月次資金協議を行って運用する。

1 JA

		運 用 対 象
レベル1	貸 出	<ul style="list-style-type: none"> ・地公体向け貸出 ・地公体外郭団体（地公体が保証あるいは損失補償を行う先）に対する貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・自組合貯金担保、共済担保、有価証券担保貸出 ・その他JAバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有 価 証 券	<ul style="list-style-type: none"> ・国債 地方債 政府保証債 ・農林債券 ・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。
レベル2 レベル3	貸 出	<ul style="list-style-type: none"> ・新規資金運用は信連・農林中金への預け金に限定する。 ※ただし、以下を除く ・自組合貯金担保貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・その他JAバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有 価 証 券	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。

2 信 連

		運 用 対 象
レベル1		<ul style="list-style-type: none"> ○新規運用は、正常先または優良担保保証付案件への貸出や、公共債等の低リスク銘柄への投資に限定。 ○運用総枠、業種別・格付別シーリング、与信期間等の設定。 ○ロスカトルールの厳格化。
レベル2 レベル3		<ul style="list-style-type: none"> ○新規与信行為の停止。

（共通）

- ・次期決算期までに、事業再編または組織統合を行うこと、経営改善・資本注入により当該レベル区分以上に自己資本比率が改善すること、資金運用体制にかかる体制整備基準に基づく問題解消が確実な場合、または再発防止策（体制整備計画）の着実な実践により問題解消が確実な場合、特定の地域・事業に限定されたガバナンスに問題ある不祥事件の場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の一部または全部の適用を、一時留保・修正することができる。
- ・係争案件等を抱えるケースで、十分な対策が事前に用意できている場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の適用を一時留保することができる。
- ・その他、JAにおいて、資金運用制限の適用を留保することができる場合の取扱い等については、JAバンク健全化要綱で定める。
- ・資金運用制限適用の一時留保・修正については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

別紙 4

指定支援法人によるレベル格付JA・信連にかかる 支援策と支援の前提条件

レベル格付の指定を受けたJA・信連が、経営改善を実施するうえで、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

レベル格付と活用可能な支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に中央本部で審議)	支援の前提条件	
利子補給 (レベル1～3)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる借入れ：貯払い資金または事業再編もしくは組織統合に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10年以内 ○利子補給率：1%以内 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営責任の明確化を行うこと ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること 	
債務保証 (レベル1～3)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10年以内 ○保証割合：100%以内 ○保証料率：0.1%以内 	<ul style="list-style-type: none"> ○利子補給と同じ 	
資本注入	事業再編型 (レベル1～3)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額 	<ul style="list-style-type: none"> ○レベル1、2JAについては、JAの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後1年以内に決定すること ○10年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	緊急支援型 (レベル2)	<ul style="list-style-type: none"> ○一次支援：経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援：事業再編を行うために必要かつ相当な金額 	<ul style="list-style-type: none"> ○「当該事業年度の末日の自己資本比率が8%未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いJA」としてレベル2の指定を受けること ○一次支援を行う場合：JAの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約についてJA総会決議による承認を指定後1年以内に受ける方針および自己責任を果たす方針を決定すること ○二次支援を行う場合： <ul style="list-style-type: none"> ・事業再編にかかる契約についてJA総会決議による承認を指定後1年以内に受けること ・自己責任を果たすこと ・10年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	自力再建型 (レベル1～2)	<ul style="list-style-type: none"> ○自己資本比率4%超10%までの範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ○責任ある経営体制を確立すること ○以下について実効的な経営改善策を策定すること <ul style="list-style-type: none"> ・10年以内に確実に消却原資を確保すること ・注入する資本控除後の実質自己資本比率を経営改善の開始後5年以内に8%以上に改善すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること



資 金 贈 与	費用助成 (レベル1~3)	○助成対象：J A信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は5年間を上限）	○利子補給と同じ
	財務支援・事業再編型 (レベル1~3)	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル1、2 J Aについては、J Aの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後1年以内に決定すること ○破綻処理3原則（減資、経営責任の追及、組織の消滅）に準じた対応を行うこと（貯保法を適用する破綻処理の場合には破綻処理3原則を遵守） ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	財務支援・緊急支援型 (レベル2)	○一次支援：経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援：事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が8%未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いJ A」としてレベル2の指定を受けること ○一次支援を行う場合：J Aの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約についてJ A総会決議による承認を指定後1年以内に受ける方針および破綻処理3原則に準じた対応を行う方針を決定すること ○二次支援を行う場合： ・事業再編にかかる契約についてJ A総会決議による承認を指定後1年以内に受けること ・破綻処理3原則に準じた対応を行うこと ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
損 害 担 保	事業譲渡型 (レベル1~3)	○対象債権：J A信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の50%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その50%以上を指定支援法人に納付 ○期間：10年以内	○利子補給と同じ ○責任ある事業運営体制を確立すること ○事業譲渡による抜本処理が最適であると判断されること
	一部事業譲渡型※ (レベル1~2)		

- ※一部事業譲渡型：J Aにおける農業者向け取引の一部を信連・農林中金に譲渡し、地域農業基盤の維持・強化の観点から、一定の時間をかけながら債務者管理・経営改善支援をより適切に行う場合
- ・支援の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J AについてはJ Aバンク健全化要綱において定める。）
 - ・中央本部の審議を経る計画には、具体的な経営改善策または組織統合の内容を盛り込む。
 - ・農水産業協同組合貯金保険法に基づく資金援助を補完するため、債務保証、資本注入（事業再編型）、資金贈与（財務支援・事業再編型）を活用することができる。
 - ・J Aバンク全体の信用秩序を維持する上で緊急かつ必要やむを得ないと認めた場合には、例外的な取扱いができるものとし、その実施については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

別紙 5 - 1

会計監査人監査に代わる調査

以下の実施基準に該当し、かつ農林中金が調査対象として決定したJAは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるまでの間、以下の調査に応じる。

○各事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第22条第1項に定める規模に達しておらず、かつ当該事業年度に開催される通常総会の時点で会計監査人を置く旨の定款の定めを設けていないJA

<調査の内容>

- ▶ 計算書類等の正確性の検証
 - ▶ 内部管理態勢の有効性の検証
 - ▶ 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についてのJA代表理事との協議
- 調査の具体的な内容等については、JAバンク健全化要綱において定める。



別紙 5 - 2

事業再編選択 J A にかかる本方針の適用ならびに 指定支援法人による支援策と支援の前提条件

1 本方針の適用

(1) 事業再編選択 J A については、Ⅲの 7(2)および別紙 5 - 1 を下表のとおり読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
Ⅲの 7(2)	(1)に該当しない J A は、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該 J A は、	(1)に該当しない事業再編選択 J A は、
	当該定款の定めを設けるまでの間	事業再編が完了するまでの間
別紙 5 - 1	<調査の内容> ▶ 計算書類等の正確性の検証 ▶ 内部管理態勢の有効性の検証 ▶ 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についての J A 代表理事との協議	<調査の内容> ▶ 計算書類等の正確性の検証 ▶ 事業再編の進捗状況の確認

(2) 別紙 2 - 2 にかかわらず、事業再編選択 J A については、別紙 1 - 2 の報告において内部監査体制または資金運用体制（貸出・審査体制）のうち J A バンク健全化要綱において定める項目が未整備であっても、事業再編が完了するまでの間指定を行わない。

2 活用可能な支援策と支援の前提条件等

事業再編選択 J A が、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

活用可能な支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に中央本部で審議)	支援の前提条件
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：事業再編による経営基盤強化を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は 3 年間を上限）	○事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を受けること ○事業再編による経営基盤強化の計画を策定し実践すること

- 支援の具体的な内容については、J A バンク健全化要綱において定める。
- 事業再編選択 J A が再編成希望 J A に該当しかつ再編成希望 J A にかかる支援の前提条件等を充足する場合、この支援策と重複して再編成希望 J A にかかる支援を受けることができる。

別紙 6

指定支援法人による再編成希望JAにかかる 支援策と支援の前提条件

再編成希望JAが、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

1 支援対象と活用可能な支援策

支 援 対 象	活 用 可 能 な 支 援 策
レベル格付の指定を受けていない再編成希望JA	利子補給、債務保証、資金贈与（費用助成）、損害担保

2 支援の前提条件等

支 援 策	支 援 供 与 水 準 (以下の範囲内で事案毎に中央本部で審議)	支 援 の 前 提 条 件
利 子 補 給	○対象となる借入れ：JA信用事業譲渡に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10年以内 ○利子補給率：1%以内	○営農・経済事業に注力することを目的としたJA信用事業譲渡の計画を策定し実践すること
債 務 保 証	○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10年以内 ○保証割合：100%以内 ○保証料率：0.1%以内	
資 金 贈 与 (費用助成)	○助成対象：JA信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は5年間を上限）	
損 害 担 保	○対象債権：JA信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の80%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その80%以上を指定支援法人に納付 ○期間：10年以内	

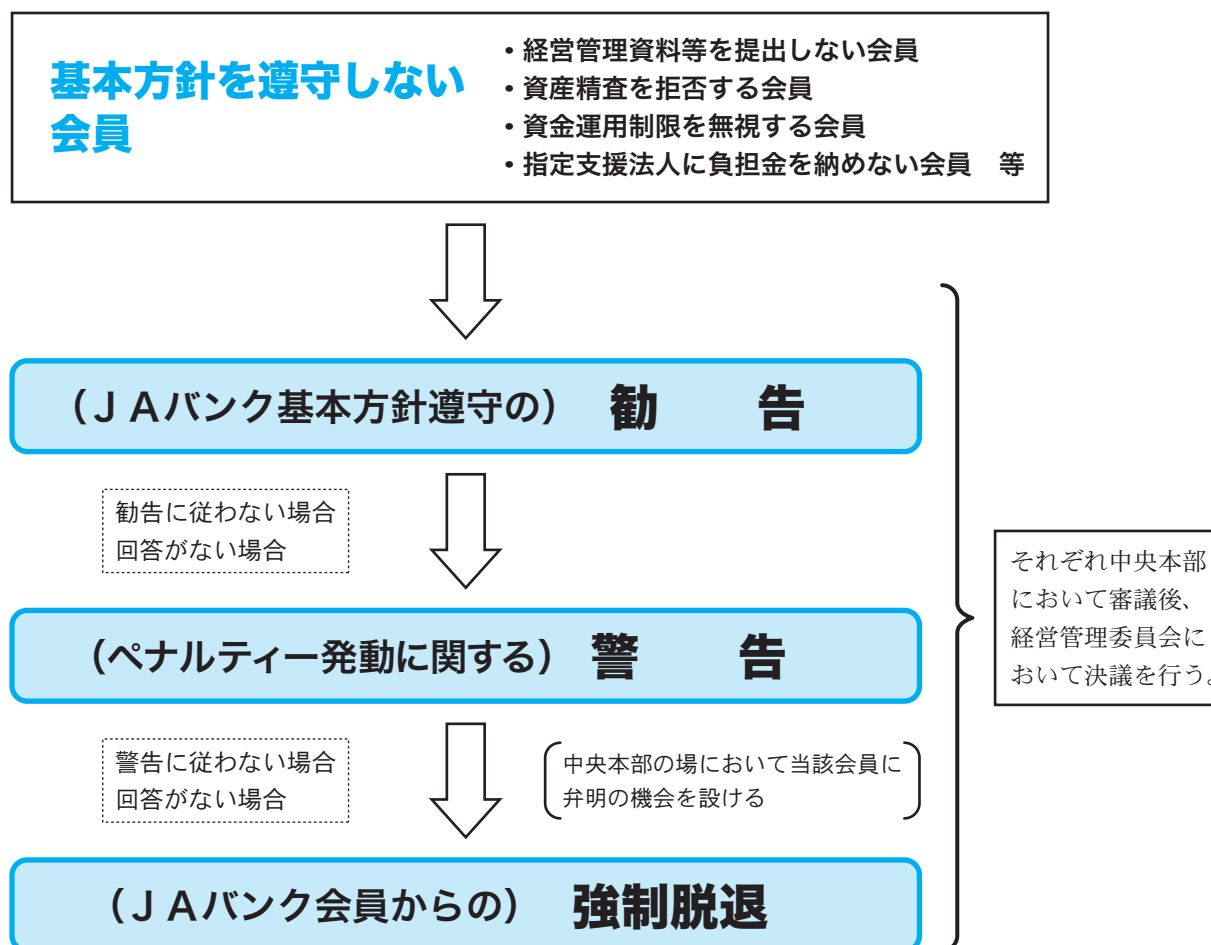
・支援の具体的な内容については、JAバンク健全化要綱において定める。



別紙 7

基本方針を遵守しない会員に対する措置(ペナルティー)

J Aバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、以下のとおり、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、J Aバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。



【 強 制 脱 退 の 効 果 】

- 1 「J Aバンク会員名簿」からの削除
- 2 「J Aバンク」商標の使用禁止
- 3 指定支援法人の支援対象からの除外 等

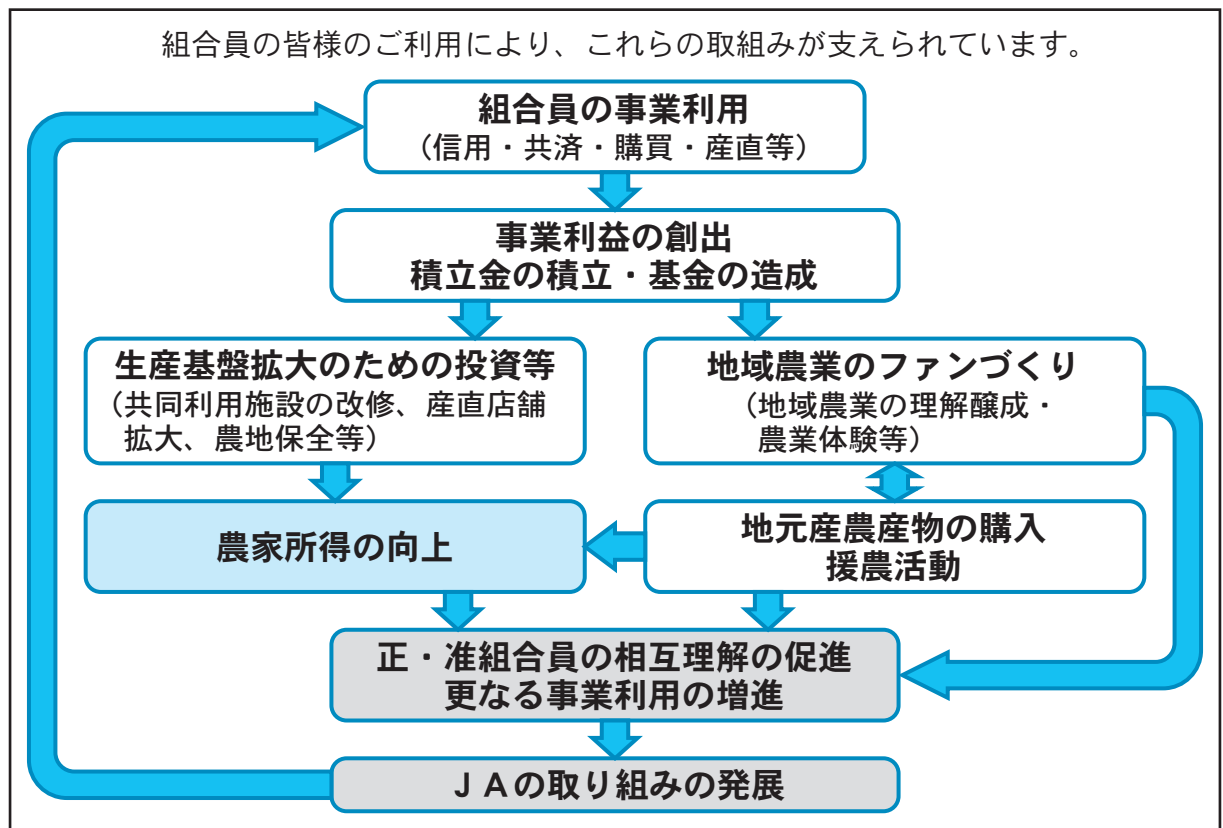
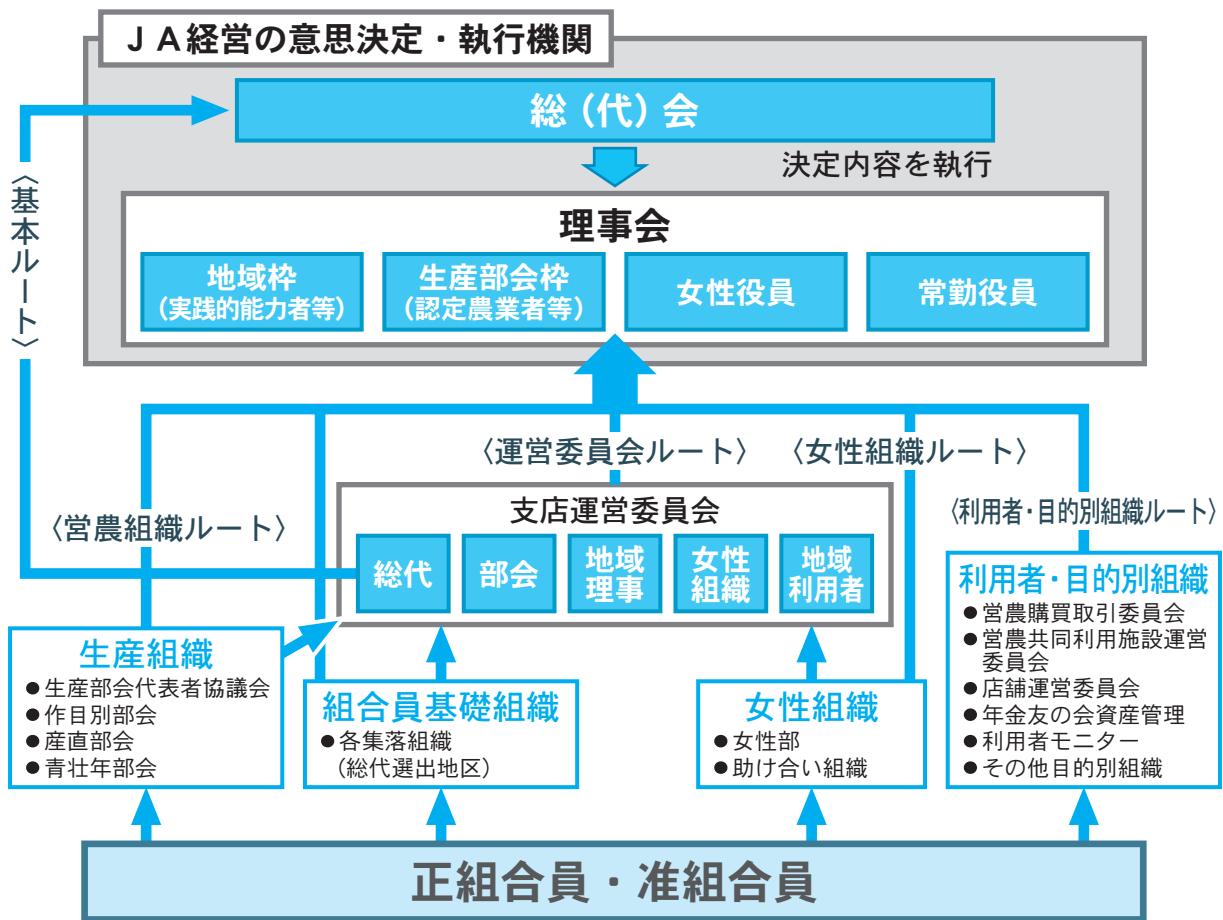
別表

特定承継会社にかかる本方針の適用

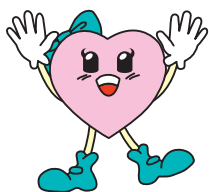
特定承継会社については、以下のとおり本方針を適用する。

本方針の規定	特定承継会社への適用
○Ⅰの1、2、4、5および6 ○Ⅲの1 ○Ⅲの5および6、別紙2-1、別紙2-2ならびに別紙4 ○Ⅲの8および別紙6 ○Ⅲの9 ○附則16および別紙5-2	農林中金とみなして適用する。
○Ⅰの3 ○Ⅲの2 ((3)を除く)	信連とみなして適用する。
○Ⅳ	JAバンク会員とみなして適用する。

J Aの組合員意思反映ルート



《未来に残そう水と緑》



愛知東農業協同組合

〒441-1361 愛知県新城市平井字中田6-1
TEL 0536-22-1225 (代表) FAX 0536-23-2929
<http://www.ja-aichihigashi.com>